

茅ヶ崎市みどりの基本計画 前期（H21～H23）報告書

平成 25 年 1 月

茅ヶ崎市

目次

1 目的及び構成	1
(1) 目的	1
(2) 基本計画に係る関係法令の改正等について（社会情勢の変化）	1
(3) 構成	2
2 みどりの基本計画前期（H21～H23）内部施策評価	8
(1) 地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO. 1～15）	13
(2) 地区のみどりの保全（施策 NO. 16～17）	47
(3) 農地の保全（施策 NO. 18～22）	51
(4) 公園・緑地の再生（施策 NO. 23）	65
(5) 河川のみどりの再生（施策 NO. 24～27）	67
(6) 海岸のみどりの再生（施策 NO. 28）	81
(7) 公共施設緑化・整備の推進（施策 NO. 29～31）	83
(8) 学校緑化の推進（施策 NO. 32～33）	89
(9) 道路緑化の推進（施策 NO. 34～36）	93
(10) 公園・緑地の整備（施策 NO. 37～42）	107
(11) 河川のみどりネットワークの推進（施策 NO. 43～47）	123
(12) 地区の緑化推進（施策 NO. 48～52）	137
(13) 民有地緑化の推進（施策 NO. 53～63）	149
(14) 基本計画の推進（施策 NO. 64）	173
(15) 協力体制の構築（施策 NO. 65～74）	175
(16) PR・情報提供の充実（施策 NO. 75～82）	195
(17) 資金の充実（施策 NO. 83～84）	215
3 緑地面積の経年比較	220
(1) 人口	221
(2) 施設緑地の面積	222
(3) 地域制緑地の面積	223
(4) 都市公園等の面積（住民 1 人当たり面積）	224
(5) 緑地の確保目標量への面積推移	225
4 市民 CS 調査（満足度アンケート）	226
(1) みどりに対する要望と意識	227
(2) 自然環境を有する地区の認知度、優先的に保全すべき場所	237
(3) みどりに関する取り組みの認知度	244
5 茅ヶ崎市みどり審議会による答申	251
(1) 地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO. 1～15）	252

(2) 地区のみどりの保全（施策 NO. 16～17）	254
(3) 農地の保全（施策 NO. 18～22）	255
(4) 公園・緑地の再生（施策 NO. 23）	257
(5) 河川のみどりの再生（施策 NO. 24～27）	258
(6) 海岸のみどりの再生（施策 NO. 28）	259
(7) 公共施設緑化・整備の推進（施策 NO. 29～31）	260
(8) 学校緑化の推進（施策 NO. 32～33）	261
(9) 道路緑化の推進（施策 NO. 34～36）	262
(10) 公園・緑地の整備（施策 NO. 37～42）	263
(11) 河川のみどりネットワークの推進（施策 NO. 43～47）	264
(12) 地区の緑化推進（施策 NO. 48～52）	265
(13) 民有地緑化の推進（施策 NO. 53～63）	266
(14) 基本計画の推進（施策 NO. 64）	268
(15) 協力体制の構築（施策 NO. 65～74）	269
(16) PR・情報提供の充実（施策 NO. 75～82）	271
(17) 資金の充実（施策 NO. 83～84）	272
総括	273

1 目的及び構成

(1) 目的

茅ヶ崎市みどりの基本計画（計画期間：平成21年度から平成30年度まで、以下「基本計画」とする。）は、本市の豊かな自然環境、歴史などを育んできた北部丘陵、農地、河川、海岸などのみどりを将来にわたり、持続性のある骨格のみどりとして保全・再生することを将来像としています。

計画を実行性のあるものとするため、適切な進行管理を行うためのPDCAサイクルを位置付けており、平成23年度をもって前期展開時期3年間が終了したことから、進捗状況の評価・検証を行う「C」チェックの役割として前期報告書を作成しました。

基本計画策定時から5年が経過する平成26年7月までに、この前期報告書等をもとに、社会情勢の変化なども勘案し事業計画の見直しを行い、基本計画の一部改訂を行います。

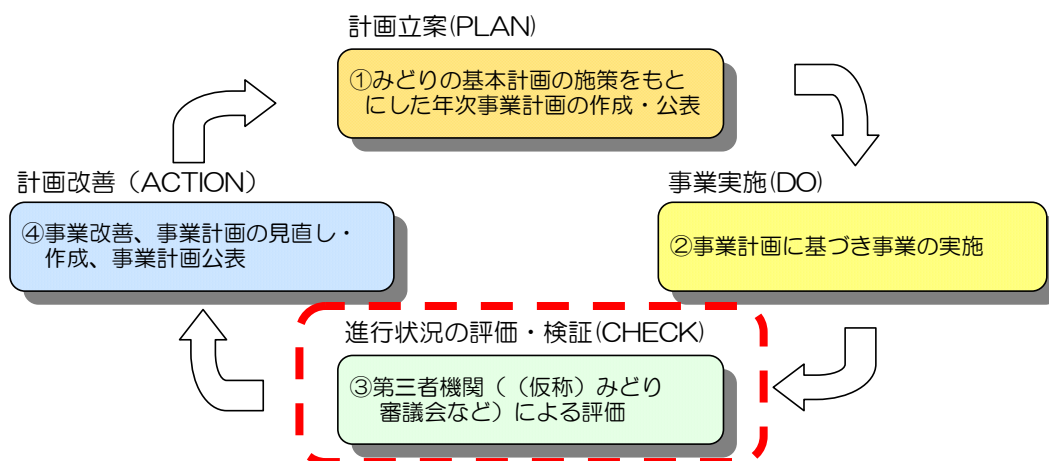


図 1 進行管理の仕組み（基本計画 P.126）

(2) 基本計画に関係する関係法令の改正等について（社会情勢の変化）

平成21年の基本計画策定後、平成23年5月と8月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第1次・第2次一括法）が公布され、関係法令が改正されました。同法により、条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲等が行われるものです。

基本計画の施策に関係する事務等についても、平成24年4月1日（一部は平成25年4月1日）より県から市に権限移譲されるもの、また、従来の国の基準を市が条例で定めるものがあり、主要な部分を以下に示します。

- ①都市緑地法関係：緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等が県から市に権限移譲されます。本市においては、現時点で清水谷特別緑地保全地区が該当します。
- ②都市計画法関係：緑地保全地域及び特別緑地保全地区（2以上の市町村の区域にわたるものを除く）、公園・緑地（国又は県が設置するものを除く）等の都市計画決定が県から市に権限移譲されます。
- ③都市公園法関係：都市公園の設置基準（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準）、公園施設の設置基準等を、参酌すべき基準※₁を踏まえて条例で定めることとなります。 ※₁ 参酌すべき基準：十分に参照した上で判断しなければならない、法令で定められた基準のことです。

(3) 構成

本報告書は、次に示す4つの事項により基本計画の前期の取り組みに対して進行管理を実施します。

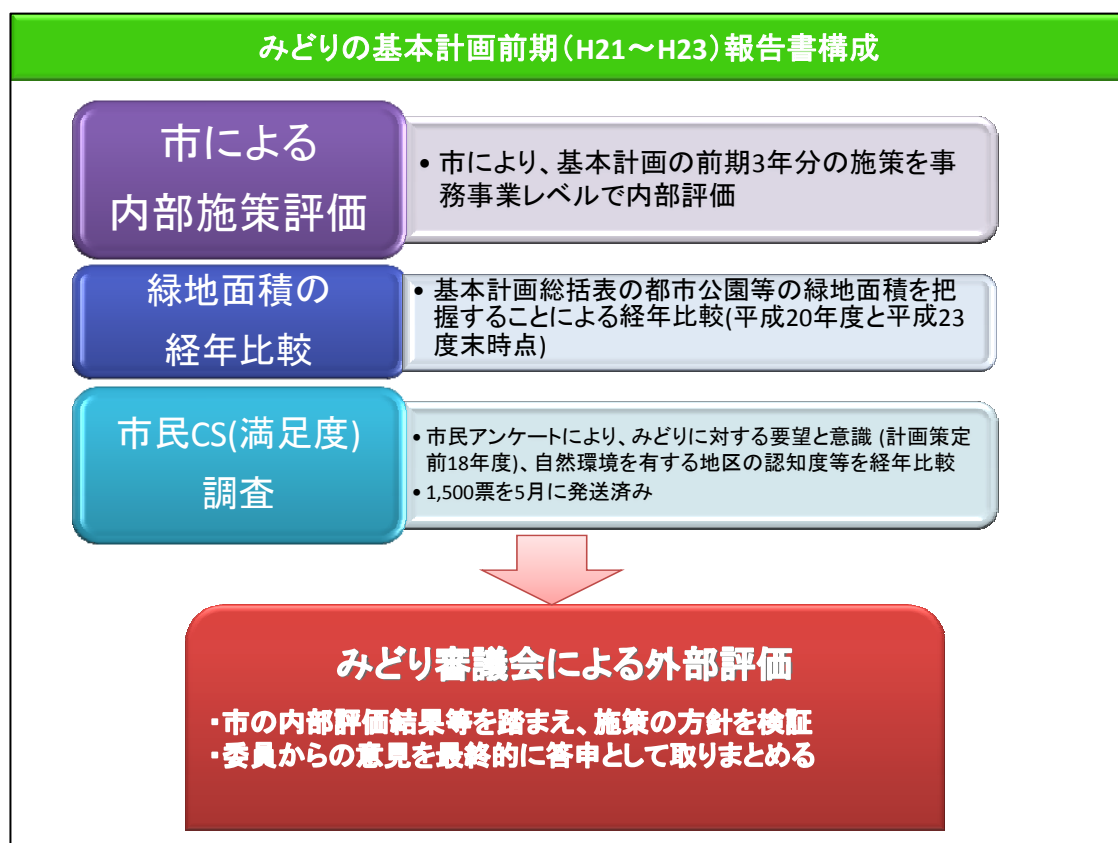


図 2 基本計画前期(H21～H23)報告書構成

①みどりの基本計画前期（H21～H23）内部施策評価

基本計画前期（H21～H23）内部施策評価は、基本計画で位置付けている84の個別施策のうち展開時期が該当する施策について、市により内部評価を実施します。ただし、展開時期が中期及び後期であっても、取り組みに着手している施策は評価を行います。

表 1 内部評価対象の個別施策一覧

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期			
				北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後
みどりの保全	1	特別緑地保全地区指定の推進【都・緑】	県・市	●■□						★	★	★
	2	市民緑地制度の推進【都・緑】	市	●○■□				●○■□		★	★	★
	3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【市・条】	市	●○■□	●○■□	●○■□	●○■□	●○■□		★	★	★
	4	（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	市	●□	●□					★	★	★
	5	緑地保全地域指定の推進【都・緑】	県・市	●■□								
	6	景観重要樹木指定の推進【景観】	市	□		□	□	□				
	7	風致地区指定に向けた取り組み【都・計】	県・市					●□				
	8	緑地協定締結の推進【都・緑】	市	●□				●□				
	9	生産緑地の継続【生・緑】	市		●■□							
	10	自然環境保全地域の継続【自・保】	県・市	●■□								
	11	農業振興地域・農用地域の継続	県・市		●■□							
	12	保安林の継続【森林】	国・県・市			●■□	●■□					
	13	保存樹林・樹木の指定・支援の充実【市・条】	市	●□				●□				
	14	景観法に基づく届出による景観誘導【景観】	市	□	□	□	□	□				
	15	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全【景観】	市	□		□	□	□				
	16	保全配慮地区指定によるみどりの保全【都・緑】	市					●○■□				
	17	伐採樹木届出制度の創設	市					●○■□				
	18	（仮称）水田保全対策事業の推進	市		●■□					★	★	★
	19	食育・地産地消の推進	市		○							
	20	複合的営農支援の継続	県・市		●○■□							
	21	市民農園の推進	市		●○■□							
	22	観光農園の推進	市		●○■□							
みどりの再生	23	公園再生（公園リニューアル）の推進	協働	●○■□				●○■□			★	★
	24	千ノ川整備事業の推進	市			●○■□					★	★
	25	移植林の育成管理の推進	国・市			●○■□						
	26	多自然型護岸の整備	県・市			●□						
	27	河川沿い緑化の推進	協働			●○□						
	28	海岸性植生保全・再生の推進	協働				●○■□					

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

【都・緑】は都市緑地法に基づく施策	【森林】は森林法に基づく施策
【都・計】は都市計画法に基づく施策	
【自・保】は自然環境保全法に基づく施策	●は環境保全システムに関わる施策
【生・緑】は生産緑地法に基づく施策	○はレクリエーションシステムに関わる施策
【景 観】は景観法に基づく施策	■は防災システムに関わる施策
【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策	□は景観形成システムに関わる施策
【県・条】は神奈川県条例に基づく施策	

《展開時期について》

「継」は既に実施されている施策で継続的に行うもの
「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

施策の方針		NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期			
					北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	29	（仮称）小出第二小学校用地の活用	市	●○■□						★	★	★
		30	公共施設緑化推進指針の作成	市	●□		●□		●□				
		31	公共施設（新築・改築）緑化の推進	協働	●□		●□		●□				
	学校緑化の推進	32	学校ビオトープの推進	協働	●○□				●○□				
		33	学校緑化の推進	協働	●○□				●○□				
	道路緑化の推進	34	街路樹緑化の推進	国・県・市	●■□				●■□				
		35	街路樹リニューアルの推進	市	●■□				●■□				
		36	ポケットパークの整備	市	●■□				●■□				
	公園・緑地の整備	37	市民の森の再整備	協働	●○■□					★			
		38	（仮称）柳島スポーツ公園の整備	市					●○■□		★	★	
		39	身近な公園の整備（借地公園含む）	市	●○■□				●○■□	★			
		40	湘南海岸公園の整備促進	県・市				●○■□			★	★	★
		41	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	県・市	●○■□								
		42	ビオトープの創出の推進	市			●○■□		●○■□				
	河川のみどりネットワークの推進	43	千ノ川整備事業の推進【再掲】	市			●○■□					★	★
		44	親水護岸の整備	県・市			○□						
		45	散策路（管理用通路）の整備	市			○						
		46	河川沿い緑化の推進【再掲】	協働			●○□						
		47	下水道暗渠上部緑化の推進	協働					○□				
	地区の緑化推進	48	緑化重点地区指定による緑化の推進【都・緑】	市					●○■□		★	★	★
		49	香川駅周辺緑化の推進	市					□				
		50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	市					□				
		51	浜見平地区における緑化の推進	市					●■□				
		52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	協働					□				
	民有地緑化の推進	53	緑化地域制度の導入【都・緑】	市					●○□				★
		54	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し【市・条】	市					●○■□		★	★	
		55	駐車場緑化の基準づくり	市	●□				●□				
		56	ランドスケープコードガイドラインの作成	市	●□				●□				
		57	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	市	●□				●□				
		58	緑化施設整備計画認定制度の活用【都・緑】	市					●□				
		59	記念樹配布事業の実施	市	●○				●○				
		60	グリーンバンク制度の創設	市	●○□				●○□				
		61	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定【都・計】	市					●□				
		62	生垣補助金制度による生垣緑化の支援【市・条】	市	●□				●□				
		63	社寺などのみどりの保全	協働	●□				●□				

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
【都・計】は都市計画法に基づく施策
【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策

●は環境保全系統に関わる施策
○はレクリエーション系統に関わる施策
■は防災系統に関わる施策
□は景観形成系統に関わる施策

《展開時期について》

「継」は既に実施されている施策で継続的に行うもの
「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

施策の方針		NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期			
					北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後
施策の推進	基本計画の推進	64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【市・条】 【再掲】	市							★	★	★
	協力体制の構築	65	（仮称）みどり審議会の設置・運営	協働							★	★	★
		66	みどりの里親制度の充実・普及	協働						★			
		67	里山ボランティア団体の育成	協働									
		68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用【県・条】	協働									
		69	事業者参加の充実	協働									
		70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	協働									
		71	緑化事業者評価制度（SEGES）の活用	協働									
		72	学校との連携推進	市									
		73	自治会などとの連携推進	協働									
		74	管理協定締結の推進【都・緑】	協働									
	PR・情報提供の充実	75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	協働									
		76	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	市									
		77	回遊動線の設定・充実	協働									
		78	オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	協働									
		79	みどりのフォトコンテストの開催	市									
		80	茅ヶ崎の名木50選集の発刊	協働									
		81	ホームページの活用	市									
		82	市民参加によるみどりの調査の推進	協働									
	資金の充実	83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	市							★	★	★
		84	ナショナル・トラスト活動の推進	協働									

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

- 【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策
【県・条】は神奈川県条例に基づく施策

《展開時期について》

- 「継」は既に実施されている施策で継続的に行うもの
「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

②緑地面積の経年比較（基本計画資料-8 緑地の保全、整備等総括表 23年度末時点）

基本計画の策定時の平成21年度には、P. 137の「資料-8 緑地の保全、整備等総括表」として、都市公園及び公共施設緑地等の緑地面積を把握しています。現在までの定量的な実績が分かるよう、平成20年時点の面積と、平成23年度末時点との経年比較を行います。

表 2 緑地の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
市街化区域面積(2,213ha)における緑地面積(割合)	192.14ha (8.68%)	195.59ha (8.84%)
都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積(割合)	625.28ha (17.49%)	787.75ha (22.03%)

表 3 都市公園等の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
都市公園の市民一人当たり面積	2.38 m ² /人	8.73 m ² /人
都市公園等の市民一人当たり面積	3.78 m ² /人	9.70 m ² /人

③市民 CS 調査（満足度アンケート）

基本計画の策定を行うにあたり、平成18年度に実施した「ちがさきのまちづくりを考えるアンケート」の市民のみどりに対する要望と意識を参考としています。そのうちの5項目「まちづくりで大切にしたいこと」、「公園・緑地のあり方について」、「良好な住環境の形成に向けて求められる取り組み」、「農地のあり方について」、「美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み」、また、以前に市政アンケートにより把握した自然環境を有する地区の認知度及び優先的に保全すべき場所について、市民アンケート調査を実施し、みどりに対する市民の要望と意識の経年比較を行います。更に、基本計画の個別施策に関連する、市が行っている11項目のみどりに関する取り組みの認知度についても同時に把握します。

④茅ヶ崎市みどりの基本計画前期（H21～H23）進捗状況に対する茅ヶ崎市みどり審議会による答申

基本計画前期（H21～H23）進捗状況について、茅ヶ崎市みどり審議会にて、個別施策を構成している施策の方針１７項目（中項目）の視点（特に重点施策）から評価・検証を行います。

最終的には、市による基本計画前期（H21～H23）進捗状況に係る諮問への答申として行うこととします。

表 ４ みどり審議会による検証項目

施策の方針		個別施策 NO
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	施策 NO. 1～15
	地区のみどりの保全	施策 NO. 16～17
	農地の保全	施策 NO. 18～22
みどりの再生	公園・緑地の再生	施策 NO. 23
	河川のみどりの再生	施策 NO. 24～27
	海岸のみどりの再生	施策 NO. 28
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	施策 NO. 29～31
	学校緑化の推進	施策 NO. 32～33
	道路緑化の推進	施策 NO. 34～36
	公園・緑地の整備	施策 NO. 37～42
	河川のみどりネットワークの推進	施策 NO. 43～47
	地区の緑化推進	施策 NO. 48～52
	民有地緑化の推進	施策 NO. 53～63
施策の推進	基本計画の推進	施策 NO. 64
	協力体制の構築	施策 NO. 65～74
	PR・情報提供の充実	施策 NO. 75～82
	資金の充実	施策 NO. 83～84
総括		



みどり審議会により１７項目から検証

2 みどりの基本計画前期（H21～H23）内部施策評価

基本計画前期（H21～H23）内部施策評価は、基本計画で位置付けている84の個別施策のうち展開時期が該当する施策について、3年間での実績、課題を担当課で整理し、評価を行いました。展開時期が中期及び後期の個別施策の評価は、基本的に「―」で示してしますが、取り組みに着手している施策は評価を行っています。評価については、全103中、Aの施策に進捗がみられたが59個、Bの施策に一部進捗がみられたが31個、Cの施策が進捗しなかったが2.9%、評価なしが9.7%となっています。

表 5 基本計画前期(H21～H23)内部施策評価集計表

施策の方針			評価				
		施策数	A	B	C	評価なし	計
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	15	10	4	1	2	17
	地区のみどりの保全	2		1		1	2
	農地の保全	5	5	2			7
	計	22	15	7	1	3	26
みどりの再生	公園・緑地の再生	1		1			1
	河川のみどりの再生	4	5	2			7
	海岸のみどりの再生	1		1			1
	計	6	5	4	0	0	9
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	3	1	1		1	3
	学校緑化の推進	2	1	1			2
	道路緑化の推進	3	5	2			7
	公園・緑地の整備	6	7	1			8
	河川のみどりネットワークの推進	5	3	3		1	7
	地区の緑化推進	5	4	2			6
	民有地緑化の推進	11	7	3	1	1	12
	計	35	28	13	1	3	45
施策の推進	基本計画の推進	1	1				1
	協力体制の構築	10	6	4			10
	PR・情報提供の充実	8	4	2		4	10
	資金の充実	2		1	1		2
	計	21	11	7	1	4	23
合計		84	59	31	3	10	103
	合計に占める比率		57.3%	30.1%	2.9%	9.7%	100.0%

※施策数と評価の合計は、課かいが重複している施策もあるため一致しておりません。

表 6 基本計画前期(H21~H23)内部施策評価一覧

施策の方針		施策番号	施策区分	施策名称	担当課	前期評価
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	1	優先施策	特別緑地保全地区指定の推進	景観みどり課	A
		2	優先施策	市民緑地制度の推進	景観みどり課	B
		3	優先施策	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	景観みどり課	A
		4	優先施策	(仮称)生物多様性遺産制度の推進	環境政策課	B
					景観みどり課	B
		5	一般施策	緑地保全地域指定の推進	景観みどり課	—
		6	一般施策	景観重要樹木指定の推進	景観みどり課	A
		7	一般施策	風致地区指定に向けた取り組み	都市計画課	C
		8	一般施策	緑地協定締結の推進	景観みどり課	—
		9	一般施策	生産緑地の継続	都市計画課	A
		10	一般施策	自然環境保全地域の継続	景観みどり課	A
		11	一般施策	農業振興地域・農用地区域の継続	農業水産課	A
		12	一般施策	保安林の継続	広域事業政策課	A
					景観みどり課	B
		13	一般施策	保存樹林・樹木の指定・支援の充実	景観みどり課	A
		14	一般施策	景観法に基づく届出による景観誘導	景観みどり課	A
		15	一般施策	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全	景観みどり課	A
	地区のみどりの保全	16	一般施策	保全配慮地区指定によるみどりの保全	景観みどり課	B
		17	一般施策	伐採樹木届出制度の創設	景観みどり課	—
	農地の保全	18	優先施策	(仮称)水田保全対策事業の推進	農業水産課・学務課	A
					下水道河川建設課	A
		19	一般施策	食育・地産地消の推進	農業水産課	A
					学務課	A
		20	一般施策	複合的営農支援の継続	農業水産課	A
みどりの再生	公園・緑地の再生	23	優先施策	公園再生(公園リニューアル)の推進	公園緑地課	B
		24	優先施策	千ノ川整備事業の推進	下水道河川建設課	A
		25	一般施策	移植林の育成管理の推進	景観みどり課	A
		26	一般施策	多自然型護岸の整備	広域事業政策課	A
					下水道河川建設課	B
	河川のみどりの再生				広域事業政策課	A
					景観みどり課	B
		27	一般施策	河川沿い緑化の推進	下水道河川建設課	A
	海岸のみどりの再生	28	一般施策	海岸性植生保全・再生の推進	農業水産課	B
	公共施設緑化・整備の推進	29	優先施策	(仮称)小出第二小学校用地の活用	企画経営課、景観みどり課、教育政策課、青少年課	B
		30	一般施策	公共施設緑化推進指針の作成	景観みどり課	—
		31	一般施策	公共施設(新築・改築)緑化の推進	景観みどり課	A
	学校緑化の推進	32	一般施策	学校ビオトープの推進	景観みどり課・教育施設課	B
		33	一般施策	学校緑化の推進	景観みどり課・教育施設課	A
みどりの創出	道路緑化の推進				広域事業政策課	A
		34	一般施策	街路樹緑化の推進	道路建設課	A
					公園緑地課	A
		35	一般施策	街路樹リニューアルの推進	公園緑地課	B
					広域事業政策課	A
		36	一般施策	ポケットパークの整備	道路建設課	B
					公園緑地課	A
	公園・緑地の整備	37	優先施策	市民の森の再整備	公園緑地課	A
		38	優先施策	(仮称)柳島スポーツ公園の整備	スポーツ健康課	A
					都市計画課	A
					公園緑地課	A
		39	優先施策	身近な公園の整備(借地公園含む)	公園緑地課	A
		40	優先施策	湘南海岸公園の整備促進	公園緑地課	B
		41	一般施策	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	広域事業政策課	A
		42	一般施策	ビオトープの創出の推進	景観みどり課	A

評価の内容

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった
 —＝評価なし

施策の方針		施策番号	施策区分	施策名称	担当課	前期評価
みどりの創出	河川のみどりネットワークの推進	43	優先施策(24の再掲)	千ノ川整備事業の推進	下水道河川建設課	A
		44	一般施策	親水護岸の整備	下水道河川建設課	—
		45	一般施策	散策路(管理用通路)の整備	下水道河川建設課	B
		46	一般施策(27の再掲)	河川沿い緑化の推進	広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	A B A
		47	一般施策	下水道暗渠上部緑化の推進	下水道河川建設課	B
		48	優先施策	緑化重点地区指定による緑化の推進	景観みどり課	B
	地区の緑化推進	49	一般施策	香川駅周辺緑化の推進	拠点整備課	B
		50	一般施策	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	拠点整備課	A
		51	一般施策	浜見平地区における緑化の推進	拠点整備課 景観みどり課	A A
		52	一般施策	茅ヶ崎駅周辺の緑化推進・充実	景観みどり課	A
		53	優先施策	緑化地域制度の導入	景観みどり課	—
	民有地緑化の推進	54	優先施策	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	景観みどり課	B
		55	一般施策	駐車場緑化の基準づくり	景観みどり課	A
		56	一般施策	ランドスケープコードガイドラインの作成	景観みどり課	B
		57	一般施策	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	景観みどり課	B
		58	一般施策	緑化施設整備計画認定制度の活用	景観みどり課	C
		59	一般施策	記念樹配布事業の実施	景観みどり課	A
		60	一般施策	グリーンバンク制度の創設	景観みどり課	A
		61	一般施策	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定	都市計画課	A
		62	一般施策	生垣補助金制度による生垣緑化の支援	景観みどり課	A
		63	一般施策	社寺などのみどりの保全	景観みどり課 社会教育課	A A
		64	優先施策(3の再掲)	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	景観みどり課	A
施策の推進	基本計画の推進	65	優先施策	(仮称)みどり審議会の設置・運営	景観みどり課	A
	協力体制の構築	66	優先施策	みどりの里親制度の充実・普及	公園緑地課	A
		67	一般施策	里山ボランティア団体の育成	景観みどり課	B
		68	一般施策	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用	景観みどり課	B
		69	一般施策	事業者参加の充実	景観みどり課	A
		70	一般施策	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	景観みどり課	A
		71	一般施策	緑化事業者評価制度(SEGES)の活用	景観みどり課	A
		72	一般施策	学校との連携推進	景観みどり課	A
		73	一般施策	自治会などとの連携推進	景観みどり課	B
		74	一般施策	管理協定締結の推進	景観みどり課	B
	PR・情報提供の充実	75	一般施策	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	景観みどり課	B
		76	一般施策	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	景観みどり課	A
		77	一般施策	回遊動線の設定・充実	景観みどり課	—
		78	一般施策	オープンガーデン・ガーデニングコンクール開催	景観みどり課	—
		79	一般施策	みどりのフォトコンテストの開催	景観みどり課	—
		80	一般施策	茅ヶ崎の名木50選集の発刊	景観みどり課	—
		81	一般施策	ホームページの活用	景観みどり課	A
		82	一般施策	市民参加によるみどりの調査の推進	環境政策課 景観みどり課 社会教育課	B A A
	資金の充実	83	優先施策	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	景観みどり課	B
		84	一般施策	ナショナル・トラスト活動の推進	景観みどり課	C

個別施策の評価は、施策ごとに担当課で施策評価シートを作成し、ヒアリングにより疑問点等を整理したうえで、次のようにとりまとめました。シートの2ページ目は、参考として、毎年度作成していた年次報告書の内容を転記しています。

表 7 施策評価シートの説明

1 特別緑地保全地区指定の推進				優先施策																
担当課 景観みどり課																				
＜施策内容＞ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かなみどりを将来に継承することが可能となります。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)として重要な地域である清水谷、行谷字広町の樹林地、赤羽根字六図、七図、八図、九図の斜面樹林、長谷、赤羽根字十三図を対象に土地所有者の同意を得たうえで順次、特別緑地保全地区の指定を目指します。																				
＜計画上施策の展開時期＞ <table border="1"> <tr> <th>継続 (既に実施されている事業)</th> <th>前期 (平成21年度～平成23年度)</th> <th>中期 (平成24年度～平成26年度)</th> <th>後期 (平成27年度～平成30年度)</th> </tr> </table>					継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)												
継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)																	
＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞ <table border="1"> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> <tr> <td>取組</td> <td> 清水谷自然環境基礎調査、指定候補区域検討 清水谷土地所有者に対し、地区指定に関するアンケート調査 </td> <td> 指定候補区域(案)の絞り込み 清水谷土地所有者地区指定意向調査 指定候補区域の絞り込み </td> <td> 清水谷特別緑地保全地区指定(約4.9ha) </td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>3,654,000 円</td> <td>4,074,000 円</td> <td>9,082,000 円</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>A</td> <td></td> </tr> </table>						平成21年度	平成22年度	平成23年度	取組	清水谷自然環境基礎調査、指定候補区域検討 清水谷土地所有者に対し、地区指定に関するアンケート調査	指定候補区域(案)の絞り込み 清水谷土地所有者地区指定意向調査 指定候補区域の絞り込み	清水谷特別緑地保全地区指定(約4.9ha)	事業費	3,654,000 円	4,074,000 円	9,082,000 円	評価	A	A	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
取組	清水谷自然環境基礎調査、指定候補区域検討 清水谷土地所有者に対し、地区指定に関するアンケート調査	指定候補区域(案)の絞り込み 清水谷土地所有者地区指定意向調査 指定候補区域の絞り込み	清水谷特別緑地保全地区指定(約4.9ha)																	
事業費	3,654,000 円	4,074,000 円	9,082,000 円																	
評価	A	A																		
＜施策内容をふまえた前期実績＞ みどりの基本計画に位置付けた特別緑地保全地区指定の推進を進める5ヶ所の候補地のうち、最優先の場所を選定を行った(市内初)。他に候補地が4つあるが、前期は人的な部分やハードルの高さから、清水谷を最優先と位置付け施策推進に努めた。平成21年度は自然環境の基礎調査を行うとともに、候補の土地所有者に対し地区指定に関するアンケートを行った。平成22年度には、基礎調査をベースに候補区域の絞り込みを行い、土地所有者に対して地区指定の意向を調査した。平成23年度は、土地所有者の同意を得て指定区域の外周測量等を行うとともに、議会報告、市民説明会等を経て、3月30日に都市計画決定を行った。																				
＜市民との協働による前期実績＞																				
＜施策内容をふまえた前期課題＞ 次の地区を指定するにあたり、土地所有者の同意や市民の理解が必要となる。また、指定の行いやすさ(土地所有者の数等)や保全の緊急性等から、どの地区を優先的に指定するかが課題となる。清水谷については、特別緑地保全地区指定後も永続的に自然環境を保全していく必要がある。																				
＜担当課による前期評価＞ A A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった																				
＜中期以降＞ 清水谷については、24年度に特別緑地保全地区指定後の保全方針等を明記した計画の作成を行う。中期展開時期中に、次の候補地を検討し、自然環境調査等を行う。																				

参考として、毎年度作成していた年次報告書の内容である取組状況、課題を転記しています。

年次報告

1

特別緑地保全地区指定の
推進

<平成21年度>

取組状況

特別緑地保全地区の5ヶ所の指定候補地のうち、清水谷について自然環境等の基礎調査を行い、特別緑地保全地区の指定条件を勘案したうえで指定候補区域を明確にした。また、清水谷の土地所有者に対し、地区の指定に関するアンケート調査を実施した。

課題

指定をする際に土地所有者の同意を得る必要があるため、制度の周知を行う

【全体について】平成22年度の組織改正等による施策の担当課の変更がありました。本項は左ページの施策内容の過去の実績を記載しているため、一部前期実績と内容が一致しないことがあります。

<平成22年度>

取組状況

みどりの基本計画に位置付けた、特別緑地保全地区指定の推進を進める5ヶ所の候補地のうち、清水谷について、平成21年度に実施した自然環境基礎調査結果により、有識者会議から意見をいただき、指定候補区域(エリア)の絞り込みを行った。その後、土地所有者の同意を得て、指定候補区域の基準点を定める測量を行うとともに、指定に対する意向調査を行った。

課題

指定を行う際に土地所有者の同意を得るため、説明会及び個別訪問により、制度の周知、理解を得る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

特別緑地保全地区の5ヶ所の候補地のうち、清水谷について、指定候補区域の土地所有者に制度の説明を行い指定への同意を得た。その後、区域の外周測量等を行うとともに、議会報告、市民説明会、県知事協議を経て、次のとおり都市計画決定を行った。

- ・都市計画の種類及び名称：茅ヶ崎都市計画特別緑地保全地区清水谷特別緑地保全地区
- ・都市計画を定める土地の区域：堤字天神原及び字八王子原
- ・面積：約4.9ha

課題

地区内の自然環境の保全、再生には、斜面部の土留め設置や土砂の搬出等に財源が必要となる。また、今後の目指すべき自然環境に対する、土地所有者の理解が必要である。

(1) 地域制緑地などによるみどりの保全 (施策NO.1～15)

1 特別緑地保全地区指定の推進

担当課 景観みどり課

優先施策

<施策内容>

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かなみどりを将来に継承することが可能となります。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)として重要な地域である清水谷、行谷字広町の樹林地、赤羽根字六図、七図、八図、九図の斜面樹林、長谷、赤羽根字十三図を対象に土地所有者の同意を得たうえで順次、特別緑地保全地区の指定を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	清水谷自然環境基礎調査、指定候補区域検討 清水谷土地所有者に対し、地区指定に関するアンケート調査	指定候補区域(案)の絞り込み 清水谷土地所有者地区指定意向調査 指定候補区域の基準点測量	諸手続を経て清水谷特別緑地保全地区指定(約4.9ha) 清水谷土地所有者に対する制度説明と指定の同意 指定区域の外周測量
事業費	3,654,000 円	4,074,000 円	9,082,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

みどりの基本計画に位置付けた特別緑地保全地区指定の推進を進める5ヶ所の候補地のうち、最優先の場所である清水谷について、約4.9haの指定を行った(市内初)。他に候補地が4つあるが、前期は人的な部分やハードルの高さから、清水谷を最優先と位置付け施策推進に当たった。平成21年度は自然環境の基礎調査を行うとともに、候補の土地所有者に対し地区指定に関するアンケートを行った。平成22年度には、基礎調査をベースに候補区域の絞り込みを行い、土地所有者に対して地区指定の意向を調査した。平成23年度は、土地所有者の同意を得て指定区域の外周測量等を行うとともに、議会報告、市民説明会、県知事協議を経て、3月30日に都市計画決定を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

次の地区を指定するにあたり、土地所有者の同意や市民の理解が必要となる。
また、指定の行いやすさ(土地所有者の数等)や保全の緊急性等から、どの地区を優先的に指定するかが課題となる。
清水谷については、特別緑地保全地区指定後も永続的に自然環境を保全していくための計画が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

清水谷については、24年度に特別緑地保全地区指定後の保全方針等を明記した計画の作成を行う。
中期展開時期中に、次の候補地を検討し、自然環境調査等を行う。

<平成21年度>

取組状況

特別緑地保全地区の5ヶ所の指定候補地のうち、清水谷について自然環境等の基礎調査を行い、特別緑地保全地区の指定条件を勘案したうえで指定候補区域を明確にした。また、清水谷の土地所有者に対し地区の指定に関するアンケート調査を実施した。

課題

指定をする際に土地所有者の同意を得る必要があるため、制度の周知を行う必要がある。

<平成22年度>

取組状況

みどりの基本計画に位置付けた、特別緑地保全地区指定の推進を進める5ヶ所の候補地のうち、清水谷について、平成21年度に実施した自然環境基礎調査結果により、有識者会議から意見をいただき、指定候補区域案（エリア）の絞り込みを行った。その後、土地所有者の同意を得て、指定候補区域の基準点を定める測量を行うとともに、指定に対する意向調査を行った。

課題

指定を行う際に土地所有者の同意を得るため、説明会及び個別訪問により、制度の周知、理解を得る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

特別緑地保全地区の5ヶ所の候補地のうち、清水谷について、指定候補区域の土地所有者に制度の説明を行い指定への同意を得た。その後、区域の外周測量等を行うとともに、議会報告、市民説明会、県知事協議を経て、次のとおり都市計画決定を行った。

- ・都市計画の種類及び名称：茅ヶ崎都市計画特別緑地保全地区清水谷特別緑地保全地区
- ・都市計画を定める土地の区域：堤字天神原及び字八王子原
- ・面積：約4.9ha

課題

地区内の自然環境の保全、再生には、斜面部の土留め設置や土砂の搬出等に財源が必要となる。また、今後の目指すべき自然環境に対する、土地所有者の理解が必要である。

2 市民緑地制度の推進

担当課 景観みどり課

優先施策

<施策内容>

都市緑地法に基づく市民緑地は、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する制度です。本市では、公園が不足する地域や市街化が進行し樹林地が失われるおそれがある地域、市民のレクリエーションニーズが高い地域に位置する保存樹林などの民有地を優先的に選定し、計画的に市民緑地契約を進めます。また、特別緑地保全地区や緑地保全地域を指定後にその地域・地区内を市民が利用できる公開された緑地としていくために本制度の活用を進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	事例調査および研究 (鎌倉市視察)		
	保存樹林を中心とした市民緑地の指定候補地の検討		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	B
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

他自治体事例（鎌倉市等）を調査研究し要綱等の検討を行ったが、制度の創設には至らなかった。また、保存樹林を中心とした市民緑地の指定候補地の検討を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

保存樹林について近隣住民から管理状態に対する意見もあるため、市民緑地は所有者のみならず、近隣住民及び自治会等の同意を得ることが必須である。また、環境状況の適正により候補がかなり限られる。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

引き続き他自治体（横浜市等）の事例の調査研究、及び、緑地候補地の選定や利用・管理方法の検討を進める。

<平成21年度>

取組状況

他市町村における先進事例の情報収集を行い、市民緑地契約の内容について検討を行った。また、現在保存樹林として指定している土地などの中から市民緑地の指定候補地の選定を行った。

課題

市民緑地とした際の維持管理について、市のみで行うのは難しいため、地元自治会や近隣住民、緑の里親ボランティアなどの協力を得る必要がある。

<平成22年度>

取組状況

先進自治体（鎌倉市等）の事例調査および視察を行い、市民緑地設置に関する要綱のたたき台を作成した。また、保存樹林を中心に、市民緑地の指定候補地の検討を進めた。

課題

市民緑地とした際は近隣の同意を得ることが必須である。また、維持管理については市のみで行うのは難しいため、地元自治会や近隣住民、緑の里親ボランティアなどの協力を得る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

引き続き他市町村事例を調査研究し検討を行ったが、制度の創設には至らなかった。また、保存樹林を中心とした市民緑地の指定候補地の検討を行った。

課題

保存樹林について近隣住民から管理状態に対する意見もあるため、市民緑地は所有者のみならず、近隣住民の同意を得ることが必須である。また、維持管理については市のみで行うのは難しいため、地元自治会や近隣住民、緑の里親ボランティアなどの協力を得る必要がある。

担当課 景観みどり課

<施策内容>

「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」にみどりの基本計画を位置づけ、計画の実効性を高めていくために、緑化重点地区などの施策に関する事項も条例に位置づけます。また、保存樹林制度を見直すとともに新たな緑地保全の制度の設立に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどりの基本計画及び審議会の位置付け検討	新たな緑地等保全制度の構築における本市の課題を整理	
		市内のみどりの状況を把握するためのGISによる現存植生図整備	
事業費	0 円	4,805,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部	5,000,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

市域の樹林地等を保全する緑地等保全制度を構築するため、みどりの状況の基礎資料となるGISによる現存植生図整備を行い、他市の条例の比較検討、本市の課題を踏まえ、条例の体系整理、考えられる制度（北部丘陵を主対象とした保全）を検討した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

既存の条例を改正する場合、みどりの基本計画、新たな緑地保全制度を全て位置付けるのか、または、既存の条例とは別に緑地保全制度関係でまとめるのかを検討する必要がある。
みどりの量の確保を主目的とするのであれば、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直しを優先させることも考えられる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

条例の体系整理、考えられる制度を条文化し、市の現状に適した緑地保全制度を位置付ける条例の素案を作成する。

<平成21年度>

取組状況

既存の条例にみどりの基本計画、みどり審議会等を位置づけることを検討した。

課題

平成24年度には新たな緑地保全制度を位置づけるために条例改正を行う予定であるため、みどりの基本計画、みどり審議会の位置づけを先行して行う必要があるのか検討が必要。

<平成22年度>

取組状況

新たな緑地等保全制度の構築については、他市の条例の比較検討を行い、本市の課題を整理した。また、市内のみどりの状況を把握するため、GISにより現存植生図を整備し、守るべきエリアの検討材料とした。

課題

既存の条例を改正する場合、みどりの基本計画、新たな緑地保全制度を全て位置付けるのか、または、既存の条例とは別に緑地保全制度関係でまとめるかを、文書法務課とも協議し検討する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

市域の樹林地等を保全する緑地等保全制度を構築するため、他市の条例の比較検討、本市の課題を踏まえ、条例の体系整理、考えられる制度を検討した。

課題

既存の条例を改正する場合、みどりの基本計画、新たな緑地保全制度を全て位置付けるのか、または、既存の条例とは別に緑地保全制度関係でまとめるのかを検討する必要がある。

みどりの量の確保を主目的とするのであれば、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直しを優先させることも考えられる。

4 (仮称) 生物多様性遺産制度の推進

優先施策

担当課 環境政策課 景観みどり課

<施策内容>

本市に存在する豊かな生物多様性の価値や多様な恵みを市民が認識し、可能な限り保全することを目的に、その土地所有者の理解のもと「(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性遺産」の認定書や感謝状を送るとともに、パネルの設置や指定後の地域を幅広く市民に広報する制度を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	DVDによる自然環境の重要性や豊かな生物多様性の価値などを周知・啓発		
			DVD内容を市HPで動画配信 (アクセス数 597件)
			行谷地区での農地意向調査実施
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

市内に残る重要度の高い自然環境に恵まれた地域を紹介する「茅ヶ崎の四季と自然」DVDの貸出や動画配信により、残されている自然環境の重要性を周知した。また、小中学生の夏休み中には市ホームページのトップページから動画配信が見られるよう工夫したり、タウンニュースにDVDの貸出紹介を掲載して周知した。
農業水産課、景観みどり課の2課と連携して、行谷地区の地権者を対象にした農地に関する意向調査を行う際、当該地区の自然環境と環境面における農地の重要性について上記DVDを用いながら説明を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

DVDの貸出件数が少ないのは、動画配信を開始した影響もあると考えられる。今後は動画配信へのアクセス数をさらに増やす工夫をしていく必要がある。
また、子どもに対し自然環境に恵まれた地域があることを周知していくことで、その家族や周辺の人々に周知効果を波及させていくことも期待できることから、学校や地域での活動の活性化も必要と考える。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

DVD、動画配信による周知啓発活動は今後も継続していく予定だが、場合によっては新たな方法も検討する必要があると考えている。
自然環境に恵まれた地域の土地所有者に周知を行っていくことが保全を図っていく上で非常に重要なため、農業水産課・景観みどり課との連絡を密に取り、自然環境や農地の重要性を伝える機会を設けていく必要がある。

<平成21年度>

取組状況

自然環境評価マップで重要とされている地域等を中心に、市民に広く周知・啓発するために「茅ヶ崎の四季と自然」のDVDを平成20年度に作成した。平成21年度は、このDVDを活用し、市内全小中学校への配布を行うとともに、市役所市民ロビーや環境フェアでの放映や市民への貸し出しを行い、市域の自然環境の重要性や豊かな生物多様性の価値、その多様な恵みを保全する意識を周知・啓発した。

課題

<平成22年度>

取組状況

自然環境評価マップで重要とされている地域等を中心に、市民の皆さんに広く周知・啓発するために「茅ヶ崎の四季と自然」のDVDを平成20年度に作成した。平成22年度は平成21年度に引き続き、このDVDを活用し、市役所市民ロビーや環境フェアでの放映や市民への貸し出しを行い、市域の自然環境の重要性や豊かな生物多様性の価値、その多様な恵みを保全する意識を周知・啓発した。

課題

ホームページ上でDVDと同内容の動画が見られるようになり、広報紙・タウンニュース等で「茅ヶ崎の四季と自然」の貸し出しを案内しているが、希望者があまり出ていない。

<平成23年度>

取組状況

自然環境評価マップで重要とされている地域等を中心に、市民の皆さんに広く周知・啓発するために「茅ヶ崎の四季と自然」のDVDを平成20年度に作成した。平成23年度は、このDVDの市民への貸し出しや、市ホームページ上での動画配信、また、ちがさき環境フェア2011において「環境市民会議ちがさきエコワーク」の活動をパネル展示により紹介する中で市域の自然環境の重要性や豊かな生物多様性の価値、その多様な恵みを保全する意識を周知・啓発した。

課題

ホームページ上でのDVDと同内容の動画配信、広報紙・タウンニュース等で「茅ヶ崎の四季と自然」の貸し出しを案内しているが、希望者があまり出ていない。

4 (仮称) 生物多様性遺産制度の推進

優先施策

担当課 環境政策課 景観みどり課

< 施策内容 >

本市に存在する豊かな生物多様性の価値や多様な恵みを市民が認識し、可能な限り保全することを目的に、その土地所有者の理解のもと「(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性遺産」の認定書や感謝状を送るとともに、パネルの設置や指定後の地域を幅広く市民に広報する制度を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		土地所有者の理解を得た市民との保全活動(赤羽根十三図) (2回実施) COP10開催に合わせた啓発活動 (パネル展示、講演会、CATV等)	4回実施 (自然環境評価調査実施) 土地所有者へ生物多様性の重要性を周知 (赤羽根十三図)(行谷)
事業費	0 円	40,000 円	0 円
評価	B※組織改正前	B	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

< 施策内容をふまえた前期実績 >

・(仮称)生物多様性遺産制度の創設には至らなかったが、赤羽根十三図の土地所有者に対し、湿地環境等を含めた生物多様性について説明するとともに、また、行谷の土地所有者に対し、生物多様性と農地の重要性を説明した。
・職員に対しては生物多様性の講演会による意識の向上を図り、市民に対してはパネル展示等で啓発の機会を多く設けた。

< 市民との協働による前期実績 >

・理解を得て市民と保全活動を行った。
・赤羽根十三図、行谷において、市民の協力を得て自然環境評価再調査を行い、最新の動植物分布状況の把握を行った。

< 施策内容をふまえた前期課題 >

土地所有者への理解を得るための取り組みは進んだものの、(仮称)生物多様性遺産制度の創設については、現在、生物多様性地域戦略の素案作成を行っているため、その中で位置づけを整理する必要がある。

< 担当課による前期評価 >

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

土地所有者、市民へ継続して生物多様性の価値を理解してもらう取り組みを進めるとともに、制度については生物多様性地域戦略を検討する中で位置づけを整理する。

<平成21年度>

取組状況

自然環境評価マップで重要とされている地域等を中心に、市民に広く周知・啓発するために「茅ヶ崎の四季と自然」のDVDを平成20年度に作成した。平成21年度は、このDVDを活用し、市内全小中学校への配布を行うとともに、市役所市民ロビーや環境フェアでの放映や市民への貸し出しを行い、市域の自然環境の重要性や豊かな生物多様性の価値、その多様な恵みを保全する意識を周知・啓発した。

課題

<平成22年度>

取組状況

COP10開催と合わせ、自然環境評価マップを含めたパネル展示や、全課かいを対象とした職員研修会及び市民への講演会、ケーブルテレビ等で生物多様性の価値、身近な生活での恩恵等を広く周知・啓発した。

多様な環境の組み合わせがある赤羽根十三図について、土地所有者に湿地環境の保全をご理解いただき、市民とともに保全活動を2回行った。

課題

主に保全活動を行っている民有地について、自然環境評価調査の関係からも土地所有者に改めて自然環境の重要性を説明し、感謝状を送る等の制度(案)を検討する。

(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性地域戦略の内容を検討する。

<平成23年度>

取組状況

農業水産課と環境政策課と協力し、行谷地区の農地に関する意向調査説明会を土地所有者に行う際、DVD「茅ヶ崎の四季と自然」の上映や自然環境評価調査概要報告により、行谷の自然環境と農地の重要性について説明を行った。

また、赤羽根十三図では、土地所有者に湿地環境の保全をご理解いただき、市民とともに保全活動を4回を行い、自然環境評価調査も行った。

課題

5 緑地保全地域指定の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

都市緑地法に基づく緑地保全地域は、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度です。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要であり、土地利用と調和を図る必要性が高い地域を対象に神奈川県と調整を図り、土地所有者の同意を得たうえで緑地保全地域の指定を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	緑地保全地域指定について県と協議		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	C	—	—
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

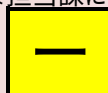
緑地保全地域指定について神奈川県と協議を行ったが、県に指定の意向がないため、その後施策推進へ向けた調整等を進めなかった。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

緑地保全地域は県による指定のため、県と指定に向けた協議が必要である。
また、全国での指定件数が未だ0件のため、今後制度の効果や社会情勢等を鑑み指定の検討を行う必要がある。

<担当課による前期評価>



A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

<平成21年度>

取組状況

緑地保全地域指定について神奈川県と協議を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

課題

6 景観重要樹木指定の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

景観法に基づく景観重要樹木は、景観計画の指定方針に基づき、鶴嶺八幡宮参道の松並木や大イチョウ、浄見寺のお葉付きイチョウなどの樹木を所有者の同意を得たうえで指定を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	指定候補樹木候補の抽出 (市民の樹木写真を投票等実施) 景観重要樹木の指定 (2件) ちがさき景観資源の指定 (5件)	指定候補樹木候補の抽出 (市民の樹木写真を投票等実施) 標示板の設置 (2件) 維持管理費の補助 (1件)	景観重要樹木の指定 (2件) ちがさき景観資源の指定 (1件) 標示板の設置 (2件) 景観重要樹木の周知啓発 (市民団体との協働で市民講座2回実施)
事業費	0 円	32,000 円	444,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

景観重要樹木4件、ちがさき景観資源6件の指定を行った。

<市民との協働による前期実績>

指定に際しては市民より樹木の写真を募集し、写真への投票の結果を踏まえて指定候補樹木を選定する方法を採用し、市民参加型で指定を行うことができた。
平成22年度以降は、指定した物件の保全周知活動である、表示板の設置、維持管理費の補助、市民団体との協働での周知啓発のための講座の実施を行うことができた。

<施策内容をふまえた前期課題>

平成21、22年の2カ年にわたって、市内全域を対象に市民から指定にふさわしい樹木を応募してもらう形で進めてきたが、指定された樹木の地域に偏りが生じている。今後、景観計画に「指定を検討する樹木」として掲げた樹木の指定を念頭に置きながら、地域の偏りが無い指定方法の検討が必要である。また、指定された樹木を継続的に周知することが必要になる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

景観重要樹木の指定及び指定済み物件の周知啓発を行う。

<平成21年度>

取組状況

景観法に基づく景観重要樹木として鶴嶺八幡宮のイチヨウ及び菱沼神社のタブノキの2件を指定した。また景観重要樹木に準ずる指定として茅ヶ崎市景観条例に定められているちがさき景観資源でも、鶴嶺八幡宮の松並木など計5件の指定を行った。

課題

市民から親しまれ、良好な景観の形成に影響を与えている樹木を指定するだけでなく、指定後さらに多くの方へ樹木を継承するとともに、指定樹木を核とした景観まちづくりを推進すること。

<平成22年度>

取組状況

景観重要樹木の指定方針への適合を判断するために、市民から樹木の写真を募集し、募集した写真を対象にした投票等を実施し、指定対象候補樹木の抽出を行った。平成22年度中の指定を目指したが、東日本大震災の発生に伴い、諮問を予定していた景観まちづくり審議会を延長したため、指定には至らなかった。

なお、茅ヶ崎市景観計画において「指定を検討する樹木」として位置付けた「鶴嶺八幡のイチヨウ」は平成21年度に景観重要樹木に、「鶴嶺八幡宮参道のクロマツ」はちがさき景観資源に指定した。

課題

平成21、22年の2カ年にわたって、市内全域を対象に市民から指定にふさわしい樹木を応募してもらう形で進めてきたが、指定された樹木の地域に偏りが生じている。今後、景観計画に「指定を検討する樹木」として掲げた樹木の指定を念頭に置きながら、地域の偏りが無い指定方法の検討が必要である。また、指定された樹木の周知を図ることも重要である。

<平成23年度>

取組状況

平成23年8月に小出小学校のクスノキ、本村のタブノキの2件を景観重要樹木に指定すると共に、平成22年3月に指定した鶴嶺八幡のイチヨウの周知を図る市民講座を市民団体との共催（行政提案型協働推進事業）で2回実施した。

課題

平成21、22年の2カ年にわたって、市内全域を対象に市民から指定にふさわしい樹木を応募してもらう形で進めてきたが、指定された樹木の地域に偏りが生じている。今後、景観計画に「指定を検討する樹木」として掲げた樹木の指定を念頭に置きながら、地域の偏りが無い指定方法の検討が必要である。また、指定された樹木の周知を図ることも重要である。

7 風致地区指定に向けた取り組み

一般施策

担当課 都市計画課・景観みどり課

<施策内容>

風致地区は、水やみどりなどの自然的な要素に富み良好な自然的景観の維持が必要な区域において、建築などの行為規制を行い、都市環境の保全を図る制度です。本市では、伝統ある邸園文化を活かすため、保全配慮地区などを対象に、アンケートの実施、説明会の開催などを行い地域住民の意向を調査します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	地区計画、建築協定等の制度紹介に合わせ、風致地区制度を説明 (窓口等) (美住町、南湖地区) (美住町地区、松風台地区)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	C	C
A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

窓口や地区説明会などの際に、地域の特性を活かした"まちづくり"を進める制度の一環として「地区計画」や「建築協定」などと同様に制度の紹介を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

"良好なまちづくり"を地区単位で向上させる、横断的な気運づくりの仕掛けが必要である。

<担当課による前期評価>

C

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

各種まちづくり制度の紹介を行うとともに、必要に応じて都市計画制度の手続きを行う。

<平成21年度>

取組状況

課題

指定をする際に土地所有者の同意を得る必要があるため、制度の周知を行う必要がある。

<平成22年度>

取組状況

美住町、南湖地区で自治会向け説明会を行い、地区計画、建築協定等の制度紹介に合わせて、風致地区の制度の説明を行った。

課題

指定をする際に土地所有者の同意を得る必要があるため、制度の周知を行う必要がある。一定規模以上の一団の区域で指定する必要があり、大規模土地利用転換の計画がない限り、具体的検討に入れない。

<平成23年度>

取組状況

美住町地区及び松風台地区で地区計画及び建築協定の制度について紹介したことに合わせて、風致地区制度についても説明した。美住町地区は地区計画を導入し、松風台地区も住民協定を検討することとなり、風致地区制度については制度紹介にとどまった。

課題

風致地区は、地区内の建築物の建築や宅地の造成その他の行為について、制限を課すものであるため、土地所有者に対して周知を行う必要がある。東日本大震災の影響により、避難のための高さのある建築物の必要性が高まっており、風致地区による建築の制限とは相反するものとなっている。

8 緑地協定締結の推進

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

緑地協定は、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることが可能となります。本市では、みどり豊かなまち並みが見られる地域を対象に、アンケートの実施、説明会の開催などを行い、土地所有者の意向を踏まえて緑地協定締結を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	—
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

<担当課による前期評価>

—

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

事業者や土地所有者への周知を図り、緑地協定締結を推進する。

＜平成21年度＞
取組状況

--

課題

--

＜平成22年度＞
取組状況

--

課題

--

＜平成23年度＞
取組状況

--

課題

--

<施策内容>

生産緑地地区は農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする制度です。本市では、現在指定されている農地の継続を目指して、農業の推進に関わる複合的な営農支援などを行います。また、緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	追加指定基準庁内調整	基準見直	
	追加指定事前相談	追加指定のPR・追加指定事前相談	
	指定実績 (約63.1ha、437箇所) 廃止2件・縮小2件 (約62.7ha、435箇所) 追加4件・廃止6件 (約62.6ha、433箇所) 拡大2件・廃止2件・拡大縮小2件		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた	B＝施策に一部進捗がみられた	C＝施策が進捗しなかった

<施策内容をふまえた前期実績>

土地所有者の申請に応じて、生産緑地の指定・変更の手続きを行った。
生産緑地は、平成4年に当初の指定がされたが、農業後継者の不足等により平成7年度のピークを境に年々減少している。一方、生産緑地の価値は公共用地としての役割にとどまらず、市街地における貴重なオープンスペースや緑地としての役割も期待されることから、「みどりの基本計画」に位置づけられた、保全配慮地区や緑化重点地区としての条件を付加するなど、指定基準の見直しを行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

農業の後継者不足や生産緑地の解除に伴う買取などに対応できる制度の創設の検討が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

生産緑地の維持に向けた検討や、生産緑地の指定に向けた啓発を行う。
なお、「農業の推進に係る複合的な営農支援」「生産緑地の管理」は農業水産課が、「緑化重点地区での公園・緑地用地としての確保」は公園緑地課が所管する事務と思われます。

<平成21年度>

取組状況

追加指定基準見直しに向けた庁内調整を行い、庁内合意を高めるとともに、都市計画審議会への報告を実施した。

課題

公園・緑地用地確保のための財源の確保。

<平成22年度>

取組状況

追加指定基準を見直し、市街化区域内農地所有者へ生産緑地追加指定のPRを行い、4件の追加指定を行った。

(平成22年度実績 : 約62.7ha、435箇所)

課題

生産緑地地区が解除された場合の、公園・緑地用地として整備するための買取り財源の確保。

<平成23年度>

取組状況

・平成22年度に追加指定基準の見直しを行った。
・追加指定基準に基づき、生産緑地地区の追加指定事前相談を行い、11件の相談のうち、2件の拡大指定を行った。

(23年度実績 約62.6ha 433箇所(うち追加拡大面積:1256.2㎡))

課題

・生産緑地の買取申し出が提出された際の方策の検討及び財源の不足

<平成21年度>

取組状況

平成21年度も、甘沼・中赤羽根・上赤羽根の3地域にて自然環境保全地域の継続指定を受けた(合計8.5ha)。

課題

<平成22年度>

取組状況

甘沼・中赤羽根・上赤羽根の3地域で指定されている自然環境保全地域に関する県との事務調整を進めた。(合計8.5ha)。

課題

<平成23年度>

取組状況

甘沼・中赤羽根・上赤羽根の3地域(合計8.5ha)の自然環境保全地域について、県が継続して指定することとなった。

課題

11 農業振興地域・農用地区域の継続

担当課 農業水産課

一般施策

<施策内容>

神奈川県が指定する農業振興地域及び市が指定する農用地区域については、市の農業振興の拠点として農地の保全を図っていることから、現在の指定を継続します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	県指定の農業振興地域内に農用地区域を指定の継続 (85ha) (85ha) (85ha)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

農用地区域の指定(85ha)を継続し、市の農業振興の拠点(農業振興地域:芹沢、赤羽根、萩園、柳島)として農地の保全を図った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

農業振興に関する施策を実施し、農用地区域が減少しないように努める必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

平成24年度に「茅ヶ崎農業振興地域整備計画書」の見直しを行う予定であり、引き続き農用地の保全を図っていく。

<平成21年度>

取組状況

農用地区域の指定を継続し、市の農業振興の拠点として農地の保全を図った。

課題

農業振興に関する施策を実施し、農用地区域が減少しないように努める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

農業振興地域は、県が指定した芹沢、赤羽根、萩園、柳島の4地区(132ha)あり、この農業振興地域内には、市が指定する農用地(85ha)がある。
この農用地区域の指定を継続し、市の農業振興の拠点として農地の保全を図った。

課題

農用地は、市が指定をするものであるが、地権者の大半は農用地の指定を拒む傾向がある。農業振興に関する施策を実施し、農用地区域が減少しないように努める必要がある。

<平成23年度>

取組状況

農用地区域の指定(85ha)を継続し、市の農業振興の拠点(農業振興地域:芹沢、赤羽根、萩園、柳島)として農地の保全を図った。

課題

農業振興に関する施策を実施し、農用地区域が減少しないように努める必要がある。

担当課 広域事業政策課 景観みどり課

<施策内容>

相模川河畔の水害防備保安林については、堤防整備などの関連事業を踏まえたうえで、原則として現在指定している保安林の継続を国に働きかけていきます。また、湘南海岸の飛砂防備保安林の継続についても神奈川県に働きかけます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	堤防整備の実施に伴う樹木の移植・伐採 保安林の維持管理に関する関係機関との協議		
			環境に配慮した堤防整備への 要望活動 (関係機関に対し、年16回)
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

平成21年度から22年度は萩園・新田地区の堤防整備の実施に際し樹木の移植(69本)・伐採を行った。萩園樋管については23年7月に完成したが、環境に配慮した事業の実施を継続するよう国に対し要望活動を行った。保安林については維持管理について関係機関等と連絡・調整を図った。

<施策内容をふまえた前期課題>

堤防整備に伴う保安林の解除については移植等による対応を図ってきたが、保安林を解除する必要性が生じた場合は、より一層関係団体や関係機関との十分な協議が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A = 施策に進捗がみられた

B = 施策に一部進捗がみられた

C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

保安林の管理について関係機関等と引き続き調整を行う。

<平成21年度>

取組状況

保安林の解除に伴う樹木を可能な限り移植し、堤防整備を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

萩園樋管工事に伴う樹木の伐採・移植について、平成22年12月9日のみどり審議会における審議の上、周辺樹木を伐採・移植し堤防整備を行った。対象樹木はマテバシイ3本・エノキ2本・タブノキ1本の計6本で平成22年12月15日にエコワーク・国土交通省・市で立ち会いを行った結果エノキ2本のみ移植し、他4本は伐採することとなった。

課題

<平成23年度>

取組状況

平成22年12月にエコワーク・国土交通省・市で立会を行い伐採及び移植を行った萩園樋管部分の堤防整備が平成23年7月に終了した。

なお、堤防整備については、環境に配慮した事業の実施を継続するよう、国に対し年16回の要望活動を実施した。

課題

担当課 広域事業政策課 景観みどり課

<施策内容>

相模川河畔の水害防備保安林については、堤防整備などの関連事業を踏まえたうえで、原則として現在指定している保安林の継続を国に働きかけていきます。また、湘南海岸の飛砂防備保安林の継続についても神奈川県に働きかけます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	指定の継続	飛砂防備保安林の解除による代替地の設置要望 (県協議にて代替地設置決定) [チガヤ・マツ・海岸植生に配慮した 植栽帯1,090㎡整備決定]	
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	C	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

前期の保安林解除面積は、相模川築堤工事関連や相模川下水道左岸処理場進入路の整備等のため約1.8haであった。平成22年度の相模川下水道左岸処理場進入路整備における保安林解除の際は、神奈川県に市民とともに代替緑地を要望し、協議上解除面積951㎡に対し1,090㎡を整備することとなった。

<市民との協働による前期実績>

市民や市民団体の提案で、道路予定地の海浜植物を別の場所に移植した。
また、新たな植栽帯は、チガヤ、松など、海岸植生に配慮し整備することとなった。

<施策内容をふまえた前期課題>

保安林の継続には、管理者である県と継続的に情報共有する必要がある。また、庁内においても保安林関連の事業等の情報共有が必要である。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後も県へ働きかけるとともに、自然環境庁内会議等により保安林に関する情報共有を図る。

<平成21年度>

取組状況

保安林の解除に伴う樹木を可能な限り移植し、堤防整備を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

柳島海岸の飛砂防備保安林約950㎡が、神奈川県道路工事に伴い解除されることとなり、県との協議により代替地を設けることとなった。

課題

<平成23年度>

取組状況

相模川下水道左岸処理場進入路設置に伴う柳島海岸の飛砂防備保安林約951㎡が、神奈川県道路工事に伴い解除されることとなり、県に意見を提出し、代替地1,090㎡をチガヤ、松、海岸植生に配慮した植栽帯として整備することとなった。

課題

13 保存樹林・樹木の指定・支援の充実

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

保存樹林・樹木は、現在指定されている樹林・樹木の継続と新規指定を目指します。また、より担保性を高めるために制度の見直しを図り、現在の助成金に加えて、保存樹林・樹木所有者の維持管理の負担を軽減するために、市が市民や事業者に維持管理の協力を働きかけ、維持管理支援の充実を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	保存樹林の指定・解除 (指定1件、解除1件160.52㎡) (指定1件、解除2件3,579.4㎡) (解除1件601.72㎡)		
	保存樹木の指定・解除 (指定3件、解除1本) (指定3件)		
	適正な維持管理の指導		
	現地調査等による候補地の一部検証		
事業費	26,804,000 円	27,062,000 円	25,494,000 円
評価	A	A	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

保存樹木については、平成21年度時点の13本から、平成23年度では18本と指定件数が増加した。
保存樹林については、平成21年度時点で33箇所(34,793.83㎡)、平成23年度も33箇所(33,208.8㎡)と指定件数の増減はないが、新規指定と解除があり、面積は減少した。
パトロール等で現地を確認し、所有者に対し適切な維持管理の指導を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

制度の周知や指定の継続を努めているが、相続等で比較的簡易に解除がされるため、指定期間中は解除が難しくなるような手順等を検討する必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

簡易に解除されないよう、指定の条件等の見直しを行う。

<平成21年度>

取組状況

新たに1件の保存樹林の指定を行った。また、既存の保存樹林、保存樹木については適正な維持管理を行うよう通知を行った。

課題

保存樹林の維持管理について苦情が多く発生しているため、適正な維持管理を行うよう土地所有者に徹底する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

新たに保存樹林1件(2586㎡)、保存樹木3件の指定を行った。また、既存の保存樹林、保存樹木については適正な維持管理を行うよう通知を行った。(解除:樹林2件、樹木1本)

課題

制度の周知や指定の継続を努めているが、相続等による減少が課題。

<平成23年度>

取組状況

保存樹木3件の新規指定を行った。また、既存の保存樹林、保存樹木については適正な維持管理を行うよう所有者へ指導した。(樹林32箇所 樹木18本 (解除:樹林1件601.72㎡))
制度の拡大へ向け、植生図を基にした現地調査等により候補地の検証を一部行った。

課題

制度の周知や指定の継続を努めているが、相続等による減少が課題となっている。

14 景観法に基づく届出による景観誘導

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為などや開発行為、指定地区内の建築行為などについて、景観行政団体として景観法に基づく行為の届出により既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	景観法に基づく届出の審査 (62件) (127件) (120件)		
	既存樹木の保存、緑地・公園・広場などの景観誘導の実施		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

< 施策内容をふまえた前期実績 >

建築行為等について景観法に基づく届出の審査を実施した。小規模な建築物については道路や近隣に対して圧迫感を与えないような建築物の配置、シンボルツリーの植樹等で景観の誘導を図り、大規模な建築物については駐車場の配置や緑化、既存樹木の活用、アプローチ空間の修景、眺望点からの見え方への配慮等について景観の誘導を図った。また、工作物の建設に対しては、周辺になじむ高さへの指導を行い、景観の誘導を図った。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

届出の審査の中で既存樹木の保存やシンボルツリーの設置等の植栽の位置の誘導を実施しているが、敷地内での建物の配置や建築物の用途等によっては、建築計画に反映されないことが見られる。

< 担当課による前期評価 >

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

届出に対する審査を通して景観の誘導を図る。

<平成21年度>

取組状況

62件の建築行為等について景観法に基づく届出の審査を行い、既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

127件の建築行為等について景観法に基づく届出の審査を行い、既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

120件の建築行為等について景観法に基づく届出の審査を行い、既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を実施した。

課題

15

景観重要公共施設の指定によるみどりの保全

一般施策

担当課 景観みどり課

＜施策内容＞

景観重要公共施設は、道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設で良好な景観の形成に重要な公共施設を景観法に基づき指定し、景観行政団体が景観計画に施設の整備に関する事項や施設に関する占用などの許可の基準を定め、良好な景観形成を図るものです。本市では、県道茅ヶ崎停車場、県道丸子中山茅ヶ崎、国道1号、国道134号、市道0210号線の一部（愛称道路：エメロード）、市道1673号線（愛称道路：一里塚通り）、市道1675号線（都市計画道路：3・5・7元町新栄町線）、中央公園、茅ヶ崎漁港を指定しています。これらの公共施設については、整備に関する事項などの許可の基準に従い良好な景観を形成し、みどりの保全を図ります。

＜計画上施策の展開時期＞

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	街路樹の植樹 (市道1675号線(景観重要道路))	県の道路工事へ指導 (周辺みどりへの配慮) (茅ヶ崎海岸(景観重要公共施設))	街路樹の植樹 (市道1675号線(景観重要道路))
事業費	1,438,000 円	0 円	0 円
評価	C	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

＜施策内容をふまえた前期実績＞

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区緑化を図るため、地区内で景観重要公共施設に指定されている道路への緑化を行った。市道1675号線にH21年度にはシラカシを3本、H23年度にはシラカシを1本植樹した。(H23年度は道路管理課予算にて実施)
また、景観重要公共施設に指定されている茅ヶ崎海岸内で行われた道路新設工事に対し、景観重要公共施設の整備に関する事項に沿った計画とするよう、施設管理者である神奈川県に要望した。

＜市民との協働による前期実績＞

＜施策内容をふまえた前期課題＞

地下埋設物等により、街路樹の植樹が可能な箇所が限定されている。

＜担当課による前期評価＞

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

＜中期以降の考え方＞

景観重要公共施設に指定された公共施設の整備及び維持管理等の協議を受け、良好な景観及びみどりの保全の誘導を図る。

<平成21年度>

取組状況

景観重要公共施設に指定されている施設について整備に関する相談等がなかった。

課題

<平成22年度>

取組状況

景観重要公共施設に指定されている茅ヶ崎海岸において、神奈川県道路工事に對し周辺のみどりに配慮するよう指導を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

景観重要道路に指定している市道1675号線の歩道に街路樹(1本)の植樹を実施した。

課題

(2) 地区のみどりの保全 (施策NO.16～17)

16 保全配慮地区指定によるみどりの保全

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

保全配慮地区は、風致景観や生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけられ、その地区内で講じる緑地保全施策などを場所を限定して定めるものです。本市では、海岸のみどりや歴史と文化が息づくみどりなどが見られる湘南海岸地域を対象に保全配慮地区を指定し、個性ある邸園文化を感じるまち並みを目指して、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑地保全施策を展開していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	規模の大きな開発行為実施の際、既存樹木の保全や緑地についての協議を実施		
			職員により現地調査、保全方法の提案
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	B
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

保全配慮地区内で開発行為などが行われる場合に、事業者に対しみどりの保全について協議し、場合によっては現地調査等を行ったうえで、既存樹木の保全や表土の移植等を提案した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

保全配慮地区の指定だけでは緑地の保全に直接的に結びつかず、土地利用において事業者と協議は行うが、緑地の保全については法的拘束力はないため、依頼等を行っても一部を反映してもらえるかどうかの状況である。
他地域との制度の差別化等が課題となる。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

生け垣や新築記念樹等の既存の制度について、地区内での制度利用の条件を緩和することを検討する。また、グリーンバンクの周知を図る。
規模の大きな開発行為（大規模土地利用行為等）では事前調査や学識者に意見を伺い、既存樹木等の保全や緑化の指導を行う。

<平成21年度>

取組状況

保全配慮地区内で規模の大きな開発行為などが行われる場合に趣旨の説明を行い、既存樹木の保全や緑化について協議を行った。

課題

保全配慮地区の指定だけでは緑地の保全に直接的に結びつかないため、伐採樹木届出制度などの施策を展開する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

保全配慮地区内で規模の大きな開発行為などが行われる場合に趣旨の説明を行い、既存樹木の保全や緑化について協議を行った。

課題

保全配慮地区の指定だけでは緑地の保全に直接的に結びつかないため、伐採樹木届出制度などの施策を展開する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

保全配慮地区内で開発行為などが行われる場合に、現地調査等を行い既存樹木の保全や表土の移植等を行った。

課題

保全配慮地区の指定だけでは緑地の保全に直接的に結びつかず、土地利用において事業者と協議は行いが、緑地の保全については法的拘束力はないため、依頼等を行っても一部を反映してもらえるかどうかの状況である。

17 伐採樹木届出制度の創設

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

保全配慮地区などを対象に、一定規模以上の樹木を伐採する際に市に届出を義務づけ、樹木の移植や保全措置を図るように誘導する制度の創設を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	—
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

主に北部丘陵の樹林地については、地域森林計画（森林法）に基づく伐採届の提出を義務づけ、また、樹木が比較的ある場所での特定開発事業については、事業者保全を図るよう依頼しているため、制度の重複が考えられる。

<担当課による前期評価>

—

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

グリーンバンク制度の活用等を含めて整理を行い、伐採樹木届出制度を再検討する。

<平成21年度>

取組状況

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

樹木の移植を行うグリーンバンク制度との整理を行い、制度を再検討する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

課題

(3) 農地の保全 (施策NO.18～22)

18 (仮称) 水田保全対策事業の推進

優先施策

担当課 農業水産課・学務課 下水道河川建設課

＜施策内容＞

(仮称) 水田保全対策事業は、食糧生産の場としてだけでなく、環境・防災・景観など多面的機能を有している水田の減少を食い止め、貴重な農地を保全するために実施する事業です。水田保全と農業振興を図るために、地場産米の学校給食や災害備蓄食糧への活用事業、水田景観保全事業などを実施します。また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。

＜計画上施策の展開時期＞

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校給食での市内産米利用への協力 (市内全校3回(3t)) (市内全校3回(3t)) (市内全校3回(3t))		
	NPO法人が製品化した災害備蓄用レトルトパックを購入・備蓄 (7,000食) (7,000食) (7,000食)		
	水田ヘレンゲ草の種を播種 (農業者14名に配布、約2ha) (農業者15名に配布、約3ha) (農業者14名に配布、約3ha)		
事業費	1,322,000 円	13,467,000 円	1,340,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

＜施策内容をふまえた前期実績＞

学校給食での市内産米利用については、平成20年度は年間2t確保し、21年度から年間3tの市内産米を確保することができた。

＜市民との協働による前期実績＞

市内のNPO法人が販売する地場産米100%使用の災害備蓄用おかゆを年間7,000食購入し、備蓄を行った。
水田景観保全事業としては、希望する市内農業者に対しレンゲ草の種子を配布し、約3haに播種を行った。レンゲ草の播種については、3年間で約43名の農業者に協力をいただいた。

＜施策内容をふまえた前期課題＞

協力農家が固定化されている。
レンゲ草の播種については、農業者の高齢化が進む中、耕運の際に手間がかかる等の理由で協力農家が微減している。

＜担当課による前期評価＞

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

＜中期以降の考え方＞

平成24年度については、地場産米の学校給食への利用を全小学校で4回(4t)実施する予定。当該事業の協力農業者を増やし、取組の輪を広げていく必要がある。学校給食での市内産米利用については、関係課とも協議しながら年間使用量の増加を検討する。
また、水田景観保全事業については、回覧等で農業者に対する周知を行い、協力農業者の増加を図る。

<平成21年度>

取組状況

・地場産米の学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を実施し、平成21年度には市内全校で年3回実施した。
 ・市内の水田保全と地産地消の推進と、災害備蓄用食糧の充実を図るため、NPO法人が市価より高く茅ヶ崎産米を購入して製品化した災害備蓄用レトルトパック入りおかゆを、21年度に7,000食購入し、備蓄した。
 ・水田景観保全と土壌改良のため、「水田にレンゲ草を咲かせる」事業の取り組みとして、市内の水田14カ所、合計約2haにレンゲ草の種を蒔いた。
 ・遊水機能土地補助金制度において、補助対象範囲を市街化区域から市内全域へと広げ、浸水被害の拡大を防ぐとともに水田の保全にも寄与した。
 補助金額: 1㎡当たり年50円 平成21年度実績: 補助対象件数 212件、補助対象面積 363,787.82㎡、補助金額18,189,388円

課題

・学校給食への市内産米の利用については、市内産の米が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。「茅ヶ崎産米の災害備蓄用おかゆ」については、通常のレトルトパック入りおかゆと比較すると、単価が高いため備蓄数量の確保が難しい。
 ・市の財政状況をかんがみて判断せざるを得ないが、補助の対象になるが制度を知らない水田等の土地所有者に対して、更なる制度の周知を行う必要がある。

<平成22年度>

取組状況

・地場産米の学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を実施し、平成22年度には市内全校で年3回実施した。
 ・市内の水田保全と地産地消の推進と、災害備蓄用食糧の充実を図るため、NPO法人が市価より高く茅ヶ崎産米を購入して製品化した災害備蓄用レトルトパック入りおかゆを、22年度に7,000食購入し、備蓄した。
 ・水田景観保全と土壌改良のため、市内の水田15カ所、合計約3haにレンゲ草の種を蒔いた。

課題

・学校給食への市内産米の利用については、市内産の米が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。「茅ヶ崎産米の災害備蓄用おかゆ」については、原料米を現在1軒の農家からの調達しているが複数からの供給が課題。

<平成23年度>

取組状況

・NPO法人が製造販売するおかゆを災害備蓄用食糧として7,000食を購入した。
 ・水田景観保全事業として、希望した市内14件の農業者にレンゲ草の種子を配布し、合計約3haに播種を行った。
 ・学校給食での市内産米利用(年間3t)に対し協力を行った。

課題

当該事業の協力農家を増やし、拡大していく必要がある。

< 施策内容 >

(仮称) 水田保全対策事業は、食糧生産の場としてだけでなく、環境・防災・景観など多面的機能を有している水田の減少を食い止め、貴重な農地を保全するために実施する事業です。水田保全と農業振興を図るために、地場産米の学校給食や災害備蓄食糧への活用事業、水田景観保全事業などを実施します。また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	遊水機能土地補助金制度の実施 (1㎡あたり年50円) (212件、363,787.82㎡) (223件、374,680.62㎡) (242件、402,280.62㎡) 18,189,388円 18,734,028円 20,114,028円 [補助対象範囲を市街化区域から市内全域へと拡大]		
事業費	18,190,000 円	18,735,000 円	20,115,000 円
評価	A	A	A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

※事業費は、遊水機能土地補助金のみ記載

< 施策内容をふまえた前期実績 >

対象地域を市街化区域から市域全域に拡大し、水田の保全に寄与した。
また、2010年の農林業センサスの482,100㎡に対する申請割合も21年度の75.5%から23年の83.4%に増加した。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

平成23年度に戸別訪問によるPR活動を重点地域(行谷、芹沢)を定め行ったが、制度を知らない補助対象となる水田等の土地所有者がおり、補助制度の周知を行う必要がある。

< 担当課による前期評価 >

A

A = 施策に進捗がみられた

B = 施策に一部進捗がみられた

C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

水田等土地所有者に対して、補助制度や制度の目的について周知する。

<平成21年度>

取組状況

・地場産米の学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を実施し、平成21年度には市内全校で年3回実施した。
 ・市内の水田保全と地産地消の推進と、災害備蓄用食糧の充実を図るため、NPO法人が市価より高く茅ヶ崎産米を購入して製品化した災害備蓄用レトルトパック入りおかゆを、21年度に7,000食購入し、備蓄した。
 ・水田景観保全と土壌改良のため、「水田にレンゲ草を咲かせる」事業の取り組みとして、市内の水田14カ所、合計約2haにレンゲ草の種を蒔いた。
 ・遊水機能土地補助金制度において、補助対象範囲を市街化区域から市内全域へと広げ、浸水被害の拡大を防ぐとともに水田の保全にも寄与した。
 補助金額: 1㎡当たり年50円 平成21年度実績: 補助対象件数 212件、補助対象面積 363,787.82㎡、補助金額18,189,388円

課題

・学校給食への市内産米の利用については、市内産の米が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。「茅ヶ崎産米の災害備蓄用おかゆ」については、通常のレトルトパック入りおかゆと比較すると、単価が高いため備蓄数量の確保が難しい。
 ・市の財政状況をかんがみて判断せざるを得ないが、補助の対象になるが制度を知らない水田等の土地所有者に対して、更なる制度の周知を行う必要がある。

<平成22年度>

取組状況

遊水機能土地補助金制度において、平成21年度に補助対象範囲を市街化区域から市内全域へと広げ、浸水被害の拡大を防ぐとともに水田の保全にも寄与した。

補助金額: 1㎡当たり年50円
 平成22年度実績: 補助対象件数 223件、補助対象面積 374,680.62㎡(前年度比 約3%増)、補助金額18,734,028円

課題

市の財政状況をかんがみて判断せざるを得ないが、補助の対象になるが制度を知らない水田等の土地所有者に対して、更なる制度の周知を行う必要がある。

<平成23年度>

取組状況

遊水機能土地補助金制度において、平成21年度に補助対象範囲を市街化区域から市内全域へと広げ、浸水被害の拡大を防ぐとともに水田の保全にも寄与した。

補助金額: 1㎡当たり年50円
 平成23年度実績: 補助対象件数 242件、補助対象面積 402,280.62㎡、補助金額20,114,028円
 参考: 平成22年度実績: 補助対象件数 223件、補助対象面積 374,680.62㎡、補助金額18,734,028円

課題

補助の対象になるが制度を知らない水田等の土地所有者に対して、更なる制度の周知を行う必要がある。

19 食育・地産地消の推進

担当課 農業水産課 学務課

一般施策

<施策内容>

市内で生産された地場の食材を朝市で販売したり地域の学校給食で用いることにより、食育・地産地消を進めます。また、小中学生が農作業や収穫などを体験することで、農業への理解を深める取り組みを進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校給食での市内農産物利用への協力 (ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草)		
	朝市活動支援 (海辺の朝市及び松浪朝市の支援) (海辺の朝市及び松浪朝市支援、遊休農地活用した震災復興支援)		
	地産地消推進事業の実施 (農業まつりなどのイベント開催) (農業まつりなどのイベント開催 産学官連携の茅ヶ崎弁当 (200食販売) など) (農業まつりなどのイベント開催 産学官連携の茅ヶ崎弁当 (1,001食販売) など)		
事業費	1,700,000 円	2,164,000 円	2,104,000 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年度より、地場産のほうれん草を使用した「茅ヶ崎カレー」を学校給食のメニューとし、平成22年度からはカボチャやナスなどの夏野菜やさつまいもを使用している。

<市民との協働による前期実績>

また、平成22年度、23年度には産学官で連携した「茅ヶ崎弁当」の企画・販売を行い、23年度夏に販売した「まるごと茅ヶ崎ラタモコ丼」は約2週間の販売期間中に1,001食を販売した。また、朝市活動支援として、21年度には松浪朝市を開催できるよう支援した。23年度は、遊休農地を活用したサツマイモ作りに協力し震災復興支援を行った。

<施策内容をふまえた前期課題>

全校一斉の実施となる「茅ヶ崎カレー」については、大量の市内産農産物を確保することが難しい。茅ヶ崎弁当についても農産物の確保、仕入れ等課題があった。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

茅ヶ崎カレー等、学校給食での市内農産物の使用については、農業者、市場等の協力を得て作付け時期、仕入等を調整していただく必要がある。今後、継続して市内農産物を使用できるような地産地消の仕組み作りに向け、生産者、農協、市場等、関係団体との連携を深めていくことが必要と考えられます。

<平成21年度>

取組状況

学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を展開していく。市内産米の学校給食への使用が平成16年度にモデル校2校で年1回の実施でスタートしたが、平成21年度には市内全校で年3回実施した。また、平成21年度より新たな取り組みとして、市内産農産物を使用した「茅ヶ崎カレー」を学校給食メニューに取り入れた。第1回目として、平成22年1月19日に市内産出額1位で、冬が旬であるほうれん草を使用した茅ヶ崎カレーを市内小学校一斉に実施した。

課題

学校給食への市内産米の利用については、茅ヶ崎市では米の生産量が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。
茅ヶ崎カレーについても全校一斉実施となるため、一度に大量の市内産農産物を確保することが難しく、農業者の協力を得て、作付け・収穫の時期を茅ヶ崎カレーの実施日に合わせて頂く等の対策が必要となる。

<平成22年度>

取組状況

学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を展開している。
具体的には、市内産米の学校給食への使用が平成16年度にモデル校2校で年1回の実施でスタートしたが、平成22年度には市内全校で7月に夏野菜、10月にさつまいも、23年1月には、ほうれん草を使用した茅ヶ崎カレーを実施した。
また、地産地消推進事業として、春・秋の農業まつりなどのイベント開催や産学官連携の茅ヶ崎弁当、買い物ツアー、果樹や花の品評会、園芸講習会など各種事業を実施し、生産者と消費者・市民の相互理解を深め、市内農水産物の消費拡大に努めた。

課題

学校給食への市内産米の利用については、茅ヶ崎市では米の生産量が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。
茅ヶ崎カレーについても全校一斉実施となるため、一度に大量の市内産農産物を確保することが難しく、農業者の協力を得て、作付け・収穫の時期を茅ヶ崎カレーの実施日に合わせて頂く等の対策が必要となる。

<平成23年度>

取組状況

学校給食での市内産農産物使用に協力を行った。
平成23年度には市内全校で7月に夏野菜、10月にさつまいも、24年1月には、ほうれん草を使用した茅ヶ崎カレーを実施した。
文教大学と市内事業者と協働し、市内産の農水産物を使用したお弁当「茅ヶ崎弁当」の企画・販売を行った。
青果商組合、消費者団体連絡会、茅ヶ崎青果地方卸売市場、JAさがみ及び市による「ちがさき茅産茅消費準備会」にてのぼりを作成した。

課題

「茅ヶ崎弁当」の企画・販売については農産物の仕入れの問題もあり、イベントや、期間を限定しての販売であった。今後、継続して販売できる商品の企画協力や、継続して市内産農水産物を使用できる地産地消のしくみづくりを行うことが必要とされる。
茅ヶ崎カレーについては全校一斉実施となるため、一度に大量の市内産農産物を確保することが難しく、農業者の協力を得て、作付け・収穫の時期を茅ヶ崎カレーの実施日に合わせる等の対策が必要となる。

19 食育・地産地消の推進

担当課 農業水産課 学務課

一般施策

<施策内容>

市内で生産された地場の食材を朝市で販売したり地域の学校給食で用いることにより、食育・地産地消を進めます。また、小中学生が農作業や収穫などを体験することで、農業への理解を深める取り組みを進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校給食での市内米の利用 (市内全校年3回) (市内全校年3回) (市内全校年3回)		
	学校給食での市内農産物による茅ヶ崎カーリーの実施 (ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草) (夏野菜、さつまいも、ほうれん草)		
	地産地消の推進 (地場野菜11品目) (地場野菜13品目) (地場野菜14品目)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

学校給食において市内の農産物を使用した茅ヶ崎カーリーを提供しているが、地場野菜の品目数が増加した。また年間を通して地場野菜を使用した給食を提供しており、11品目から14品目に増やし、食育・地産地消を進めた。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

学校給食の使用については、短期間で多量の食材が必要となり、提供する生産者が限られる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後についても引き続き学校給食での「茅ヶ崎カーリー」の提供を実施し、生産者に協力をお願いしながら年間を通して地場野菜を使用した給食を提供していく。

<平成21年度>

取組状況

学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を展開していく。市内産米の学校給食への使用が平成16年度にモデル校2校で年1回の実施でスタートしたが、平成21年度には市内全校で年3回実施した。また、平成21年度より新たな取り組みとして、市内産農産物を使用した「茅ヶ崎カレー」を学校給食メニューに取り入れた。第1回目として、平成22年1月19日に市内産出額1位で、冬が旬であるほうれん草を使用した茅ヶ崎カレーを市内小学校一斉に実施した。

課題

学校給食への市内産米の利用については、茅ヶ崎市では米の生産量が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。
茅ヶ崎カレーについても全校一斉実施となるため、一度に大量の市内産農産物を確保することが難しく、農業者の協力を得て、作付け・収穫の時期を茅ヶ崎カレーの実施日に合わせて頂く等の対策が必要となる。

<平成22年度>

取組状況

学校給食への取り組みとして、学務課と連携し事業を展開している。
具体的には、市内産米の学校給食への使用が平成16年度にモデル校2校で年1回の実施でスタートしたが、平成22年度には市内全校で7月に夏野菜、10月にさつまいも、23年1月には、ほうれん草を使用した茅ヶ崎カレーを実施した。
また、地産地消推進事業として、春・秋の農業まつりなどのイベント開催や産学官連携の茅ヶ崎弁当、買い物ツアー、果樹や花の品評会、園芸講習会など各種事業を実施し、生産者と消費者・市民の相互理解を深め、市内農水産物の消費拡大に努めた。

課題

学校給食への市内産米の利用については、茅ヶ崎市では米の生産量が少なく、その多くが自家消費用となっているため、市内産米の確保が課題となる。
茅ヶ崎カレーについても全校一斉実施となるため、一度に大量の市内産農産物を確保することが難しく、農業者の協力を得て、作付け・収穫の時期を茅ヶ崎カレーの実施日に合わせて頂く等の対策が必要となる。

<平成23年度>

取組状況

学校給食での市内産農産物使用に協力を行った。
平成23年度には市内全校で7月に夏野菜、10月にさつまいも、24年1月には、ほうれん草を使用した茅ヶ崎カレーを実施した。
文教大学と市内事業者と協働し、市内産の農水産物を使用したお弁当「茅ヶ崎弁当」の企画・販売を行った。
青果商組合、消費者団体連絡会、茅ヶ崎青果地方卸売市場、JAさがみ及び市による「ちがさき茅産茅消費準備会」にてのぼりを作成した。

課題

「茅ヶ崎弁当」の企画・販売については農産物の仕入れの問題もあり、イベントや、期間を限定しての販売であった。今後、継続して販売できる商品の企画協力や、継続して市内産農水産物を使用できる地産地消のしくみづくりを行うことが必要とされる。
茅ヶ崎カレーについては全校一斉実施となるため、一度に大量の市内産農産物を確保することが難しく、農業者の協力を得て、作付け・収穫の時期を茅ヶ崎カレーの実施日に合わせる等の対策が必要となる。

担当課 農業水産課

＜施策内容＞

市内の農地の有効活用を図るとともに、市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図ることを目的とした「援農ボランティア制度」（市事業）や農地の貸し手と借り手を結び付け、農業者に農地の斡旋を行う「担い手農地情報活用事業」（市事業）、市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った人が販売を視野に入れた本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」（神奈川県事業）などを継続的に実施します。

＜計画上施策の展開時期＞

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	援農ボランティア制度の実施		
	登録者数135名 農家登録数29件 斡旋成立件数70件	登録者数155名 農家登録数28件 斡旋成立件数85件	登録者数188名 農家登録数28件 斡旋成立件数90件
	農業研修講座の実施		
	農業研修講座受講生21名 農業研修講座19回	農業研修講座受講生21名 農業研修講座19回	農業研修講座受講生24名 農業研修講座19回
事業費	担い手農地情報活用事業の実施 (約1,900㎡の農地を3農業者に貸借)		
	(新規 サポーター0人)	(新規 サポーター1人)	(新規 サポーター2人)
事業費	485,000 円	446,000 円	537,000 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

＜施策内容をふまえた前期実績＞

援農ボランティア育成を目的とした農業研修講座を18年度から実施しており、23年度からは、研修講座受講生を21人から24人に増員した。
かながわ農業サポーターについては、本市でも19年度から取り組み、23年度末までに7名サポーターが認定された。

＜市民との協働による前期実績＞

複合的営農支援の継続を目的とし取り組んでいる援農ボランティア制度では、平成23年度までに援農ボランティア188名及び受入農家28軒の登録があり、援農ボランティアの斡旋成立件数については年々増加傾向にある。

＜施策内容をふまえた前期課題＞

援農ボランティア制度への登録数は増加しているが、ボランティア登録者に居住地の偏りや交通手段による移動距離の制限があるため、制度登録者の偏りをなくし援農ボランティア斡旋の円滑化を図る必要がある。また、短期間で活動を辞退してしまう方もいるため、持続的なボランティア活動のためにアンケートなどを実施し、ボランティア活動者の意向調査を行う必要がある。
担い手農地情報活用事業については、農業者への周知不足と農地情報の更新が頻繁に行われていない。

＜担当課による前期評価＞

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

＜中期以降の考え方＞

今後も援農ボランティアの斡旋を推進していくとともに、援ボラ通信の発行回数及び設置場所を増やすことなどに取り組み、より多くの方が本制度に登録していただけるようにする。また、担い手農地情報活用事業については、農業委員会事務局と連携しながら、農地情報の更新を行い事業の周知を図っていく。

<平成21年度>

取組状況

平成18年1月より実施している援農ボランティア制度は、22年3月末現在、ボランティア登録者数135名、農家登録数29件、斡旋成立件数70件となっている。担い手農地情報活用事業は、登録してある農地情報を活用しての農地賃貸借はなかったが、合計約1,900㎡の農地を3人の農業者に貸借の斡旋をして農地の有効利用を図った。

課題

農地の有効利用を図るにあたり、地権者の他人に貸すことへの不安や抵抗感があるため、農地の賃貸借が進まない。

<平成22年度>

取組状況

平成18年1月より実施している援農ボランティア制度は、23年3月末現在、ボランティア登録者数155名、農家登録数28件、斡旋成立件数85件となっている。担い手農地情報活用事業は、登録してある農地情報を活用しての農地賃貸借は無かったが、芹沢と浜之郷の農地を斡旋して農地の有効利用を図った。

課題

農地の有効利用を図るにあたり、地権者の他人に貸すことへの不安や抵抗感があるため、農地の賃貸借が進まない。

<平成23年度>

取組状況

平成23年度には33名の新規援農ボランティア登録があり、援農ボランティア受入件数は新たに18件増加した。
また、援ボラ通信の発行や家庭菜園や市民農園での援農ボランティア募集ポスターの掲示、農業研修講座の開講を行った。
かながわ農業サポーター事業において、1人のサポーターへ農地の規模拡大を図った。
「行谷地区の農地に関する意向調査」実施に伴い、行谷生産組合員への説明会を行った際に、援農ボランティア制度の説明をして、事業の周知をした。

課題

援農ボランティア登録数は188件と多いが、ボランティア登録者に居住地の偏りと交通手段による移動距離の制限があり、斡旋が容易な受入農家と難しい受入農家が存在する。また、長期間持続するボランティアもいれば、短期間で辞退してしまうボランティアのいるため、両者にどのような原因や違いがあるのかを今後検討していかなければならない。

担当課 農業水産課

＜施策内容＞

市内の耕作をしなくなった農地を地権者自らが区画貸し農園として開設し、市民に貸し出す市民農園事業を推進するとともに、既存の市営家庭菜園についても円滑な運営を推進します。

＜計画上施策の展開時期＞

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市民農園の開設 (18カ所、新規地権者開設6カ所) (24カ所、新規地権者開設6カ所) (27カ所、新規地権者開設5カ所)		
	市営家庭菜園の管理・運営 (利用者更新8カ所、利用者継続6カ所、利用者自主管理体制づくり2カ所、閉園1カ所、平成22年度利用者募集6カ所) (利用者更新6カ所、利用者継続7カ所、利用者自主管理体制づくり6カ所) (利用者更新0カ所、利用者継続13カ所、利用者自主管理体制づくり5カ所、平成24年度利用者募集6カ所、閉園1カ所、1菜園の一部を市民農園へ移行)		
事業費	447,000 円	240,000 円	526,000 円
評価	B	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

＜施策内容をふまえた前期実績＞

平成21年度に6箇所、平成22年度に6箇所、平成23年度に5箇所新規開設をし、2箇所の閉園があったため、平成23年度末までの市民農園総数は27箇所となった。
 生産組合長回覧にて市民農園の新規開設を推進するチラシを配布した。
 市の方針として、市管理の家庭菜園から地権者管理の市民農園への移行を進めており、毎年度末更新時に家庭菜園地権者に市民農園への移行を促した。平成23年度末に募集を行った平成24年度利用者更新菜園において、1菜園の一部が市民農園へ移行されることとなった。

＜市民との協働による前期実績＞

＜施策内容をふまえた前期課題＞

家庭菜園から市民農園に移行することによって、地権者が自ら管理や苦情処理等をしなければならないという懸念が、移行の障害となっている。

＜担当課による前期評価＞

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

＜中期以降の考え方＞

引き続き、地権者による市民農園の新規開設を進め、同時に家庭菜園地権者に対し市民農園運営に関する手順等をより詳細に説明し、市民農園への移行を進める。

<平成21年度>

取組状況

平成21年度に新たに6箇所、地権者自らが開設する市民農園が開設され、平成21年度末までに市民農園総数は18箇所となった。また、市営の家庭菜園については8箇所を更新があり、そのうち2箇所について、利用者による自主管理体制づくりをすすめた。

課題

農地所有者へ自ら区画貸し農園を開設できるようになったことを周知する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

平成22年度に新たに6箇所、地権者自らが開設する市民農園が開設され、平成22年度末までに市民農園総数は24箇所となった。また、市営の家庭菜園については6箇所を更新があり、全ての菜園において、利用者による自主管理体制づくりをすすめた。

課題

農地所有者へ自ら区画貸し農園を開設できるようになったことを周知する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

平成23年度に新たに5箇所、地権者自ら開設・管理・運営を行う市民農園が開園し、2箇所が閉園し、平成23年度末までの市民農園総数は27箇所となった。

また、生産組合長回覧にて市民農園の新規開設を推進するチラシを配布した。

市管理の家庭菜園については6箇所が更新され、うち1菜園の一部が、平成24年度に家庭菜園から市民農園となる予定。

課題

市民農園の開設手順をより詳細に周知する必要がある。

< 施策内容 >

市民が地場産の野菜や果物などの収穫を体験し、直接購入することができる観光農園を継続的に推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市内農産物の直売所や観光農園の周知		
	市内農家の直売所を巡る買い物ツアーの実施 (年3回全51人参加) (年3回全46人参加) (年4回全72人参加)		
	果樹持寄り品評会の実施 (年2回) (年2回) (年2回)		
事業費	298,000 円	282,000 円	298,000 円
評価	B	B	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

< 施策内容をふまえた前期実績 >

直売所や観光農園のチラシ作成、市ホームページ及び広報紙による周知PRを行った。
果樹持寄り品評会を年2回開催し、イベントの周知手段を増やしたことによって市内果樹の振興を図った。

< 市民との協働による前期実績 >

市内農家の直売所や圃場等を巡り、収穫体験による野菜・果樹の販売を行う地場農水産物買い物ツアーを開催し全10回で述べ169人の参加があった。

< 施策内容をふまえた前期課題 >

市内の果樹観光農園は16件程度であり収量にも限りがあるが、果樹持寄り品評会でより多くの市民に周知出来る開催場所を検討する必要がある。

< 担当課による前期評価 >

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

引き続きチラシやホームページ等で市内農産物の周知を図り、イベント等を活用して市内果樹の振興を推進する。

<平成21年度>

取組状況

市内農産物を直接購入できる直売所や観光農園のチラシを作成して、市民へ周知した。

課題

<平成22年度>

取組状況

市内農産物を直接購入できる直売所や観光農園のチラシを作成するとともに、市ホームページや広報紙による周知PR、市民へ周知した。

また、市内農家の直売所を巡り地場産農水産物を購入する買い物ツアーの実施や、果樹持寄品評会の実施により、市内果樹の振興を図った。

課題

市内果樹農家は、16件程度であり収量にも限りがあるため、「過大な周知PRは不要である」と果樹農家から言われている。このため、毎年適度な周知PRをしていく必要があり、加減が難しい。

<平成23年度>

取組状況

市内農産物を直接購入できる直売所や観光農園のチラシを作成するとともに、市ホームページや広報紙による周知PRをした。

また、市内農家の直売所を巡り地場農水産物を購入する買い物ツアー（年4回）の実施や、果樹持寄品評会（年2回）の実施、イベントの周知手段増により、市内果樹の振興を図った。

課題

市内果樹農家は、16件程度であり収量にも限りがあるため、「過大な周知PRは不要である」と果樹農家から言われている。このため、毎年適度な周知PRをしていく必要があり、加減が難しい。

(4) 公園・緑地の再生 (施策NO.23)

23 公園再生 (公園リニューアル) の推進

担当課 公園緑地課

優先施策

< 施策内容 >

公園・緑地の再生 (公園リニューアル) は、公園・緑地の現状・課題を把握するとともに、地域住民の公園・緑地に対するニーズの把握や改善方針の検討を行い、市民・事業者・行政の協働による取り組みを目指します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	次期総合計画にむけた検討	甘沼樹木センターの開放 (地元自治会と各種協議を実施) (10月に地元自治会と管理協定締結)	
	老朽化遊具の更新 (更新が必要な55基のうち7割完了)		
	既存公園施設の修繕及び改修工事		
事業費	23,107,000 円	23,351,000 円	48,499,000 円
評価	C	B	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

< 施策内容をふまえた前期実績 >

安全確保を図るため行っている老朽化した遊具の更新について、更新が必要とされた55基のうちの約7割が完了した。(点検対象遊具数:333基)

< 市民との協働による前期実績 >

・借地を含めた新規公園の整備及び緑地の再整備に合わせて地元と調整する中で、地元自治会により管理していただける箇所が4か所追加となった。(香川ゆうゆう公園、スマイルパーク小和田、甘沼樹木センター、香川第一公園)
・甘沼樹木センターについて、樹木センターの目的を維持しつつ地元開放するとともに、地元自治会と維持管理協定を締結した。

< 施策内容をふまえた前期課題 >

・再生整備後の維持管理や現状把握において、地域の皆様に関わっていただくことが重要となるが、その継続性の確保について検討していく必要がある。また、施策を進捗させるためには財源の確保も必要となる。

< 担当課による前期評価 >

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

・老朽化した公園施設の更新を継続していくとともに、維持管理について地域との連携拡大を図る。
・公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理とともに公園の再生を検討していく。

<平成21年度>

取組状況

次期総合計画に合わせて検討を行った。

課題

再生後の維持管理について、地元の皆様にも関わっていただくことの必要性(継続的な美化活動の実施)及び財源の確保。

<平成22年度>

取組状況

取り組みの一つとして、甘沼樹木センターについて、整備内容や地元による管理等を地元自治会と協議しながら、一般開放を図った。

課題

再生後の維持管理について、地元の皆様にも関わっていただくことの必要性(継続的な美化活動の実施)及び財源の確保。

<平成23年度>

取組状況

平成22年度に一般開放を行った甘沼樹木センターについて、引き続き地元自治会との調整を行いながら、10月に管理協定を締結。

また、安全確保を図るため平成21年度より継続に行っている老朽化した遊具の更新について、神奈川県からの交付金も受け、地元自治会と調整しつつ、更新が必要な55基のうちの約7割が完了した。

課題

再生後の維持管理や現状把握という面において、地域の皆様に関わっていただくことの必要性とその継続性及び財源の確保

(5) 河川のみどりの再生 (施策NO.24～27)

24
43 千ノ川整備事業の推進

担当課 下水道河川建設課

優先施策

<施策内容>

千ノ川整備事業は、検討委員会を設立し、多自然型護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を立案し、事業を推進します。

<計画施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定 2ヶ年事業 策定事業費: 38,850千円	千ノ川改修全体設計変更 の承認の取得に向けた国・ 県との申請協議	千ノ川の総合流域防災計画に ついて国の承認 飯島橋下流右岸約L=60m 護岸改修 菱沼雨水幹線右岸の植栽等 L=200m工事完了
事業費	27,850,000 円	0 円	59,291,000 円
評価	A	B	A
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

※平成23年度事業費は、整備事業費のみ記載

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年10月に「千ノ川整備実施計画」を策定し、その整備計画に基づき、平成23年に飯島橋下流右岸約60mの護岸整備及び、菱沼雨水幹線右岸200mに新たに購入したヤエザクラ3本、シダレザクラ3本と元々あった桜(品種不明)4本とモモ(品種不明)1本の植栽と植栽帯に高麗芝を張り、緑化を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

厳しい財政状況の中、用地買収のため、土地所有者等との協議等を進めており、社会情勢に応じて適宜計画を見直す必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

護岸整備に必要な用地を買収し、「千ノ川整備実施計画」に基づき整備を進める。

<平成21年度>

取組状況

学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

千ノ川の整備について、平成23年度からの事業実施に先立ち、国・県から千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けて、申請協議を行った。

課題

厳しい財政状況や用地買収、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進めることもあり、社会情勢に応じて適宜計画を見直していく必要がある。

<平成23年度>

取組状況

飯島橋下流右岸約L=60m護岸改修及び菱沼雨水幹線右岸の植栽等L=200mの工事完了。
千ノ川の総合流域防災計画について国の承認を得た。

課題

厳しい財政状況や用地買収、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進めることもあり、社会情勢に応じて適宜計画を見直していく必要がある。

25 移植林の育成管理の推進

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

萩園の水害防備保安林の一部では、相模川築堤工事にともない既存樹木の移植工事が実施される予定です。移植に伴い、市民参加による樹林の適正な管理を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	維持管理の協議 (国、自治会、市民団体等)	樹木の移植部分を含めた 築堤前国有地の占用 (占用申請→許可、10,166㎡) 「相模川の河畔林を育てる会」支援 (発足支援、野鳥観察会窓口) (保全作業、観察会支援)	事業者との 連携による 保全活動 (茅ヶ崎地区 工場等 緑化推進 協議会)
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

樹木の移植部分を含めた国有地について、国と調整し占用ができた。

<市民との協働による前期実績>

「相模川の河畔林を育てる会」の活動支援、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会との連携による河畔林の保全活動の支援ができた。

<施策内容をふまえた前期課題>

今後も継続的に保全していくため、保全活動に携わる市民等の拡充が課題となる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後も継続して施策を推進していく。
当該地の保安全管理のルールを、活動団体と連携して検討する。

<平成21年度>

取組状況

移植後の樹林の維持管理について、国、自治会、市民団体等と協議を行い一定の方向性を見いだした。

課題

樹林の管理については、管理する範囲が広いため管理を行う人員の確保が必要と考えられる。より多くの市民参加を促すための方策を検討する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

樹木の移植を行った部分を含め、築堤前の国有地(10,166㎡)の占有申請を行い許可がおりた。
また、当該地の保全を行う団体「相模川の河畔林を育てる会」の発足をサポートし、野鳥観察会の開催の窓口を行うことで広く市民参加を呼びかけた。

課題

平成22年度改定の環境基本計画において、コア地域ごとの保全管理組織及び管理計画の策定を位置付けたため、市民だけではなく地権者や事業者とも連携していくことが必要である。

<平成23年度>

取組状況

樹木の移植を行った部分を含め、築堤前の国有地(10,166㎡)を平成22年度から引き続き占有した。
また、相模川の河畔林を育てる会の保全作業や観察会の支援を始め、地域の人たちの会員拡充を図った。
事業者との連携として、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の協力を得て保全活動を行った。

課題

維持管理を行う新しい人員の確保。

担当課 広域事業政策課 下水道河川建設課

<施策内容>

本市は、千ノ川などの護岸整備にあたり多自然型護岸整備を進めるとともに、神奈川県が実施する小出川の護岸整備にあわせて河川の自然環境を保全・再生するため多自然型護岸整備を引き続き河川管理者に要望します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	小出川の多自然型護岸整備について管理者(県)へ要望 (護岸整備延長 約450m) (護岸整備延長 約640m) (護岸整備延長 約120m)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	B	A
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

小出川の護岸整備について神奈川県へ多自然型護岸での整備を要望し、平成21年度は西久保堰周辺の右岸と左岸約60mずつと大曲橋上流から聖天橋下流までの右岸約330m、平成22年度は聖天橋から鷹匠橋上流付近までの右岸約490mと寺尾橋上流右岸約150m、平成23年度は寺尾橋上流右岸約120mが多自然型護岸で整備された。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

小出川の護岸整備は相模川合流点から聖天橋までの区間は殆ど完成しており、今後は市北部が中心となる。多自然型護岸だけではなく、周辺環境への配慮も含めて管理者に要望する必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた

B=施策に一部進捗がみられた

C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

小出川の多自然型護岸整備について、管理者である神奈川県へ引き続き要望を行い、必要に応じて協議する。

<平成21年度>

取組状況

学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

千ノ川の整備について、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出し、河川環境に配慮した整備を進めていくことが必要。

<平成22年度>

取組状況

小出川の多自然型護岸整備について管理者である神奈川県へ要望し、小出川聖天橋～鷹匠橋上流付近右岸490mと寺尾橋右岸150mについて多自然型護岸が整備された。

課題

<平成23年度>

取組状況

小出川の多自然型護岸整備について管理者である神奈川県へ要望し、寺尾橋上流の寒川側120mについて多自然型護岸が整備された。

課題

担当課 広域事業政策課 下水道河川建設課

<施策内容>

本市は、千ノ川などの護岸整備にあたり多自然型護岸整備を進めるとともに、神奈川県が実施する小出川の護岸整備にあわせて河川の自然環境を保全・再生するため多自然型護岸整備を引き続き河川管理者に要望します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画の策定 (千ノ川整備詳細設計検討委員会による)	事業実施に向けた国・県との協議	神奈川県総合計画実施計画事業に対し、整備を要望
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

千ノ川の整備については、「千ノ川整備実施計画」に基づき、浸水対策を主眼とした整備を進めており、コンクリート護岸による整備を行った。
また、県管理区域については、多自然型護岸での整備を要望した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

千ノ川については、「千ノ川整備実施計画」に基づき整備を行っているが、計画策定にあたり、検討委員会での検討の結果、護岸のタイプや選定について、コンクリート護岸による整備計画となったため、多自然型護岸での整備は、予定していない。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後策定する駒寄川整備計画において、多自然型での護岸整備について検討する。
また、県管理区域については、多自然型護岸での整備を要望していく。

<平成21年度>

取組状況

学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

千ノ川の整備について、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出し、河川環境に配慮した整備で進めていくことが必要。

<平成22年度>

取組状況

千ノ川の整備について、平成23年度からの事業実施に先立ち、国・県から千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けて、申請協議などを行った。

課題

千ノ川の整備について、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出し、河川環境に配慮した整備で進めていくことが必要。

<平成23年度>

取組状況

神奈川県総合計画「グランドデザイン(素案)」実施計画事業に対し、水循環水環境基本計画に基づく整備を要望した。

課題

浸水被害の軽減に向け、計画断面の確保に取り組むとともに、河川環境に配慮した整備を進める。
(平成21年10月策定の茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画では、千ノ川の特徴等を踏まえ、護岸整備についてはコンクリートタイプを用い整備を進めるとし、川沿いの通路部分の緑化を計画している。)

担当課 広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	協働による小出川沿いの除草・清掃等 (市民・県・市による協働 2回) (市民・県・市による協働 2回) (市民・県・市による協働 2回)		
	市民団体開催の小出川彼岸花まつり支援		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

市を窓口をして、市民と県による小出川沿いの除草・清掃活動を行い(年2回)、河川環境の維持管理に努めた。また、小出川周辺で活動する市民団体のイベント等を支援することにより、小出川沿いの緑化を推進した。

<施策内容をふまえた前期課題>

市が市民と県の窓口となっているため、市民と県の繋がりが希薄である部分がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今年度は4月に顔合わせを行ったが、今後はより一層市民と県の関係を強化する必要がある。
市民・行政で協働し、引き続き小出川沿いの除草・清掃等の維持管理に努める。

<平成21年度>

取組状況

・河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。
・学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

・緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。
・千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

市民・行政（県・市）で協働し、小出川沿いの除草・清掃等を年2回実施し、堤防の維持管理に努めた。

課題

<平成23年度>

取組状況

市民・行政（県・市）で協働し、小出川沿いの除草・清掃等を年2回（5月・9月頃）実施し、堤防の維持管理に努めた。また、9月に市民団体により開催された「第4回小出川彼岸花まつり」を支援することで小出川沿いの緑化に努めた。

課題

担当課 広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	河川区域を占用し、市民団体等との連携による緑化推進 (3団体、6箇所、萩園から西久保にかけて2,866㎡)		
	紫陽花 まつり 後援	桜 まつり 後援	紫陽花 まつり 後援
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

河川区域(小出川)を県から占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。(3団体、6箇所、萩園から西久保にかけて合計2,866㎡)
また、毎年度6月及び2月に、市民団体が主催する小出川紫陽花まつり及び桜まつりの後援を行った。

<施策内容をふまえた前期課題>

緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

河川を継続して占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行う。

<平成21年度>

取組状況

・河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。
・学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

・緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。
・千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。また、占用許可区域外に植栽してしまった団体に対して是正指導を行った。

課題

緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。

<平成23年度>

取組状況

河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。

課題

緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。

担当課 広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定	千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けた国・県との申請協議	菱沼雨水幹線右岸L=200mの整備の中で植栽等による緑化を進め、地元自治会と維持管理協議
事業費	0 円	0 円	25,086,000 円
評価	B	B	A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

※事業費は、整備事業費のみ記載

<施策内容をふまえた前期実績>

千ノ川水辺空間整備事業において、菱沼雨水幹線右岸200mに新たに購入したヤエザクラ3本、シダレザクラ3本と元々あった桜(品種不明)4本とモモ(品種不明)1本の植栽と植栽帯に高麗芝を張り、緑化を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

管理用通路等の緑化後の管理手法については、地元自治会の協力を得ることが望ましい。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

管理用通路等の整備に併せて緑化について検討実施する。

<平成21年度>

取組状況

・河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。
・学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

・緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。
・千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

千ノ川の整備について、平成23年度からの事業実施に先立ち、国・県から千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けて、申請協議などを行った。

課題

千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成23年度>

取組状況

菱沼雨水幹線右岸L=200mの整備の中で植栽等による緑化を進め、地元自治会と維持管理についての協議を行った。

課題

千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

(6) 海岸のみどりの再生 (施策NO.28)

28 海岸性植生保全・再生の推進

一般施策

担当課 農業水産課

< 施策内容 >

「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づき、市民・行政が連携し、茅ヶ崎漁港周辺地区における公共空間の確保と緑地整備などの海岸性植生保全・再生に向けた取り組みを推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	砂防柵及び植生モデル地を設置、飛砂による影響調査の実施		海浜植物の観察、保護・育成 (NPO法人ゆい、中学校生徒)
	砂防柵の間隔確認、風向による植生モデル地の影響調査の実施		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

< 施策内容をふまえた前期実績 >

茅ヶ崎市では、漁港西側を「自然保護区域」と位置づけ、「失われた砂浜の修復、海浜植生の修復によって、海岸の自然環境を創出」する、としている。

< 市民との協働による前期実績 >

21年度及び22年度については、飛砂から海浜植生を保護するため、砂防柵と海岸性植生の影響調査を行った。調査では、砂防柵を設置し、海浜植生群落を再生するための成長初期段階での埋没を抑制するため、検証を行った。23年度については、NPO法人ゆいと中学生により、海浜植生の保護・育成を目的として、漁港背後地の海浜植生を、共生している葛の蔓を移動させることにより、直接日光が当たるよう保護活動を行った。

< 施策内容をふまえた前期課題 >

現在、漁港背後地に海浜植生の保護区域を設けているが、現在の場所だけでは、海浜植生の保護・育成を逐次活動して行くには面積的に足りないため、今後、面積の拡大が課題となる。
また、海浜植生の保護・育成を目的としたボランティアを確保するため、海岸の環境や海浜植生に興味を持ってもらう啓発活動も必要となる。これらのことを踏まえ、関係機関及び関係各課との調整や広報紙やホームページ等の広報活動により、保護区域の拡大や、観察・保護・育成活動を行うボランティアの確保を行うとともに、ボランティアとの協働による活動が必要となる。

< 担当課による前期評価 >

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

引き続き海浜植生の保護・育成区域の継続を行うとともに、区域を拡大するための働きかけを行い、民間との協働により保護・育成を図る。

<平成21年度>

取組状況

砂防柵設置及び植生モデル地を設置し、飛砂による影響を現地にて、観測した。砂防柵の間隔による影響の確認と、風向による植生モデル地の影響についても調査を行った。

課題

現地調査のため、風向が定まらず、現地調査の砂防柵の設置方法に工夫が必要である。

<平成22年度>

取組状況

砂防柵及び植生モデルを設置し、飛砂による影響を現地にて観測した。砂防柵の空隙率による飛砂抑制効果の確認と、風向きによる植生モデルの影響についても調査を行った。

課題

茅ヶ崎漁港周辺地区の公共空間における海岸性植生保全・再生について、実施する場所が漁港区域内であるため、漁業協同組合や近隣漁業者の協力及び理解を得る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

海浜植物の保護を目的とした植生モデル地を設置し、海浜植物の育成を行った。
夏場、NPO法人及び私立中学校の生徒により、海浜植物の観察及び海浜植物を覆ってしまっている葛の蔓を移動し、海浜植物の保護・成長を行った。

課題

海浜植物を増やすため、新たな育成エリアの確保を行う必要がある。

(7) 公共施設緑化・整備の推進 (施策NO.29～31)

29 (仮称) 小出第二小学校用地の活用

優先施策

担当課 企画経営課・景観みどり課・教育政策課・青少年課

<施策内容>

(仮称) 小出第二小学校用地は、隣接する清水谷、市民の森の立地特性に十分に配慮しながら、自然とのふれあいを実感できる教育関連施設を検討し、清水谷などの里山ランドスケープの環境や景観の連続性に配慮した整備を進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	「(仮称)小出第二小学校用地の活用に関する内部検討会議」の開催 市民との意見交換会の実施 「教育委員会内部検討会議」の開催 (会議要綱設置) 柳島キャンプ場の状況を注視し、 野外研修センターについて検討		
事業費	100,000 円	0 円	0 円
評価	B	A	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年度については「(仮称) 小出第二小学校用地の活用に関する内部検討会議」等の意見を踏まえ、「野外研修施設」の整備を総合計画基本構想に位置づけた。22・23年度については、柳島キャンプ場が県から市に移管されることや隣接する清水谷が特別緑地保全地区に指定されることなど、(仮称) 小出第二小学校用地を取り巻く状況を考慮し、野外研修施設整備に向けた諸条件の整理などを行った。

<市民との協働による前期実績>

平成21年度に「(仮称) 小出第二小学校用地の活用等にかかる市民会議」を開催した。

<施策内容をふまえた前期課題>

柳島キャンプ場の移管・県立里山公園の野外炊事場の整備・清水谷が特別緑地保全地区に指定されることなど、(仮称) 小出第二小学校用地を取り巻く状況が変化してきている。今後、それらの状況の変化を注視しつつ、周辺の自然環境に配慮し、野外研修施設について検討する必要がある。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

県より移譲を受け、平成24年度内にプレオープンする柳島キャンプ場や25年度に整備される県立里山公園の野外炊事場の利用状況や施設整備にかかる課題等を整理しながら、「さまざまな体験ができる野外研修施設」について検討する。

<平成21年度>

取組状況

・「教育委員会内部検討会議」「(仮称)小出第二小学校用地の活用に関する内部検討会議」を開催し、当該地の整備内容に関する検討を行った。
 ・市民との意見交換会を実施し、市民(地域)の方々から意見をいただいた。

課題

周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図る必要がある。

<平成22年度>

取組状況

・「(仮称)小出第二小学校用地を活用した導入施設に係る教育委員会内部検討会議設置要綱」を定めた。
 ・教育委員会内部検討会議を開催し、当該地の整備に関する検討を行った。

課題

周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

(仮称) 小出第二小学校用地を活用した導入施設に係る教育委員会内部検討会議を開催し、関係情報の共有化を図り、当該地の活用については、県から移管した柳島キャンプ場の状況を注視しながら、整備を目指す野外研修センターについて検討することとした。

課題

23年度に指定された隣接している清水谷特別緑地保全地区等、周辺の貴重な自然環境に配慮しつつ、市民にとって有効な活用が図れる施設を検討していく必要がある。

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

学校や庁舎などの建替や大規模改修時に屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化などの緑化推進を図るために、公共施設の緑化のあり方を指針として作成します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			緑化に係る協議を実施 景観計画「公共施設に関する方針」準用
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	—
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

< 施策内容をふまえた前期実績 >

「公共施設緑化推進指針」という形では作成を行わなかったが、景観計画の中の「公共施設に関する方針」を準用し、緑化に係る協議を行った。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

既に景観計画の中に「公共施設に関する方針」を位置付けているため、今後作成する必要の有無の検証、作成する場合は整合をとる必要がある。

< 担当課による前期評価 >

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

景観計画の中の「公共施設に関する方針」の適正の検証を行う。

<平成21年度>

取組状況

「公共建築物中長期保全計画」の策定や「公共施設整備・再編計画」の整備プログラム見直しのため、公共施設緑化推進指針の作成には至らなかった。

課題

公共施設緑化推進指針の策定には、営繕課（建築課及び教育施設課）との協議が必要である。

<平成22年度>

取組状況

課題

既に、景観計画の中に「公共施設に関する方針」を位置付けているが、不足している部分などを追記・修正するか検証する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

景観計画の中の「公共施設に関する方針」を準用し、緑化に係る協議を行った。

課題

既に、景観計画の中に「公共施設に関する方針」を位置付けているため、不足している部分などを追記・修正するか検証する必要がある。

31 公共施設（新築・改築）緑化の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

学校や庁舎などの公共施設は、市民参加のもとに進められる公共施設整備・再編計画との連携を図り緑化を推進します。また、立地特性を活かして、市民の日常生活空間に潤いを与え、地域のモデルとなる緑化を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		市役所新庁舎建設検討会議にて緑化の協議実施 (仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画の協議 (緑化推進の位置づけ)	茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画のみどりに係る位置付け (みどり豊かなまち並みの形成に資する庁舎)
		緑化の推進 (庁舎等の緑のカーテン) ・緑のカーテン 32施設 ・中海岸保育園・高砂コミュニティセンター 地被面積335㎡、低木510本、中高木56本	
事業費	23,000 円	17,000 円	16,000 円
評価	C	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

市役所新庁舎建設について、検討会議での緑化に係る協議を経て、平成23年度には茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画における具体的な考え方の1つとして、みどり豊かなまち並みの形成に資する庁舎を目指すこととした。また、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画への緑化推進の位置付けについて協議を行った。その他の公共施設について、32の施設で緑のカーテンを実施し、中海岸保育園・高砂コミュニティセンターの新築で緑化を図った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

土地や建築物の状況にあわせて、緑化を推進する必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

景観計画の公共施設に関する方針等をもとに、公共施設整備・再編計画との連携を図りつつ関係課かいと緑化を推進する。

<平成21年度>

取組状況

- ・地域の緑化モデルとなるような施設の再整備はなかった。
- ・庁舎建て替えが確定していないため進捗はなかった

課題

- ・施設を再整備する際に、地域の緑化モデルになりうる施設であるかを、施設所管課及び営繕課とともに十分に検討する必要がある。
- ・庁舎建て替えの際は、緑化に配慮した設計を目指します。

<平成22年度>

取組状況

- 市役所新庁舎建設検討会議(作業部会・幹事会)にて、景観計画の「公共施設に関する方針」等をもとに、緑化についての協議を行った。
- また、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画への緑化推進の位置付けについて協議を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

- 茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画における具体的な考え方の1つとして、みどり豊かなまち並みの形成に資する庁舎を目指すこととした。
- 公共施設について、32の施設で緑のカーテンを実施し、中海岸保育園・高砂コミュニティセンターの新築での緑化では、地被面積335㎡、低木510本、中高木56本の創出を図った。

課題

(8) 学校緑化の推進 (施策N0.32～33)

32 学校ビオトープの推進

一般施策

担当課 景観みどり課 教育施設課

＜施策内容＞

生態系ネットワークを補完し、子どもたちの環境教育などに貢献することを目的に、水草などを植栽したトンボ池や、地域の樹木を植栽した林を整備した学校ビオトープを子どもたちや地域住民とともに推進します。

＜計画上施策の展開時期＞

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			小中学校 ビオトープ池・ 観察池の調査・ 状況報告 (全15校)
		田んぼの保全活動・観察会 (松林小学校)	(松林小学校)
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	—
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

＜施策内容をふまえた前期実績＞

子どもたちの環境教育推進等のため、市内小中学校のビオトープ池・観察池の有無を調査し、池がある15校についてはヒキガエル等水生生物の調査を実施した。

＜市民との協働による前期実績＞

松林小学校と連携し、生物多様性に配慮した田んぼの保全活動や観察会を行った。

＜施策内容をふまえた前期課題＞

各学校で環境状況等が異なるため、柔軟な連携や推進方法が課題となる。

＜担当課による前期評価＞

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

＜中期以降の考え方＞

ビオトープ整備や環境教育に対する相談にエキスパート職員が対応できるよう各学校に周知し、子どもたちの環境教育の推進を図る。

<平成21年度>

取組状況

各学校にて自主的に取り組んだ。

課題

ビオトープ等の維持管理は、学校の職員等が行うため、授業の空き時間にそれらを行うことは非常に負担が大きく、日常的かつ恒常的に近隣住民の協力を得ることもむずかしい。

<平成22年度>

取組状況

各学校にて自主的に取り組んだ。

課題

<平成23年度>

取組状況

汐見台小学校(平成23年4月開校)の屋上空間を利用し、66㎡に田植えを行った。(景観みどり課で情報収集)

課題

担当課 教育施設課

<施策内容>

学校の屋上及び校庭(敷地)の芝生、外周部の生垣などの緑化を進めるとともに、外柵などに設置するハンギングプランターによる修景緑化やフェンス、壁面などを緑化する取り組みを地域住民と協力し推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	中庭等への芝生敷設 [茅ヶ崎小学校中庭90㎡] [浜須賀小学校南側中庭450㎡ 梅田中学校サブグラウンド750㎡]		各種検討により芝生化の検証 汐見台小学校の屋上空間利用、庭園内での芝生を生育 各学校での自主的な緑のカーテン、プランターの設置
事業費	394,000 円	4,897,000 円	0 円
評価	A	A	A
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

学校の校庭芝生化検証のため、小学校2校と中学校1校をモデル校として、学校敷地の一部に芝生を敷設するとともに、平成23年4月に開校した汐見台小学校においては、屋上空間の利用や校庭内に芝生を敷設するなどして、緑化の推進を図った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

建築年数が古い学校については、施設の老朽化の防止と長寿命化を図るため、予防保全実施計画の中で、屋上防水及び外壁改修のための施設整備を計画的に進めているため、屋上と壁面への緑化は困難な状況にあります。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた

B=施策に一部進捗がみられた

C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

- ・芝生化の方針案の作成・決定
- ・各学校における自主的な緑化推進の取り組み

<平成21年度>

取組状況

(仮称) 緑が浜第二小学校を屋上緑化に、茅ヶ崎小学校の中庭90㎡、梅田中学校のサブグラウンドの750㎡に芝生を敷設(22年度に繰り越し)した。

課題

緑化、校庭芝生化などを行うにあたり地域住民の協力は欠かせないものであり、日常的に日々の手入れにその協力を得るのが非常に困難である。

<平成22年度>

取組状況

- ・浜須賀小学校南側中庭に450㎡の芝生を敷設した。
- ・梅田中学校サブグラウンドに750㎡の芝生を敷設した。
- ・平成23年4月に新設校として開校した汐見台小学校の普通教室棟の屋上に屋上空間を利用して田んぼ、畑及び庭園を設置し、学校緑化の推進を図った。

課題

芝生を順調に生育させるには、維持管理面で手間暇がかかり、多くの人手が必要となり、冬場や養生期間中は使用を制限しなければならない。また、本市の多くの学校は建物の構造上、屋上利用ができないため、屋上緑化に取り組めない状況にある。

<平成23年度>

取組状況

- ・学校芝生化モデル校の茅ヶ崎小学校、梅田中学校、浜須賀小学校において芝生の生育に取り組みながらモデルへのヒアリング、県内各市の実施状況調査及び先進市の視察を行うなどして、芝生化の検証作業を進めた。
- ・汐見台小学校の屋上空間を利用し、66㎡に田植えを行うとともに、運動場東側の庭園内の芝生を生育するなど緑化を推進した。
- ・各学校において、自主的に緑のカーテンやプランターの設置などをして緑化を図った。

課題

多くの学校が建設から年数を経過しており、現在、予防保全実施計画として屋上防水と外壁改修を進めている。そのため、屋上と壁面の緑化については工事に支障をきたす問題があり、緑化を行うことは困難な状況にある。

(9) 道路緑化の推進 (施策N0.34～36)

34 街路樹緑化の推進

一般施策

担当課 広域事業政策課 道路建設課 公園緑地課

<施策内容>

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	危険箇所や市民から要望を道路管理者(国・県)へ要望 国が高速道路の高架下などの緑地イメージを説明 (西久保地域にて説明を実施)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

危険箇所や市民から要望のあった箇所の剪定等を各道路管理者へ要望し、適正な維持管理の推進に努めた。23年度には、関係機関や地元と調整を図り、さがみ縦貫道路の整備に伴う高速道路の高架下や道路隣接地などを対象とした緑地のイメージについて、自治会等に説明を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

街路樹の維持管理費等が年々減少している現状を踏まえ、剪定箇所や緑地整備については関係機関と協議する必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

さがみ縦貫道路の開通及び都市計画道路藤沢大磯線の4車線開通に向け、街路樹緑化整備を働きかける。また、国・県道の街路樹の適正な維持管理について道路管理者へ要望するなど、連絡調整を図る。

<平成21年度>

取組状況

・赤羽根甘沼線の220m区間において、植栽帯を設置し、市でツツジを植えた。また、植栽帯の一部については、緑の里親制度の登録団体である「花の散歩道」が草花を植え、現在は維持管理を行っている。
 ・道路整備(市道)に伴う街路樹の選定にあたっては、庁内及び地元との調整を行った。
 ・市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託により実施し、維持管理に努めた。

課題

・植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線が限定される。
 ・街路沿線の土地の宅地化(細分化)に伴い、車庫への乗り入れのための歩道切り下げが増加し、街路樹の減少が想定される。

<平成22年度>

取組状況

国・県道の街路樹等について、危険箇所や市民から要望のあった箇所の選定等を各道路管理者へ要望し、適正な維持管理の推進に努めた。

課題

<平成23年度>

取組状況

国・県道の街路樹等について、危険箇所や市民から要望のあった箇所の剪定等を各道路管理者へ要望し、適正な維持管理の推進に努めた。また、西久保地域において関係機関や地元と調整を図り、高速道路の高架下や道路隣接地などを対象とした緑地のイメージについて、自治会等に説明を行った。

課題

担当課 広域事業政策課 道路建設課 公園緑地課

<施策内容>

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	街路樹選定の庁内及び地元調整		
	街路樹等の植栽		
	(赤羽根甘沼線にツツジを植樹)	(市道0217号線に松を植樹)	(東海岸寒川線にヤマモモ、サツキツツジ、ホルトノキを植樹)
	緑の里親制度の登録団体による植栽帯の維持管理 (花の散歩道)		
事業費	1,000,000 円	70,000 円	4,500,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年度に赤羽根甘沼線道路改良工事でツツジ840本を植樹した。
平成22年度に市道0217号線歩道整備工事で松1本を植樹した。
平成23年度に東海岸寒川線街路整備工事でヤマモモ56本、サツキツツジ1,192本、ホルトノキ4本を植樹した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線が限られる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後も、植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線については設置を検討していく。

<平成21年度>

取組状況

- ・赤羽根甘沼線の220m区間において、植栽帯を設置し、市でツツジを植えた。また、植栽帯の一部については、緑の里親制度の登録団体である「花の散歩道」が草花を植え、現在は維持管理を行っている。
- ・道路整備（市道）に伴う街路樹の選定にあたっては、庁内及び地元との調整を行った。
- ・市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託により実施し、維持管理に努めた。

課題

- ・植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線が限定される。
- ・街路沿線の土地の宅地化（細分化）に伴い、車庫への乗り入れのための歩道切り下げが増加し、街路樹の減少が想定される。

<平成22年度>

取組状況

市道0217号線歩道整備工事において植樹柵（松1本）を設置するが、一里塚交差点の信号機移設に伴う信号機製作が、計画停電により4月末の製作完了となったため、平成23年度に繰越して工事を実施する。

課題

植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線が限られる。

<平成23年度>

取組状況

地元自治会と樹種について協議し、東海岸寒川線街路整備（その1）工事及び東海岸寒川線街路整備（その2）工事において、ヤマモモ56本、サツキツツジ1,192本、ホルトノキ4本を植樹した。

課題

植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線が限られている。

担当課 広域事業政策課 道路建設課 公園緑地課

<施策内容>

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託による実施		
	地域及び里親ボランティアによる植樹帯の管理や美化活動		
事業費	19,553,000 円	18,529,000 円	18,762,000 円
評価	A	A	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

街路樹及び道路残地(植栽帯)約30,400㎡について、良好な環境維持の確保のため、除草、剪定を直営及び委託により継続的に実施してきた。

<市民との協働による前期実績>

東海岸寒川線や新国道線予定地の道路整備に伴い、街路樹の選定や維持管理について、庁内及び地元と調整しながら緑化を図った。

<施策内容をふまえた前期課題>

街路沿線の土地の宅地化(細分化)に伴い、車庫等の出入口が設置されることにより、今後も街路樹の減少が想定される。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

- ・道路の新規整備及び改修に当たっては、街路樹の植栽について整備担当部署及び地元との調整に努める。
- ・既存の街路樹については、継続して適正な維持管理に努める。

<平成21年度>

取組状況

- ・赤羽根甘沼線の220m区間において、植栽帯を設置し、市でツツジを植えた。また、植栽帯の一部については、緑の里親制度の登録団体である「花の散歩道」が草花を植え、現在は維持管理を行っている。
- ・道路整備(市道)に伴う街路樹の選定にあたっては、庁内及び地元との調整を行った。
- ・市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託により実施し、維持管理に努めた。

課題

- ・植栽帯を整備することができる歩道幅員を有する路線が限定される。
- ・街路沿線の土地の宅地化(細分化)に伴い、車庫への乗り入れのための歩道切り下げが増加し、街路樹の減少が想定される。

<平成22年度>

取組状況

- ・道路整備(市道)に伴う街路樹の選定にあたっては、庁内及び地元との調整を行った。
- ・市内全域の街路樹及び植栽帯の除草、剪定を直営及び業者委託により実施し、維持管理に努めた。

課題

- 街路沿線の土地の宅地化(細分化)に伴い、車庫への乗り入れのための歩道切り下げが増加し、既存街路樹の減少が想定される。

<平成23年度>

取組状況

- ・東海岸寒川線や新国道線整備に伴う街路樹の選定や維持管理について、庁内及び地元との調整を行った。
- ・市内全域の街路樹及び管理地の植栽帯の除草、剪定を直営及び委託業者により実施し、良好な環境の維持に努めた。

課題

- 街路沿線の土地の宅地化(細分化)が増加傾向にあり、車庫乗り入れのための歩道切り下げに伴う既存街路樹の減少が引き続き想定される。

担当課 公園緑地課

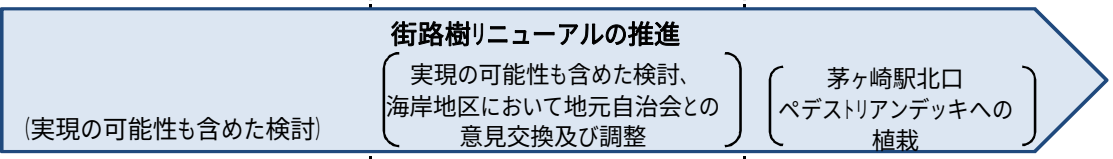
<施策内容>

地域のシンボルとなる街路樹については、地域住民の意見を踏まえたうえで地域にふさわしい街路樹を選定し、リニューアルを推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	258,000 円
評価	C	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

・茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキの植栽を、JR東日本の協力の下、平成23年度にリニューアルを実施した。(樹種及び本数) キリシマツツジ他4種 合計 1,172株

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

・リニューアルの実現に向けては、地元の協力と総意としての理解を得ることが必要。
・リニューアル後は、良好な環境保持のためにも、地域の皆様に維持管理に継続的に関わっていただくことが必要。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

・基本的には、地域要望に沿うなかで、地元と調整しつつリニューアルの実現に向けた検討を行っていく。

<平成21年度>

取組状況

リニューアルの推進に向け、その実現の可能性も含めた検討を行った。

課題

実現に向けた地元の理解及び維持管理について地元の皆様にも関わっていただくことの必要性。(継続的な美化活動の実施)

<平成22年度>

取組状況

リニューアルの推進に向け、その実現の可能性も含めた検討を行うとともに、海岸地区において地元自治会との意見交換及び調整を図った。

課題

実現に向けた地元の理解及び維持管理について地元の皆様にも関わっていただくことの必要性。(継続的な美化活動の実施)

<平成23年度>

取組状況

茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキの植栽について、JR東日本の「鉄道沿線からの森づくり」事業により、JR東日本、地元自治会、地元商店街のご理解、ご協力の下、リニューアルを図ることができた。

(樹種及び本数) キリシマツツジ 133株 ・ アベリア 239株 ・ フィリヤブラン 358株
オタフクナンテン 129株 ・ ピンカマジョール 313株 合計 1,172株

課題

リニューアルの実現に向けた地元の理解と、その後の維持管理について地元の皆様に継続的に関わっていただくことの必要性(継続的な美化活動の実施)

担当課 広域事業政策課 道路建設課 公園緑地課

<施策内容>

国道、県道及び市道の道路整備事業において、整備後に残地が発生した場合は、市は地域の憩いの場としてポケットパークの整備を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	ポケットパークの整備 さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の有効活用について、関係機関と協議 さがみ縦貫道路整備後の高架下や、ポケットパークの整備などについて地元自治会にイメージを説明		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の有効活用について、整備方法や将来的な管理も含めて関係機関や庁内関係各課等と協議を行い、高架下の「眺めるための緑地」や道路用地隣接地に「使う緑地帯」であるポケットパーク等についても地元自治会にイメージを説明するなどして整備の推進に努めた。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

さがみ縦貫道路の完成が近いため、具体的な整備手法や管理について更に関係機関や地元自治会と協議していく必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

引き続き、さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の、ポケットパークも含めた有効活用について地元自治会や関係機関、庁内関係各課と協議を行う。

<平成21年度>

取組状況

今宿地内及び茅ヶ崎二丁目地内の2ヶ所の道路残地の整備について、整備担当課との調整を進めた。

課題

- ・整備後の維持管理について、地元の皆様にも関わっていただくことの必要性。(継続的な美化活動の実施)
- ・植栽や施設、特にベンチを設置する場合などは隣接家屋(地権者)の同意を得ることが必要。

<平成22年度>

取組状況

さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の有効活用について、関係機関と協議を行った。

課題

地域住民からの意見等の集約・実現に向け、地元自治会及び関係機関と協議を重ねる必要がある。

<平成23年度>

取組状況

さがみ縦貫道路整備後の残地や高架下の有効活用について、関係機関や庁内関係各課等と将来的な管理も含めて、高架下に「眺めるための緑地」、道路用地隣接地に「使う緑地帯」であるポケットパークの整備などについて案を提示し協議を行った。

課題

担当課 広域事業政策課 **道路建設課** 公園緑地課

< 施策内容 >

国道、県道及び市道の道路整備事業において、整備後に残地が発生した場合は、市は地域の憩いの場としてポケットパークの整備を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	ポケットパークの整備 (矢畑萩園線、市道0217号線に1箇所設置) (活用できる用地なし)		
事業費	0 円	570,000 円	0 円
評価	-	B	-
A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった			

< 施策内容をふまえた前期実績 >

平成22年度に矢畑萩園線に1箇所(シラカシ1本、ガクアジサイ33本)、市道0217号線に1箇所(オオムラサキツツジ40本、アジサイ10本、ハナミズキ2本、ヒメシャラ1本、エノキ1本、松2本)設置した。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

残地を利用して整備を図るため、残地がないと整備が進まない。

< 担当課による前期評価 >

B

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

今後も、残地が発生した場合には、地元との調整を行い地域の憩いの場として、整備を推進していく。

<平成21年度>

取組状況

今宿地内及び茅ヶ崎二丁目地内の2ヶ所の道路残地の整備について、整備担当課との調整を進めた。

課題

- ・整備後の維持管理について、地元の皆様にも関わっていただくことの必要性。(継続的な美化活動の実施)
- ・植栽や施設、特にベンチを設置する場合などは隣接家屋(地権者)の同意を得ることが必要。

<平成22年度>

取組状況

矢畑萩園線歩道設置工事(平成21年度の繰越工事)においてポケットパークを1箇所(シラカン1本、ガクアジサイ33本)を設置した。

また、市道0217号線道路整備工事(平成21年度の繰越工事)においてポケットパークを1箇所(オオムラサキツツジ40本、アジサイ10本、ハナミズキ2本、ヒメシャラ1本、エノキ1本、松2本)を設置した。なお、上記路線の事業は平成22年度の機構改革により担当課が道路管理課から道路建設課に移行している。

課題

残地を利用して整備を図るため、残地がないと整備が進まない。

<平成23年度>

取組状況

平成23年度の道路整備箇所において、ポケットパークとして活用できる用地がなかったため、整備をしなかった。

課題

道路区域外の所有地を利用して整備を図るため、所有地がないと整備が進まない。

担当課 広域事業政策課 道路建設課 公園緑地課

< 施策内容 >

国道、県道及び市道の道路整備事業において、整備後に残地が発生した場合は、市は地域の憩いの場としてポケットパークの整備を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	ポケットパークの整備 整備担当課との協議及び地元調整 〔 今宿地内 130㎡ 茅ヶ崎二丁目地内 88㎡ 〕 (赤松町地内 224㎡)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

< 施策内容をふまえた前期実績 >

- ・矢畑萩園線及び一里塚北通りの道路整備に伴い、残地を活用する形で整備されたポケットパーク2か所(今宿地内130㎡・茅ヶ崎二丁目地内88㎡)の移管を受けた。
- ・辻堂駅北口周辺整備事業に伴い、神奈川県所有地の跡地利用として整備された土地(224㎡)を、ポケットパークとして移管を受けた。
- ・平成23年度末時点におけるポケットパークの設置数は5箇所となっている。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

- ・公園同様、整備後の維持管理について、良好な環境維持のためには地元の皆様に関わっていただくことが必要。
- ・整備に当たっては、地元、特に隣接家屋(地権者)のご理解をいただくことが必要。

< 担当課による前期評価 >

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

- ・道路残地が発生した場合は、引き続き整備担当課との協議及び地元調整により、整備促進を図っていく。

<平成21年度>

取組状況

今宿地内及び茅ヶ崎二丁目地内の2ヶ所の道路残地の整備について、整備担当課との調整を進めた。

課題

- ・整備後の維持管理について、地元の皆様にも関わっていただくことの必要性。(継続的な美化活動の実施)
- ・植栽や施設、特にベンチを設置する場合などは隣接家屋(地権者)の同意を得ることが必要。

<平成22年度>

取組状況

今宿地内及び茅ヶ崎二丁目地内の2ヶ所の道路残地について、植栽やベンチ設置等、整備担当課と連携して検討を行ってきたが、整備の完了に伴い移管を受けた。

課題

- ・整備後の維持管理について、地元の皆様にも関わっていただくことの必要性。(継続的な美化活動の実施)
- ・植栽や施設、特にベンチを設置する場合などは隣接家屋(地権者)の同意を得ることが必要。

<平成23年度>

取組状況

辻堂駅北口周辺整備事業に伴い、神奈川県所有地の跡地利用について、地元要望による公園化の実施に向け、整備担当課との協議を重ねてきたが、整備完了に伴い移管を受けた。維持管理については地元自治会に関わっていただいている。

課題

- ・整備後の維持管理や美化活動について、継続的に地域との連携を図っていくことの必要性。
- ・整備に伴っては、地元、特に隣接家屋や地権者に十分ご理解を得ることが必要となる。

(10) 公園・緑地の整備 (施策NO.37～42)

37 市民の森の再整備

担当課 公園緑地課

優先施策

<施策内容>

市民の森は、自然とのふれあいの場、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめるレクリエーションの場として、市民と合意形成を図りつつ、都市公園として公園整備に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市民ワーキングの実施 (ツリーデッキの製作やベンチ設置など 整備内容の検討及び下草刈り等)		市民ワーキングを 市民活動団体として登録 (「冒険遊び場」との連携による 巣箱づくりや管理棟建て替えに ついての検討、下草刈りや間伐等)
	市民の森活用イベント (ツリーフェスタ2009を開催) (ツリーフェスタ2010を開催) (ツリーフェスタ2011を開催)		
事業費	547,000 円	668,000 円	4,733,000 円
評価	B	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・毎年、秋にイベントとして「ツリーフェスタ」を実施、森の活用と周知を図っている。
- ・森の用地の一部(181㎡)を購入した。
- ・平成23年度末時点における用地の公有化率は56.1%となっている。

<市民との協働による前期実績>

市民ワーキングを「市民の森ワーキング」の名称で市民活動団体として登録、毎月定例的にワーキングを実施し、再整備に関する検討をはじめ、下草刈り、間伐等の作業や手作りによる整備を継続的に実施している。

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・市民の森ワーキングの継続と組織としての拡大の必要性。
- ・借地部分の用地購入及び再整備のための財源確保。
- ・イベント等の充実とさらなる森の活用の検討。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

- ・市民の森ワーキングによる手作りでの整備と維持管理を継続させていく。
- ・老朽化した管理棟を建て替えると共に、ツリーハウスを主体とした施設の拡充を検討する。
- ・イベントの充実について検討していく。

<平成21年度>

取組状況

市民ワーキングを定例的に実施、整備内容の検討と作業及び維持管理を図ると共に、イベント等の実施により、市民への周知を図った。

課題

協働推進事業としての市民ワーキングの組織化。

<平成22年度>

取組状況

・市民ワーキングを毎月定例的に実施、ツリーデッキの製作やベンチ設置など整備内容の検討及び下草刈り等の作業により維持管理を図ると共に、イベント等の実施により、市民への周知を図った。
・市民の森を活用したイベントとして、「ツリーフェスタ2010」を10月に開催、ツリークライミング体験やヨーヨーつり、ウッドバーニング等を実施し、多くの来場者で賑わった。

課題

協働推進事業としての市民ワーキングの組織化。

<平成23年度>

取組状況

・市民ワーキングを市民活動団体として登録、これまで通り毎月定例的にワーキングを実施、「冒険遊び場」との連携による巣箱づくりや管理棟建て替えについての検討を行ったほか、下草刈りや間伐等の作業による維持管理を図った。
・市民の森を活用したイベントとして「ツリーフェスタ2011」を10月に開催、多くの来場者で賑わい、市民への周知を図ることができた。

課題

・市民ワーキングの継続及び組織としての拡大。
・相続の発生等に伴う用地購入及び再生整備に伴う財源の確保。

担当課 スポーツ健康課 都市計画課 公園緑地課

<施策内容>

(仮称) 柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本構想の策定	(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本計画の策定 茅ヶ崎市 みどり審議会に 報告	(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本設計の作成 都市計画決定に向けた事務手続き及び都市計画決定 事業認可事務手続き・申請 (仮称) 柳島スポーツ公園の整備事業手法の検討及び整備事業手法(PFI方式)の決定
事業費	16,682,000 円	56,119,000 円	24,599,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・平成21年9月に(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本構想を策定し、平成22年9月に(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本計画を策定した後、平成23年3月に基本設計を完了した。
- ・平成22年12月9日開催の第2回茅ヶ崎市みどり審議会において、(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本計画について報告した。
- ・平成23年11月21日付け都市計画決定(茅ヶ崎市告示第204号)により、立地の特性やみどりの保全を考慮した公園整備区域を決定し、平成24年2月16日付けで神奈川県知事に都市計画事業認可を申請した。
- ・平成23年11月に整備事業手法をPFI方式に決定した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・国の動向を踏まえた中で、最大限に国庫補助金・交付金等を確保する必要がある。
- ・地権者との合意形成を図りながら、スケジュールに基づいた事業用地の取得を進める必要がある。
- ・PFI方式の導入により、全体の事業スケジュールや財政負担のあり方、行政サービスの向上等、総合的な視点で検討を行いながら慎重に事業を進める必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

- ・中期展開時期中の平成24年度から平成25年度にかけて用地を取得する。
- ・後期展開時期中の平成28年度末の開園を目指し、施設整備工事を完了する。

<平成21年度>

取組状況

- ・都市計画決定に向けた神奈川県との事前協議を行った。
- ・平成21年9月に(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想を策定し、その後、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画の作成に着手した。
- ・整備計画についてスポーツ課と調整すると共に、国庫補助を受けるための事業計画書を国へ提出、同意を得た。

課題

- ・事業課が行っている土地所有者等との合意形成、交通管理者との協議等に時間を要しており、都市計画に関する神奈川県との原案協議、それ以降の都市計画手続きに進めることができないことが課題である。
- ・基本計画策定と合わせて、事業手法や整備スケジュール等について検討を行う必要がある。
- ・国庫補助を含め、短期での財源確保の必要性。

<平成22年度>

取組状況

- ・平成22年9月に(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画を策定し、平成23年3月に基本設計を完了した。
- ・平成22年12月9日開催の第2回茅ヶ崎市みどり審議会において、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画について報告した。

課題

- 事業を進めるための財源の確保、及び円滑な用地の取得が必要となる。

<平成23年度>

取組状況

- ・平成23年11月に整備事業手法をPFI方式に決定した。
- ・平成23年11月21日付け都市計画決定(茅ヶ崎市告示第204号)により、立地の特性やみどりの保全を考慮した公園整備区域を決定した。
- ・平成24年2月16日付けで神奈川県知事に都市計画事業認可を申請した。

課題

- ・補助金・交付金等の財源確保
- ・事業用地の円滑な取得
- ・PFI方式の導入による事業スケジュール、財政負担、行政サービスの向上等、総合的な視点での検討

担当課 スポーツ健康課 都市計画課 公園緑地課

<施策内容>

(仮称) 柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	都市計画決定に向けた調整 (神奈川県との事前協議)		
		農林漁業調整	素案の説明会 案の縦覧 決定 11/9 告示: 11/21
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	B	A
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

(仮称) 柳島スポーツ公園のスケジュールに則り、都市計画法に基づく協議や都市計画審議会への諮問を行い、都市計画公園として決定告示を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

<担当課による前期評価>

A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

事業認可を平成24年4月3日に行い、都市計画法による手続きは完了した。

<平成21年度>

取組状況

・都市計画決定に向けた神奈川県との事前協議を行った。
・平成21年9月に(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想を策定し、その後、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画の作成に着手した。
・整備計画についてスポーツ課と調整すると共に、国庫補助を受けるための事業計画書を国へ提出、同意を得た。

課題

・事業課が行っている土地所有者等との合意形成、交通管理者との協議等に時間を要しており、都市計画に関する神奈川県との原案協議、それ以降の都市計画手続きに進めることができないことが課題である。
・基本計画策定と合わせて、事業手法や整備スケジュール等について検討を行う必要がある。
・国庫補助を含め、短期での財源確保の必要性。

<平成22年度>

取組状況

都市計画決定に向けた神奈川県との事前協議を行った。

課題

事業課が行っている土地所有者等との合意形成、交通管理者との協議等に時間を要しており、都市計画に関する神奈川県との原案協議、それ以降の都市計画手続きに進めることができないことが課題である。

<平成23年度>

取組状況

・都市計画決定に向けた神奈川県との調整や手続きを進めた。
・平成23年11月9日の都市計画審議会にて可決され、平成23年11月21日に都市計画公園として都市計画決定告示を行った。

課題

担当課 スポーツ健康課 都市計画課 公園緑地課

<施策内容>

(仮称) 柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	スポーツ公園整備に向けた調整 〔 国庫補助を受けるための 事業計画書を国へ提出、同意 〕 〔 基本設計及び管理運営計画について 庁内調整、交付金について神奈川県 との協議 〕 〔 整備事業の事業認可取得及び 社会資本整備総合交付金 (用地購入) の県との調整 〕 〔 スポーツ施設をはじめ、 遊具や植栽等についての 整備内容の調整 〕		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・国庫補助を受けるための事業計画書を国へ提出、同意を得る。
- ・社会資本整備総合交付金への移行に伴い、全国防災事業として、国へ計画書を提出、同意を得る。
- ・用地取得のための交付金要望を国へ提出。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

一括交付金への移行等、情報収集とその対応策検討の必要性が想定される。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

整備計画に関するスポーツ健康課及び神奈川県との調整を行いつつ、今後も引き続き国への交付金要望を行っていく。

<平成21年度>

取組状況

- ・都市計画決定に向けた神奈川県との事前協議を行った。
- ・平成21年9月に(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想を策定し、その後、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画の作成に着手した。
- ・整備計画についてスポーツ課と調整すると共に、国庫補助を受けるための事業計画書を国へ提出、同意を得た。

課題

- ・事業課が行っている土地所有者等との合意形成、交通管理者との協議等に時間を要しており、都市計画に関する神奈川県との原案協議、それ以降の都市計画手続きに進めることができないことが課題である。
- ・基本計画策定と合わせて、事業手法や整備スケジュール等について検討を行う必要がある。
- ・国庫補助を含め、短期での財源確保の必要性。

<平成22年度>

取組状況

基本設計及び管理運営計画について、庁内調整を図ると共に、交付金について神奈川県との協議を継続して行った。

課題

国庫補助を含め、短期での財源確保の必要性。

<平成23年度>

取組状況

スポーツ健康課と連携し、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業の事業認可取得及び社会資本整備総合交付金(用地購入)の要望に関し、公園窓口としての業務及び神奈川県との調整に努めた。また、整備内容についてもスポーツ施設を始め、遊具や植栽等についての調整を図った。

課題

社会資本整備総合交付金から一括交付金への移行に伴う情報収集とその対応策の検討

39 身近な公園の整備 (借地公園含む)

担当課 公園緑地課

優先施策

<施策内容>

公園が不足している地域において優先的に公園の整備を検討します。公園整備にあたっては、住民参加を図りながら、立地特性を活かした公園整備を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	公園整備 病院官舎跡地2箇所(506㎡) 借地1箇所(520㎡) 緑地2箇所(1,248㎡) 借地公園の一部を用地購入 (2396㎡) 香川四丁目地内の元青少年広場 (1,641㎡)を借地公園として リニューアル(繰越事業) 借地公園の一部を用地購入(746㎡) 開発事業に伴う提供公園 事業者及び地元調整 小桜町(1,330㎡) 中島(171㎡)		
事業費	284,558,000 円	70,547,000 円	3,871,000 円
評価	A	B	B
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・都市公園が5箇所、1,925㎡増加。
- ・借地公園が2箇所、2,161㎡増加。
- ・用地購入に伴い、借地公園1箇所、3,142㎡を都市公園化。
- ・平成23年度末時点での都市公園は164箇所、705,271㎡となっている。(県立公園を含む)

<市民との協働による前期実績>

都市公園、借地公園の整備内容及びその後の維持管理に関し、地元自治会との調整を図った。

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・用地の確保とともに、公園設置に対し、地元、特に隣接者の十分な理解を得ることが必要。
- ・借地公園における相続発生時の買い取り要望に対する財源確保。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後も公園として適当な候補地があった場合には、財政状況を見極めながら、住民参加を図りつつ借地公園を含めた公園整備の推進を図っていく。

<平成21年度>

取組状況

病院官舎跡地2箇所(502㎡)及び借地1箇所(520㎡)の計3箇所(1,022㎡)について、各地元自治会と整備後の管理も含めた調整を行いながら整備を実施した。

課題

用地の確保と隣接地の理解。

<平成22年度>

取組状況

香川四丁目地内の元青少年広場(1,641㎡)について、借地公園としてのリニューアルを図るため、地権者及び地元自治会と整備後の管理も含めた調整を行いつつ整備を実施し、一般開放を図った(繰り越し)。

課題

用地の確保と隣接地をはじめとした地元の理解。

<平成23年度>

取組状況

繰越事業となった香川四丁目地内の元青少年広場(1,641㎡)について、借地公園としてリニューアルを図るための整備を進め6月に完成、地元開放を図った。

小桜町(1,330㎡)及び中島(171㎡)地内での開発事業に伴う提供公園について、事業者及び地元と整備に向けた調整を図った。

課題

用地の確保と公園設置に対する地元の十分な理解を得ることの必要性。

担当課 公園緑地課

<施策内容>

「茅ヶ崎グランドプラン」に基づく茅ヶ崎漁港周辺の整備とともに、海岸一帯の整備が市民から望まれているため、湘南海岸公園については、神奈川県と協議を進め、整備を働きかけていきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	県への都市公園化についての要望 (湘南地域首長懇談会にて要望) (取り組みを進めるには至らず) (取り組みを進めるには至らず)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	C
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

・神奈川県に整備要望を伝えるにとどまっている。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

・神奈川県による整備の具体策(意向)が見出せない。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

・他事業の進捗状況を勘案しつつ、引き続き神奈川県に対し、公園整備を積極的に働きかけていく。

<平成21年度>

取組状況

湘南海岸公園の整備について、神奈川県に要望を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

湘南海岸公園の整備促進について神奈川県との協議等、具体的な取組を進めるには至らなかった。

課題

<平成23年度>

取組状況

神奈川県に整備要望を伝えてあるものの、具体的な取り組みを進めるには至らなかった。

課題

神奈川県による整備の具体策が見出せない。

41 県立茅ヶ崎里山公園の整備促進

担当課 広域事業政策課

一般施策

<施策内容>

県立茅ヶ崎里山公園は、レクリエーション拠点として重要であるとともに、自然環境保全上重要であるという認識のもと、全園供用開始に向けた整備を神奈川県に働きかけていきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	県・関係機関への全園供用開始に向けた要望 〔市長会及び各政党等を通じた要望活動〕 〔市長会及び各政党等を通じた要望活動〕		
	全面供用開始に向けた整備(県) 〔4筆の用地取得及び整備工事(開園面積 19.8ha)〕 〔2筆の用地取得及び整備工事(開園面積 26.7ha)〕 〔3筆の用地取得及び整備工事(開園面積 27.9ha)〕		
事業費	35,000 円	15,000 円	11,000 円
評価	A	A	A
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

市長会や各政党を通じて整備促進の要望活動を行い、全面供用開始に向けて用地取得や丘の村・畑の村・森の村の整備工事が実施され、平成22年度に約6.9ヘクタール、平成23年度に約1.2ヘクタール追加開園し、開園面積は約27.9ヘクタールとなった。

<市民との協働による前期実績>

県や地元と協議を行い、里山公園内のゾーン区分を見直して3つの区域と6つのゾーンを位置づけ、境界を明確にした。

<施策内容をふまえた前期課題>

里山公園の全面供用開始が近いため、今まで以上に自然環境の保全や公園の整備工事について要望していくと共に、地元も含め協議していく必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

市長会及び各政党を通じて要望活動を実施し、全面供用開始に向けた用地取得及び整備を引き続き働きかける。また、里山公園外周道路に関しても自然に配慮した整備を進めていく。なお、平成25年度に全面供用開始予定のため、平成25年度以降は自然環境の保全を働きかける。

<平成21年度>

取組状況

県・関係機関への要望活動を実施し、全園供用開始に向けた整備を働きかけた。

課題

用地取得において、地権者との合意が必要である。

<平成22年度>

取組状況

市長会及び民主党・自民党・公明党等を通じて要望活動を実施し、全面供用開始に向けた整備を働きかけ、2筆の用地取得と丘の村・畑の村・森の村の整備工事が実施された。

課題

残る用地取得において、地権者との合意が必要。

<平成23年度>

取組状況

市長会及び民主党・自民党・公明党等を通じて要望活動を実施し、全面供用開始に向けた整備を働きかけ、3筆(1,808.98㎡)の用地取得と丘の村・畑の村・森の村の整備工事が実施された。また、神奈川県や関係課と整備について協議を行った。

課題

残る用地取得において、地権者との合意が必要である。

42 ビオトープの創出の推進

担当課 景観みどり課

一般施策

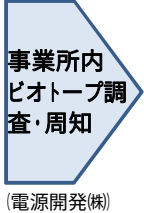
<施策内容>

河川沿いなどの生態系ネットワークの形成を補完することが求められる地域に位置する公園などでは、生物多様性に配慮し、身近に自然とふれあうことが可能なビオトープの創出を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

電源開発(株)の敷地内において、ビオトープ調査を行い、良好な自然環境があることを確認した。

<市民との協働による前期実績>

結果については、所員約30人に現地説明を行い、事業者の敷地内におけるビオトープの重要性の理解を図った。更に、市のホームページに取り組みを掲載し、ビオトープ推進の啓発を図った。

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・事業者がビオトープを創出、維持するためには、維持管理の知識を有する人が必要となる。
- ・今後公園等の整備を検討するとなると、ヤブ蚊の発生や維持管理における配慮、地元利用者の理解が必要となる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

- ・事業者と連携し、生物多様性に配慮したビオトープの創出や維持を図り、市民への周知も行う。
- ・生物多様性に配慮したビオトープ創出に向け、対象となる公園等の洗い出しを行う。

<平成21年度>

取組状況

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

電源開発(株)の敷地内において、ビオトープ調査を行い、両生類、トカゲ類、小型鳥類が安定的に生息していることを確認した。結果については、所員約30人に現地説明を行い、事業者の敷地内におけるビオトープの重要性の理解を図った。

課題

ビオトープを公園に整備する場合は、地元の理解を得る必要がある。また、維持管理について検討する必要がある。

(11) 河川のみどりネットワークの推進 (施策NO.43～47)

24
43 千ノ川整備事業の推進

担当課 下水道河川建設課

優先施策

<施策内容>

千ノ川整備事業は、検討委員会を設立し、多自然型護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を立案し、事業を推進します。

<計画・施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定 2ヶ年事業 策定事業費: 38,850千円	千ノ川改修全体設計変更 の承認の取得に向けた国・ 県との申請協議	千ノ川の総合流域防災計画に ついて国の承認 飯島橋下流右岸約L=60m 護岸改修 菱沼雨水幹線右岸の植栽等 L=200m工事完了
事業費	27,850,000 円	0 円	59,291,000 円
評価	A	B	A
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

※平成23年度事業費は、整備事業費のみ記載

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年10月に「千ノ川整備実施計画」を策定し、その整備計画に基づき、平成23年に飯島橋下流右岸約60mの護岸整備及び、菱沼雨水幹線右岸200mに新たに購入したヤエザクラ3本、シダレザクラ3本と元々あった桜(品種不明)4本とモモ(品種不明)1本の植栽と植栽帯に高麗芝を張り、緑化を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

厳しい財政状況の中、用地買収のため、土地所有者等との協議等を進めており、社会情勢に応じて適宜計画を見直す必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

護岸整備に必要な用地を買収し、「千ノ川整備実施計画」に基づき整備を進める。

<平成21年度>

取組状況

学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

厳しい財政状況や用地買収、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進めることもあり、社会情勢に応じて適宜計画を見直していく必要がある。

<平成22年度>

取組状況

千ノ川の整備について、平成23年度からの事業実施に先立ち、国・県から千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けて、申請協議を行った。

課題

厳しい財政状況や用地買収、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進めることもあり、社会情勢に応じて適宜計画を見直していく必要がある。

<平成23年度>

取組状況

・飯島橋下流右岸約L=60m護岸改修及び菱沼雨水幹線右岸の植栽等L=200mの工事完了。
・千ノ川の総合流域防災計画について国の承認を得た。

課題

厳しい財政状況や用地買収、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進めることもあり、社会情勢に応じて適宜計画を見直していく必要がある。

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

河川護岸整備にあわせて市民が水辺に親しみ、自然とふれあえる場となる親水護岸の整備を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	社会実験による 梅田橋下流右岸の 親水護岸を期間限定で開放		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	-	-
A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった			

< 施策内容をふまえた前期実績 >

整備予定無し

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

千ノ川については、「千ノ川整備実施計画」に基づく整備を行っているが、計画では浸水対策を主眼とした整備としてコンクリート護岸による整備方針であり、親水護岸による整備を予定していない。

< 担当課による前期評価 >

—

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

駒寄川整備計画を策定する際に親水護岸整備について検討する。

<平成21年度>

取組状況

社会実験により梅田橋下流右岸の親水護岸を期間限定で開放した。

課題

梅田橋下流右岸の親水護岸の整備は完了したが、市民より安全性への不安について言及されたため、親水護岸の開放には至っていない。今後は、開放に向けて、市民の方の理解を得ることが必要である。

<平成22年度>

取組状況

市管理区間での事業予定なし

課題

梅田橋下流右岸の親水護岸の整備は完了したが、市民より安全性への不安について言及されたため、親水護岸の開放には至っていない。今後は、開放に向けて、市民の方の理解を得ることが必要である。

<平成23年度>

取組状況

市管理区間での事業の実施なし

課題

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

河川整備事業において、市民の散策路となるような管理用通路の確保と整備を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定	千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けた国・県との申請協議	千ノ川の総合流域防災計画について国の承認 飯島橋下流右岸約L=60m 護岸改修 菱沼雨水幹線右岸の植栽等 L=200m工事完了
事業費	0 円	0 円	59,291,000 円
評価	A	B	B

A = 施策に進捗がみられた

B = 施策に一部進捗がみられた

C = 施策が進捗しなかった

※事業費は、整備事業費のみ記載

< 施策内容をふまえた前期実績 >

千ノ川の水辺空間整備事業により、菱沼雨水幹線右岸200mに歩道整備と併せて新たに購入したヤエザクラ3本、シダレザクラ3本と元々あった桜(品種不明)4本とモモ(品種不明)1本の植栽と植栽帯に高麗芝を張り、緑化を行った。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

管理用通路等の緑化した場合、緑地の管理をどうするか。

< 担当課による前期評価 >

B

A = 施策に進捗がみられた

B = 施策に一部進捗がみられた

C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

上下流と連続した通路を整備し、併せて市の施設用地内に休憩施設や植栽帯等を整備する。

<平成21年度>

取組状況

学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

千ノ川沿いには、市街地が形成され用地面の制約が大きく、管理用通路を整備するためには、用地買収を行い、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

千ノ川の整備について、平成23年度からの事業実施に先立ち、国・県から千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けて、申請協議などを行った。

課題

千ノ川沿いには、市街地が形成され用地面の制約が大きく、管理用通路を整備するためには、用地買収を行い、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進める必要がある。

<平成23年度>

取組状況

・飯島橋下流右岸約L=60m護岸改修及び菱沼雨水幹線右岸の植栽等L=200mの工事完了。
・千ノ川の総合流域防災計画について国の承認を得た。

課題

千ノ川沿いには、市街地が形成され用地面の制約が大きく、管理用通路を整備するためには、用地買収を行い、土地所有者や管理者等の協議を要しながら事業を進める必要がある。

担当課 広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	協働による小出川沿いの除草・清掃等 (市民・県・市による協働 2回) (市民・県・市による協働 2回) (市民・県・市による協働 2回)		
	市民団体開催の小出川彼岸花まつり支援		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

市を窓口をして、市民と県による小出川沿いの除草・清掃活動を行い(年2回)、河川環境の維持管理に努めた。また、小出川周辺で活動する市民団体のイベント等を支援することにより、小出川沿いの緑化を推進した。

<施策内容をふまえた前期課題>

市が市民と県の窓口となっているため、市民と県の繋がりが希薄である部分がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今年度は4月に顔合わせを行ったが、今後はより一層市民と県との関係を強化する必要がある。市民・行政で協働し、引き続き小出川沿いの除草・清掃等の維持管理に努める。

<平成21年度>

取組状況

・河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。
・学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

・緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。
・千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

市民・行政（県・市）で協働し、小出川沿いの除草・清掃等を年2回実施し、堤防の維持管理に努めた。

課題

<平成23年度>

取組状況

市民・行政（県・市）で協働し、小出川沿いの除草・清掃等を年2回（5月・9月頃）実施し、堤防の維持管理に努めた。また、9月に市民団体により開催された「第4回小出川彼岸花まつり」を支援することで小出川沿いの緑化に努めた。

課題

担当課 広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	河川区域を占用し、市民団体等との連携による緑化推進 (3団体、6箇所、萩園から西久保にかけて2,866㎡)		
	紫陽花 まつり 後援	桜 まつり 後援	紫陽花 まつり 後援
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	B	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

河川区域(小出川)を県から占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。(3団体、6箇所、萩園から西久保にかけて合計2,866㎡)
また、毎年度6月及び2月に、市民団体が主催する小出川紫陽花まつり及び桜まつりの後援を行った。

<施策内容をふまえた前期課題>

緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

河川を継続して占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行う。

<平成21年度>

取組状況

・河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。
・学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

・緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。
・千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。また、占用許可区域外に植栽してしまった団体に対して是正指導を行った。

課題

緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。

<平成23年度>

取組状況

河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。

課題

緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。

担当課 広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課

<施策内容>

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	千ノ川整備実施計画策定	千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けた国・県との申請協議	菱沼雨水幹線右岸L=200mの整備の中で植栽等による緑化を進め、地元自治会と維持管理協議
事業費	0 円	0 円	25,086,000 円
評価	B	B	A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

※事業費は、整備事業費のみ記載

<施策内容をふまえた前期実績>

千ノ川水辺空間整備事業において、菱沼雨水幹線右岸200mに新たに購入したヤエザクラ3本、シダレザクラ3本と元々あった桜(品種不明)4本とモモ(品種不明)1本の植栽と植栽帯に高麗芝を張り、緑化を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

管理用通路等の緑化後の管理手法については、地元自治会の協力を得ることが望ましい。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

管理用通路等の整備に併せて緑化にいて検討実施する。

<平成21年度>

取組状況

・河川を占用し、市民団体等と連携を図りながら緑化を行った。
・学識経験者、公募の市民などで構成された千ノ川整備詳細設計検討委員会を設立し、千ノ川整備の着手にあたり必要となる「千ノ川整備実施計画」を策定した。

課題

・緑化をする際の樹種について検討を行う必要がある。生物多様性に配慮した樹種とすべき場所と、レクリエーションを目的とした樹種でも問題がない場所の区分をする必要がある。
・千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成22年度>

取組状況

千ノ川の整備について、平成23年度からの事業実施に先立ち、国・県から千ノ川改修全体設計変更の承認の取得に向けて、申請協議などを行った。

課題

千ノ川については、千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

<平成23年度>

取組状況

菱沼雨水幹線右岸L=200mの整備の中で植栽等による緑化を進め、地元自治会と維持管理についての協議を行った。

課題

千ノ川の水とその周辺の緑をつなぎ、河川の緑のネットワークが形成されるよう関連計画との整合を図りながら整備を進める必要がある。

担当課 下水道河川建設課

< 施策内容 >

土地利用条件などにより暗渠整備を行う際には、地域住民と協力し、上部の緑化を進めます。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		暗渠整備の際の上部緑化 [菱沼三丁目地内での雨水渠の上部整備完了] [萩園雨水幹線の整備に係る地元自治会協議]	
事業費	0 円	39,251,000 円	0 円
評価	—	A	B
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

※事業費の一部により実施

< 施策内容をふまえた前期実績 >

暗渠の上部利用として歩道整備を行ったが、併せて植栽帯を設け緑化に取り組んだ。
植栽帯29.9㎡150本のオオムラサキツツジを植栽した。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

雨水渠の暗渠化については、地元等からの要望により地元調整の後に実施されるため、整備箇所や整備内容についての計画がたてられない。

< 担当課による前期評価 >

B

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

土地利用条件などにより暗渠整備を行う際には、整備に係わる地元自治会等と協議を行い、上部緑化を推進する。

<平成21年度>

取組状況

課題

建築基準法等の整理を行い沿線住民との理解を得た上での施工が必要となる。

<平成22年度>

取組状況

菱沼三丁目地内での雨水渠の上部整備が完了した。

課題

市内の水路は狭小な場所が多く、水路を暗渠化する場合においては、沿線住民の理解が必要となる。工事を行う場合の事前調整等では、車道や歩道として整備を希望される事が多く、沿線住民との意見調整が難しい。

<平成23年度>

取組状況

萩園雨水幹線の整備にあたり、地元自治会との協議を行った。

課題

建築基準法等の整理を行い沿線住民との理解を得た上での施工が必要となる。

(12) 地区の緑化推進 (施策NO.48～52)

48 緑化重点地区指定による緑化の推進

優先施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

緑化重点地区は、駅前など都市のシンボルとなる地区、特にみどりが少ない住宅地、緑化の必要性が高い地区などを重点的に緑化を推進すべき地区として位置づけ、都市公園の整備などその地区内で講じる緑化施策を定めるものです。本市では、茅ヶ崎駅周辺地域及び茅ヶ崎南東部地域を対象に緑化重点地区を指定し、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑化推進施策を展開していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	開発行為実施時において既存樹木の保全や緑化の協議 (仮称) 中海岸・共恵地区地域集会施設及び 保育園複合施設 (汐見台小学校)		
	茅ヶ崎駅北口ペDESTリアン デッキ植栽リニューアル (1,172株)		
事業費	0 円	0 円	258,000 円
評価	B	B	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

・緑化重点地区内で開発行為などが行われる場合に趣旨の説明を行い、既存樹木の保全や緑化について協議を行った。
・茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキの植栽について、JR東日本の「鉄道沿線からの森づくり」事業により、JR東日本、地元自治会、地元商店街のご理解の下、リニューアルを図ることができた。
(樹種及び本数) キリシマツツジ他4種 合計 1,172株 (公園緑地課)

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

・地区内とその他地域との差別化が可能な制度の検討が必要である。
・条例における特定開発事業の緑化基準は、共同住宅等を対象としているため、全体のみどりの量の増加が難しい状況である。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

地区内における既存制度の基準緩和等 (例：記念樹配布事業における1件あたりの配布本数の増加)、地区内とその他地域との差別化が可能な制度を検討する。

<平成21年度>

取組状況

緑化重点地区内で開発行為などが行われる場合に趣旨の説明を行い、既存樹木の保全や緑化について協議を行った。

課題

条例上で緑化率が決まっており、それ以上の緑化については任意となってしまうため、条例上の率よりも多くの緑化をしてもらえるよう緑化重点地区の趣旨を説明し理解を得る必要がある。

<平成22年度>

取組状況

緑化重点地区内で開発行為などが行われる場合に趣旨の説明を行い、既存樹木の保全や緑化について協議を行った。また、茅ヶ崎駅周辺地域の緑化推進について具体的な施策展開の検討を進めた。

課題

条例上で緑化率が決まっており、それ以上の緑化については任意となってしまうため、条例上の率よりも多くの緑化をしてもらえるよう緑化重点地区の趣旨を説明し理解を得る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

緑化重点地区内で開発行為等が行われる際、計画段階で調査を行い、既存樹木や植生の保全に努めるよう指導した。

また、茅ヶ崎駅北口のペデストリアンデッキの植栽について、JR東日本の「鉄道沿線からの森づくり」事業により、JR東日本、地元自治会、地元商店街のご理解の下、リニューアルを図ることができた。

(樹種及び本数) キリシマツツジ 133株・アベリア 239株・フィリヤブラン 358株・
オタフクナンテン・129株・ピンカマジョール 313株 合計 1,172株 (公園緑地課)

課題

条例上で緑化率が決まっており、それ以上の緑化については任意となってしまうため、条例上の率よりも多くの緑化をしてもらえるよう緑化重点地区の趣旨を説明し理解を得る必要がある。

担当課 拠点整備課

<施策内容>

香川駅周辺地区まちづくり整備にともない、駅前広場の緑化や建物緑化などの緑化を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		香川駅周辺地区緑化推進 (まちづくり検討会立ち上げ) [まちづくり検討会の分科会における 緑に関連した意見交換]	
			香川駅自転車駐車場の 整備に伴う緑地整備 (約130㎡)
事業費	0 円	28,359,000 円	135,009,000 円
評価	—	A	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

香川駅自転車駐車場の整備に伴い、約130㎡の緑地(シラカシ15本、ベニカナメモチ50本、サンゴジュ9本、シャリンバイ30本、コクチナシ30本)を整備した。

<市民との協働による前期実績>

平成22年度より立ち上げた香川駅周辺まちづくり検討会を23年度も引き続き開催し、分科会において緑に関連した意見交換を実施した。

<施策内容をふまえた前期課題>

香川駅周辺地区まちづくり整備計画は長期的な計画のため、具体的な緑化計画には至っていない。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

香川駅周辺まちづくり検討会で緑化の視点を取り入れた議論をさらにする必要がある。

<平成21年度>

取組状況

--

課題

--

<平成22年度>

取組状況

本年度に、自治会、地権者等で構成するまちづくり検討会を立ち上げたことにより、今後の緑化の視点の議論をするための土台作りができた。

--

課題

香川駅周辺まちづくり検討会において緑化の視点の議論がなされなかったので、今後の課題としては緑化の視点も取り入れていくべき。

--

<平成23年度>

取組状況

香川駅周辺まちづくり検討会の分科会において、緑に関連した意見交換をした。その意見を香川駅周辺まちづくり検討会へフィードバックした。また、香川駅自転車駐車場の整備に伴い約130㎡の緑地を整備した。

--

課題

--

担当課 拠点整備課

<施策内容>

辻堂駅西口周辺整備事業においては、辻堂駅西口を基点とした街路整備にあわせて、ポケットパークなどの緑化を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	ポケットパークなどの緑化推進 (UR都市再生機構と協議し、 ツリーサークル及び樹木を設置) (ポケットパーク224.09㎡ 赤松町) (対象なし)		
事業費	17,109,000 円	2,061,000 円	0 円
評価	B	A	-
A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

辻堂駅西口周辺地区の緑化推進として、市境道路の歩道にツリーサークルを4箇所設置し、ホルトノキを4本植えた。また県有地の借地をポケットパーク(224.09㎡)として整備を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

辻堂駅周辺地区整備事業として駅整備、市境道路の整備は完了したが、今後、駅周辺地区の環境変化に沿った緑化整備の検討をしていく。

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

辻堂駅周辺地区整備事業として、今後はパナソニック工場跡地等の整備状況を注視しながら、地元自治会と調整を図り、新たに緑化推進にかかる検討を実施していく。

<平成21年度>

取組状況

市境道路の整備事業において、歩道の一角にツリーサークル及び樹木を設置することについて、UR都市再生機構と協議を行い、設置をした。

課題

<平成22年度>

取組状況

赤松町にある県有地(224.09㎡)を地元との調整を図り、ポケットパークとして整備した。

課題

<平成23年度>

取組状況

取り組みなし。

課題

担当課 拠点整備課 景観みどり課

<施策内容>

浜見平地区まちづくり計画及び都市デザインガイドラインの規定により、より多くの環境空地率を確保できるように、既存樹木の移植やみどりの継承、創出を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	34,279,000 円	159,203,000 円	159,445,000 円
評価	B	A	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

前期3年間において、松尾川の暗渠化442mのうち、287mについて緑道化工事を行った。また、一部期間については「せせらぎ水路」の整備を行うため、平成23年度には地元自治会と整備内容の協議を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

UR都市機構による浜見平団地の建て替えスケジュールに合わせつつ、地元住民の要望を取り入れながらの整備となるため、引き続き多方面との調整が必要。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

浜見平地区における緑化の推進については、UR都市機構による浜見平団地の建て替え事業に合わせつつ、地元自治会との調整を図りながら、松尾川の上部緑道化工事及び左富士通りの電線類地中化工事を推進していく。

<平成21年度>

取組状況

浜見平地区まちづくり計画に基づき、松尾川を緑道として整備するため、団地北側の松尾川暗渠化工事(約156m)を実施した。

課題

<平成22年度>

取組状況

浜見平団地建替事業(UR)の第1期工区を、浜見平地区都市デザインガイドラインに基づき、住宅地区の緑化率をそれぞれ25%、20%とするために既存の樹木を残し、また建て替えに伴い減少した緑については、新たに植えることで緑豊かな環境創出の誘導をした。樹木の選定については、浜見平地区の地域特性を踏まえ、みどりの質に配慮し選定した。

課題

<平成23年度>

取組状況

・松尾川上部緑道に併設するせせらぎ水路の詳細設計委託を発注し、地元との合意形成を図りながら事業手法等の検討を実施した。
・茅ヶ崎市景観計画を改訂し、浜見平地区都市デザインガイドラインの「景観形成のテーマと目標」、「デザイン指針」を景観計画に景観形成基準として位置づけ、景観法に基づく規制・誘導が行えるようにした。
・浜見平団地建て替え事業第1期先行区が完了し、既存樹木の保全、環境空地の確保、壁面緑化が実施された。

課題

担当課 拠点整備課 景観みどり課

<施策内容>

浜見平地区まちづくり計画及び都市デザインガイドラインの規定により、より多くの環境空地率を確保できるように、既存樹木の移植やみどりの継承、創出を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	浜見平地区都市デザインガイドラインに基づく誘導		景観法に基づく規制・誘導
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

茅ヶ崎市景観計画を改訂し、浜見平地区都市デザインガイドラインの「景観形成のテーマと目標」、「デザイン指針」を景観計画に景観形成基準として位置づけ、景観法に基づく規制・誘導が可能になった。
浜見平団地建て替え事業第1期先行区が完了し、既存樹木の保全、環境空地の確保、壁面緑化が実施された。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

浜見平団地の建て替えは長期計画となるため、緑化について一貫した指導が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

浜見平特別景観まちづくり地区内での建築行為について、景観形成基準に基づく規制・誘導を行う。

<平成21年度>

取組状況

浜見平地区まちづくり計画に基づき、松尾川を緑道として整備するため、団地北側の松尾川暗渠化工事(約156m)を実施した。

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

・松尾川上部緑道に併設するせせらぎ水路の詳細設計委託を発注し、地元との合意形成を図りながら事業手法等の検討を実施した。
・茅ヶ崎市景観計画を改訂し、浜見平地区都市デザインガイドラインの「景観形成のテーマと目標」、「デザイン指針」を景観計画に景観形成基準として位置づけ、景観法に基づく規制・誘導が行えるようにした。
・浜見平団地建て替え事業第1期先行区が完了し、既存樹木の保全、環境空地の確保、壁面緑化が実施された。

課題

担当課 景観みどり課

<施策内容>

商店街や地域住民・行政の協働によりプランターや樹木コンテナの設置、花壇管理などの緑化推進・充実に協力します。また、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区では、景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	市民団体との協力による緑化推進方策の検討 (茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区)		茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキ植栽リニューアル (1,172株)
	景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進の誘導 (2件)		(1件)
	街路樹の植樹 (市道1675号線(景観重要道路)) (3本)		街路樹の植樹 (市道1675号線(景観重要道路)) (1本)
事業費	1,438,000 円	0 円	258,000 円
評価	A	A	A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

※ペDESTリアンデッキ植栽の事業費

<施策内容をふまえた前期実績>

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内での建築行為等に対し景観形成基準を適用し、敷地内の緑化を規制誘導を行うと共に、景観重要道路への街路樹の植樹を行った。(H23年度は道路管理課予算にて実施)

茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキの植栽について、JR東日本の「鉄道沿線からの森づくり」事業により、JR東日本、地元自治会、地元商店街のご理解の下、リニューアルを図ることができた。
(樹種及び本数) キリシマツツジ他4種 合計 1,172株(公園緑地課)

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

地下埋設物等により、街路樹の植樹が可能な箇所が限定されている。

<担当課による前期評価>

A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内での建築物の建築等に対し景観形成基準を適用し、敷地内の緑化を規制誘導する。
引き続き、地域と花壇管理などの緑化推進を連携する。

<平成21年度>

取組状況

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の緑化推進について、市民団体と協力し方策を検討した。また地区内で行われた2件の建築行為等について、景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進を誘導した。

課題

<平成22年度>

取組状況

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の緑化推進について、市民団体と協力し方策を検討した。また地区内で行われた5件の建築行為等について、景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進を誘導した。

課題

<平成23年度>

取組状況

景観重要道路に指定している市道1675号線の歩道に街路樹(1本)を植樹すると共に、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内での建築物の建築について景観形成基準を適用し、敷地内の緑化を規制誘導した。

また、茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキの植栽について、JR東日本の「鉄道沿線からの森づくり」事業により、JR東日本、地元自治会、地元商店街のご理解の下、リニューアルを図ることができた。

(樹種及び本数) キリシマツツジ 133株・アベリア 239株・フィリヤブラン 358株・オタフクナンテン・129株・ピンカマジョール 313株 合計 1,172株(公園緑地課)

課題

(13) 民有地緑化の推進 (施策NO.53～63)

53 緑化地域制度の導入

担当課 景観みどり課

優先施策

< 施策内容 >

緑化地域制度は、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の敷地における建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を条例により義務づける制度で、これにより効果的に緑を創出することが可能となります。本市では、緑化重点地区や特にみどりの減少が著しい地域から段階的に緑化地域の指定を検討し、緑化推進を図ります。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例調査による 制度導入に向けた検討		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	C	—	—
	A＝施策に進捗がみられた	B＝施策に一部進捗がみられた	C＝施策が進捗しなかった

< 施策内容をふまえた前期実績 >

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

< 担当課による前期評価 >

—

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

<平成21年度>

取組状況

先進事例を調査し、制度の導入に向けて検討を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

課題

54 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し

優先施策

担当課 景観みどり課

＜施策内容＞

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」では、3,000㎡以上の開発行為において公園の設置を定めています。また、一定規模以上の共同住宅などを建築する目的で行う特定開発事業において敷地面積の15%以上（近隣商業地域及び商業地域は10%以上）の植栽地を設置することとし、緑化推進を図ってきました。今後は、特定開発事業に伴う公園及び緑化の質の向上を目指し、接道部の緑化や既存樹木の利活用など良好なみどりのまち並みを形成するうえで重要となる取り組みを積極的に誘導するなど、条例の内容を見直します。また、開発完了後も緑地が適正に管理されているか確認できる体制を検討します。

＜計画上施策の展開時期＞

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

＜平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	条例内容における他市町村の事例収集及び研究	条例改正及び緑化ガイドライン作成を見据えた他市町村の事例収集及び研究	
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

＜施策内容をふまえた前期実績＞

特定開発事業の事業者に対し、基準値だけにとどまらずみどりの保全について協議し、場合によっては現地調査等を行ったうえで、既存樹木の保全や表土の移植等を提案した。
条例に新たに盛り込む内容について、他市町村の事例を収集し、改正ポイントの調査研究を行った。

＜市民との協働による前期実績＞

＜施策内容をふまえた前期課題＞

条例の改正ポイントとして、緑化対象や緑化率の見直しが必要である。

＜担当課による前期評価＞

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

＜中期以降の考え方＞

条例を改正するポイントである緑化対象や緑化率について、引き続き検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

条例に新たに盛り込む内容について、他市町村の事例を収集し調査研究を行った。

課題

条例の改正にあたり、今後策定予定の緑化ガイドラインとの整合を図る必要がある。

<平成22年度>

取組状況

特定開発事業に伴う公園及び緑化の質の向上を目指し、接道部の緑化等、良好なみどりのまち並を進めるため、本市にふさわしい緑化ガイドラインの作成を見据えて、先進自治体の取組について調査・研究を行った。

課題

条例の改正にあたり、今後策定予定の緑化ガイドラインとの整合を図る必要がある。

<平成23年度>

取組状況

昨年度に引き続き条例に新たに盛り込む内容について、他市町村の事例を収集し調査研究を行った。

課題

条例の改正にあたり、今後作成予定の緑化ガイドラインとの整合を図る必要がある。

担当課 景観みどり課

<施策内容>

みどり豊かなまちづくりを推進するため、駐車場を対象として、一定の面積以上の緑化や接道部の緑化を義務づける制度創設に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例調査		緑化ガイドラインとの関連を整理し、基準内容の検討を実施
事業費	0 円	0 円	5,000,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部
評価	C	—	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

緑化ガイドラインとの関連を整理し、基準の内容について検討を行った。
また、他市町村における基準（接道部緑化、緑地面積、樹木本数等）、助成制度等の研究を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・現在まちづくり条例では駐車場緑化の緑化面積算入を認めていないため、調整が必要である。
- ・駐車場緑化を推進するためには、助成の検討も必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

駐車場緑化の基準の設定、運用に向け、引き続き緑化ガイドラインとの関連を整理し、基準の内容について検討を行う。また、まちづくり条例の改正とも整合を図る。

<平成21年度>

取組状況

先進事例の調査を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

緑化ガイドラインとの関連を整理し、基準の内容について検討を行った。

課題

56 ランドスケープコードガイドラインの作成

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

戸建住宅やマンション緑化、駐車場緑化などにおける緑化ガイドラインの作成に取り組みます。ガイドラインでは、既存樹木の保全や接道部の緑化などのみどりのまち並み景観を形成するうえで重要となる事項や緑地の永続性を担保する適切な土壌基盤をイラストなどによりまとめ、市民や事業者に広く配布・PRして民有地緑化による景観向上を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例調査		緑化ガイドライン内容の検討
事業費	円	円	5,000,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部
評価	C	—	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

他市の状況や、まちづくり条例における緑化基準等を整理し、緑化ガイドラインの内容（推奨樹種、事業種別のポイント等）を検討した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

茅ヶ崎市の地域性を考慮し、自生種での緑化をどのように誘導していくかの検討が必要である。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

市民、学識者や庁内関係課かい等と調整し、緑化ガイドラインの作成を行う。また、その後周知を行い適正な緑化を推進する。

<平成21年度>

取組状況

先進事例の調査を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

緑化ガイドラインの作成に取りかかった。

課題

<平成23年度>

取組状況

他市の状況や、まちづくり条例における緑化基準等を整理し、緑化ガイドラインの内容（推奨樹種、事業種別のポイント等）を検討した。

課題

57 屋上・壁面緑化助成金制度の創設

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

市街化が進み住宅が密集した地域を対象に、一定規模の屋上・壁面緑化事業に対して費用の一部を助成する制度の創設に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例の調査・研究		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

先進自治体の取組事例を参考（藤沢市等）に情報収集を行い、屋上・壁面緑化に対する助成の内容について調査・研究を進めた。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

屋上・壁面緑化に対するニーズの把握が必要である。また、条例に定めている緑化基準に含めていることを認めているため、助成の整理が必要である。
東日本大震災の影響により太陽光発電の全国的な推進もあり、屋上の効果的な活用が一層課題となっている。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

先進自治体の取り組み事例を参考に、制度の検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

他市町村における先進事例の情報収集を行い、助成の内容などについて検討を行った。

課題

財政状況を鑑みると新たな助成制度が可能かどうか精査する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

先進自治体の取組事例を参考（藤沢市等）に情報収集を行い、屋上・壁面緑化に対する助成の内容などについて調査・研究を進めた。

課題

屋上・壁面緑化に対するニーズの把握が必要。

<平成23年度>

取組状況

先進自治体の取組事例を参考（藤沢市等）に情報収集を行い、屋上・壁面緑化に対する助成の内容について調査・研究を進めた。

課題

東日本大震災の影響による太陽光発電パネルを利用したエネルギー政策の全国的な推進もあり、屋上の効果的な活用については以前より課題となっている。

担当課 景観みどり課

<施策内容>

緑化施設整備計画認定制度は、一定規模の民間の建築物の敷地の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。緑化施設整備計画認定制度が適用可能な地域は、みどりの基本計画で緑化重点地区に定められた地域または緑化地域で、敷地面積に対する緑化施設の割合が20%以上の場合です。本市では制度の運用に向けて緑化重点地区、緑化地域の指定に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例の調査・研究		固定資産税の優遇措置がなくなったため、計画への位置づけの再考
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	C	A	—
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

先進自治体の取組事例を参考（横浜市等）に情報収集を行い、調査・研究を進めた。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

平成23年6月30日をもって、税制面の優遇措置である固定資産税の特例措置がなくなり、事業者の税制のメリットがなくなったため、制度の必要性について再考が必要。

<担当課による前期評価>

C

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後、固定資産税の特例措置等の動向を鑑み、制度の必要性を再考したうえで設置を検討する。

<平成21年度>

取組状況

先進事例の調査を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

先進自治体の取組事例を参考（横浜市等）に情報収集を行い、調査・研究を進めた。

課題

<平成23年度>

取組状況

平成23年6月30日をもって、税制面の優遇措置である固定資産税の特例措置がなくなり、事業者の税制のメリットがなくなったため、計画への位置づけの廃止を検討した。

課題

59 記念樹配布事業の実施

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

人生の思い出となる、住宅の新築などの記念に対して、記念樹を配布する事業に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	要綱制定		
	記念樹配布		
	記念樹配布者へのアンケート調査実施		
事業費	1,035,000 円	1,049,000 円	483,000 円
評価	A	A	A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年度に要綱を制定し、記念樹配布事業を開始した。
23年度には配布樹種を10種から15種(イロハモミジ他14種)に拡充、また、配布日を3日間に拡充したことで、配布率が平成21年度44.4%、平成22年度50.2%、平成23年度52%と年々増加した。また、平成22年度から配布希望者へのアンケートを実施し、自然環境や景観について意見をいただいた。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

近年の新築住宅等は庭が少なく植える場所がないとの意見が多く、配布率は低かった。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

配布方法・配布樹種・対象者等の見直しを継続して行い、配布率の向上を目指す。

<平成21年度>

取組状況

要綱を制定し、583名に記念樹を配布した。

課題

対象者全員に通知を発送したが、配布率(配布者数/対象者数)が50%未満であったため、多くの人が欲しいと思うような樹種を選定する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

平成21年中に家屋を新築等した方々を対象に通知を発送し、591名に記念樹配布を行った。また、アンケート調査を実施し、今後の事業のあり方についての検討を進めた。

課題

配布率(配布者数/対象者数)は、昨年度より改善したがまだ少ない。アンケート結果を参考に樹種の選定を検討する。

<平成23年度>

取組状況

引き取り日を3日間設定し、配布対象者が引き取りやすいように工夫した。また、樹種や自然環境に関するアンケートをあわせて行った。

【実施結果】

対象者1,139名に対し、申請者は642名(申請率は56%)

申請者642名中、引き取り者合計600名、未引き取り者42名。引き取り率は94%

課題

記念樹の配布対象者に対する申請者の割合を増加させるために、配布方法の検討を行う必要がある。

担当課 景観みどり課

<施策内容>

引越しなどの際に不要となった樹木を市が引き取り、公共施設である学校・公園などで活用する今までの取り組みに加えて、樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度の創設に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	堤樹木センターを活用したグリーンバンク制度の実施 〔 引き取り (5件・35本) 〕 〔 引き取り (25件・288本) 〕 〔 引き取り (14件・182本) 〕 配布 (8件15本) 配布 (20件63本) 配布 (36件112本) 広報紙等による周知		
事業費	145,000 円	786,000 円	0 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・平成22年1月より開設し、3カ年度で引き取り44件505本、配布64件190本の実績となった。
- ・広報紙や広報番組等により周知を図り、配布においては年々実績が伸びている。
- ・樹種については、アジサイ、ビワ等約50種近くに増加し、引き取りたい人の需要に応えやすくなった。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

樹木センターは一時的に樹木を保管しておく場所であるため、市民から樹木を引き取る際に、配布の可能性が高い樹木であるかを的確に判断する必要がある。配布と受入のバランスを検討する必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

引き続き制度の周知、運用を図る。

<平成21年度>

取組状況

堤樹木センターを開設し、5件(35本)の引き取りを行い、8件(15本)の配布を行った。

課題

樹木センターは一時的に樹木を保管しておく場所であるため、市民から樹木を引き取る際に、配布の可能性が高い樹木であるかを的確に判断する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

堤樹木センターを活用したグリーンバンク制度を実施した。25件(288本)の引き取りを行い、20件(63本)の配布を行った。また広報紙・広報番組等により制度の周知を図った。

課題

樹木センターは一時的に樹木を保管しておく場所であるため、市民から樹木を引き取る際に、配布の可能性が高い樹木であるかを的確に判断する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

堤樹木センターを開設し、14件(182本)の引き取りを行い、36件(112本)の配布を行った。また広報紙等により制度の周知を図った。

課題

・樹木センターは一時的に樹木を保管しておく場所であるため、市民から樹木を引き取る際に、配布の可能性が高い樹木であるかを的確に判断する必要がある。
・配布と受入のバランスを検討する必要がある。

担当課 都市計画課

<施策内容>

低層住居専用地域の良好な都市環境の保全を図るために、敷地の細分化を抑制することを目的とした敷地面積最低限度の指定に向けて検討を行い、まちのみどりの保全、創出を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	都市計画決定に向けた調整 (神奈川県との事前協議)		
		意見交換会 素案の作成 ハ'フ'コメ の実施	素案の 説明会 原案の 作成 原案 申出 決定 1/30 告示:2/10
事業費	6,780,000 円	2,658,000 円	3,477,000 円
評価	C	A	A
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

敷地の細分化の抑制し良好な住環境の形成に資するため、第一種低層住居専用地域(555ha)、第二種低層住居専用地域(5.3ha)に、敷地面積の最低限度指定(125㎡・100㎡)の導入(平成24年2月10日)を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

<担当課による前期評価>

A

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

低層住居専用地域における敷地面積の最低限度指定については、都市計画法による手続きが完了した。

<平成21年度>

取組状況

敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入に向けた制限手法、運用方法、制限による影響、効果の分析等の調査・検討

課題

都市計画決定権者である神奈川県や、市民・関係団体等の見解にばらつきがあり、外的要因による施策進行上の影響が課題である。

<平成22年度>

取組状況

意見交換会や市民討議会等を行い、市民意見を反映した上で、制限内容の素案をとりまとめ、パブリックコメントを行い、同時期に素案説明会を行った。パブリックコメント意見のとりまとめまで行った。

課題

都市計画決定権者である神奈川県や、市民・関係団体等の見解にばらつきがあり、各方面に対してのひき続きの合意形成を要すること。

<平成23年度>

取組状況

- ・22年度で取りまとめた素案を基に原案を作成し、原案説明会等で周知を行なった。
- ・平成23年6月24日の都市計画審議会への諮問を経て、神奈川県に都市計画の案の申し出を行った。
- ・申し出後は、県の手続きのサポートや庁内・住民への周知、また今後の運用についての調整を行った。
- ・平成24年2月10日に神奈川県告示がなされ、施行された。

課題

住民や不動産業者、指定確認検査機関などで制度への理解に差があり、周知に苦慮した。

62 生垣補助金制度による生垣緑化の支援

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

一定の要件を満たす生垣の所有者に対し、保全費の助成を継続的に行っていくとともに、制度の普及を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	生け垣所有者への保全費助成 (906件、延長17,610m) (892件、延長17,717m) (917件、延長17,783m)		
		生け垣築造工事への助成 (11件、延長124m) (8件、延長228m)	
		広報紙等での周知	
事業費	5,815,000 円	7,225,000 円	7,566,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

前期展開時期中の毎年度、約900件の指定している生け垣の所有者に対し、保全費の助成を行った。また、2カ年19件352mの新規生け垣築造に対して助成を行った。現場の調査を毎年度行い、適正な管理が行われていない箇所については、是正の指導や助成廃止の措置を図った。
 広報紙等を通じて制度のPRや、建築確認時における事業者への紹介(生け垣築造)を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

都市防災の視点も含め、助成条件や周知の内容を考慮する必要がある。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

引き続き制度の周知、運用していく。

<平成21年度>

取組状況

生け垣の所有者に対し、保全費の助成を行うとともに、広報紙などを通じて制度のPRを行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

生け垣の所有者に対し、保全費の助成を行った。(892件 延長17,717m)
また、組織改正に伴う事務移管により、生け垣築造工事に対する助成を行った。(11件)
さらに広報紙・広報番組などを通じて制度のPRを行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

生け垣の所有者に対し、保全費の助成を行った。(917件 延長17,783m)
また、生け垣築造工事に対する助成を行った。(8件 228m)
さらに広報紙等を通じて制度のPRを行った。

課題

築造工事において3本/mという基準が樹種によっては好ましくないので検討する必要がある。

63 社寺などのみどりの保全

一般施策

担当課 景観みどり課 社会教育課

<施策内容>

市民ボランティアによる社寺林の実態調査を進め、社寺などのみどりを文化財や景観重要樹木、保存樹木などとして指定することで保全を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	指定候補樹木候補の抽出 (市民の樹木写真を投票等実施) 景観重要樹木の指定 (社寺2件) ちがさき景観資源の指定 (社寺1件)	景観重要樹木候補の抽出 (市民の樹木写真を投票等実施) 標示版の設置 (2件) 維持管理費の補助 (1件)	景観重要樹木の周知 (市民団体との協働で市民講座2回実施) ちがさき景観資源の指定 (社寺1件)
事業費	0 円	32,000 円	214,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

・景観重要樹木4件の指定のうち2件、ちがさき景観資源6件の指定のうち2件について、社寺のみどりが対象となった。
・景観重要樹木に係る事業の一環として、平成22年度以降は、指定した物件の保全周知活動である表示板の設置、維持管理費の補助を行うことができた。

<市民との協働による前期実績>

景観重要樹木に係る事業の一環として、平成22年度以降は、市民団体との協働での周知啓発のための講座の実施を行うことができた。

<施策内容をふまえた前期課題>

平成21、22年の2カ年にわたって、市内全域を対象に市民から指定にふさわしい樹木を応募してもらう形で進めてきたが、指定された樹木の地域に偏りが生じている。今後、景観計画に「指定を検討する樹木」として掲げた樹木の指定を念頭に置きながら、地域の偏りが無い指定方法の検討が必要である。また、指定された樹木を継続的に周知することが必要になる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

景観重要樹木の指定及び指定済み物件の周知啓発を行う。

<平成21年度>

取組状況

市民ボランティアの協力を得て、市内の神社の叢林の調査を行った。また、特別展を開催し、調査結果の教育・普及を推進した。

課題

市内すべての神社の叢林の調査に時間を要するため、今後も調査を継続する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

景観重要樹木の指定方針への適合を判断するために、市民から樹木の写真を募集し、募集した写真を対象にした投票等を実施し、指定対象候補樹木の抽出を行った。平成22年度中の指定を目指したが、東日本大震災の発生に伴い、諮問を予定していた景観まちづくり審議会の延長のため、指定には至らなかった。

なお、茅ヶ崎市景観計画において「指定を検討する樹木」として位置付けた「鶴嶺八幡のイチョウ」は平成21年度に景観重要樹木に、「鶴嶺八幡宮参道のクロマツ」はちがさき景観資源に指定した。(施策6の再掲)

課題

平成21、22年の2カ年にわたって、市内全域を対象に市民から指定にふさわしい樹木を応募してもらう形で進めてきたが、指定された樹木の地域に偏りが生じている。今後、景観計画に「指定を検討する樹木」として掲げた樹木の指定を念頭に置きながら、地域の偏りがない指定方法の検討が必要である。また、指定された樹木の周知を図ることも重要である。

<平成23年度>

取組状況

平成22年3月に指定した鶴嶺八幡のイチョウの周知を図る市民講座を市民団体との共催（行政提案型協働推進事業）で2回実施した。

課題

担当課 景観みどり課 社会教育課

<施策内容>

市民ボランティアによる社寺林の実態調査を進め、社寺などのみどりを文化財や景観重要樹木、保存樹木などとして指定することで保全を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	社叢林調査 (市民と) (特別展開催) (文化資料館調査研究報告20)		長谷 (旧女子美跡) の動植物 の分布調査 (市民と) 鶴嶺八幡社参道の 松並木の保全
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	B
A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

・調査結果の教育普及を目的に特別展を開催し、1,004名の来館者があった。
 ・鶴嶺八幡社参道の市指定重要文化財である天然記念物の松並木に関しては、道路整備が行われるに際し、庁内関係課かいとの調整を行い保全を図った。

<市民との協働による前期実績>

市民ボランティアによる社寺林の実態調査を進め、調査研究報告20に報告を行うことで現存植生に関する記録保存を行うことができた。(調査回数全13回、調査参加者延べ182名)

<施策内容をふまえた前期課題>

・社叢林の保存の必要性への認識を高めるため、社叢林調査結果の神社へのフィードバック、市民へ教育普及活動を行うの機会を設ける必要がある。
 ・また、鶴嶺八幡社参道の市指定重要文化財である天然記念物の松並木は、道路整備後の保全・管理について連携して行うために庁内関係課かいとの調整が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

・海岸の動植物の分布調査を行い、現状の記録保存の実施(3～4年を想定)
 ・鶴嶺八幡社参道の松並木の継続的な保存管理の推進
 ・市内の市指定重要文化財である天然記念物の適切な保存・管理の推進

<平成21年度>

取組状況

市民ボランティアの協力を得て、市内の神社の叢林の調査を行った。また、特別展を開催し、調査結果の教育・普及を推進した。

課題

市内すべての神社の叢林の調査に時間を要するため、今後も調査を継続する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

平成19年より開始した市内の神社(対象神社40社)の叢林の調査を行い、完了した。調査結果を整理、精査し、「文化資料館調査研究報告20」に報告を行った。

課題

- ・調査に協力していただいた神社に、調査結果をまとめた「文化資料館調査研究報告20」をフィードバックし、社叢林の実態、その存在意義等を伝え、都市化が進む本市における社叢林の保全に活用していただくよう働きかけを行っていく。
- ・潜在植生を残す叢林を、天然記念物として市の重要文化財として指定・保護することを検討する基礎資料とする。
- ・小中学校において、身近な自然を学ぶ教材として活用を図るため、市内小中学校に対し、調査結果を周知する。

<平成23年度>

取組状況

- ・市民ボランティアと協力して、長谷(旧女子美跡)の動植物の分布調査を行った。
- ・予定していた海浜性植物の分布調査は、東日本大震災の影響のため24年度以降に順延とした。
- ・鶴嶺八幡社参道の道路整備事業の推進にあたり、関係課かいと調整し、天然記念物である松並木の保全に努めた。

課題

- ・調査地である長谷が民地であるため、調査を行う際に、所有者である事業者の理解と協力が必要である。
- ・調査期間が限られているため、収集できるデータが限られてしまう。
- ・道路の施工に際し、鶴嶺八幡社参道の市指定重要文化財である松並木の保全との調整が難しい場面があった。

(14) 基本計画の推進 (施策N0.64)

3
64

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し

担当課 景観みどり課

優先施策

<施策内容>

「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」にみどりの基本計画を位置づけ、計画の実効性を高めていくために、緑化重点地区などの施策に関する事項も条例に位置づけます。また、保存樹林制度を見直すとともに新たな緑地保全の制度の設立に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどりの基本計画及び審議会の位置付け検討	新たな緑地等保全制度の構築における本市の課題を整理 市内のみどりの状況を把握するためのGISによる現存植生図整備	
事業費	0 円	4,805,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部	5,000,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

市域の樹林地等を保全する緑地等保全制度を構築するため、みどりの状況の基礎資料となるGISによる現存植生図整備を行い、他市の条例の比較検討、本市の課題を踏まえ、条例の体系整理、考えられる制度（北部丘陵を主対象とした保全）を検討した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

既存の条例を改正する場合、みどりの基本計画、新たな緑地保全制度を全て位置付けるのか、または、既存の条例とは別に緑地保全制度関係でまとめるのかを検討する必要がある。
みどりの量の確保を主目的とするのであれば、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直しを優先させることも考えられる。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

条例の体系整理、考えられる制度を条文化し、市の現状に適した緑地保全制度を位置付ける条例の素案を作成する。

<平成21年度>

取組状況

既存の条例にみどりの基本計画、みどり審議会等について位置づけることを検討した。

課題

平成24年度には新たな緑地保全制度を位置づけるために条例改正を行う予定であるため、みどりの基本計画、みどり審議会についてのみを先に位置づける必要があるのか検討が必要。

<平成22年度>

取組状況

新たな緑地等保全制度の構築については、他市の条例の比較検討を行い、本市の課題を整理した。また、市内のみどりの状況を把握するため、GISにより現存植生図を整備し、守るべきエリアの検討材料とした。

課題

既存の条例を改正する場合、みどりの基本計画、新たな緑地保全制度を全て位置付けるのか、または、既存の条例とは別に緑地保全制度関係でまとめるかを、文書法務課とも協議し検討する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

市域の樹林地等を保全する緑地等保全制度を構築するため、他市の条例の比較検討、本市の課題を踏まえ、条例の体系整理、考えられる制度を検討した。

課題

既存の条例を改正する場合、みどりの基本計画、新たな緑地保全制度を全て位置付けるのか、または、既存の条例とは別に緑地保全制度関係でまとめるのかを検討する必要がある。

みどりの量の確保を主目的とするのであれば、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直しを優先させることも考えられる。

(15) 協力体制の構築 (施策N0.65～74)

65 (仮称) みどり審議会の設置・運営

担当課 景観みどり課

優先施策

<施策内容>

みどりの保全・再生・創出を協働のもとに推進するために、市民、関係団体、学識経験者などから構成される(仮称)みどり審議会を設置します。(仮称)みどり審議会では、みどりの基本計画を実現化するための優先的に実施する施策などの進捗状況を審議し、計画の実効性を高めていきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどり審議会設置にかかる 庁内調整、条例案作成	みどり審議会の開催 (3回)	
事業費	0 円	327,000 円	462,000 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・みどり審議会を設置し、施策の進捗状況を審議していただいた。
- ・特別緑地保全地区の指定等、重要な案件については諮問・答申を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

議題や報告事項による審議会開催時期のタイミングが課題となっている。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

今後も継続して施策を推進していく。議題が多い場合は、開催回数を増やすことも検討する。

<平成21年度>

取組状況

みどり審議会の設置を予定していたが、設置に至らなかった。

課題

環境審議会、景観まちづくり審議会、都市計画審議会との連携をどのように図るのかを検討する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

市民、関係団体、学識経験者から構成されるみどり審議会を設置し、審議会を3回開催した。
また、議題の内容によっては環境審議会との連携を図った。

課題

環境審議会、景観まちづくり審議会等との連携方法と、議題に対するそれぞれの審議会からの視点を整理する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

市民、関係団体、学識経験者から構成されるみどり審議会を3回開催し、議題の内容によっては環境審議会、景観まちづくり審議会との連携を図った。
清水谷特別緑地保全地区について諮問を行い、指定区域の了承の答申をいただき、24年3月に都市計画決定を行った。

課題

環境審議会、景観まちづくり審議会等との連携方法と、議題に対するそれぞれの審議会からの視点を整理する必要がある。

66 みどりの里親制度の充実・普及

担当課 公園緑地課

優先施策

<施策内容>

みどりの里親制度は、公園や緑地などにおいて活動場所を選定し、草花の植付けなどを行うことができる制度となっていますが、公園の緑化推進を図るため、ボランティア活動に関する様々な支援を検討し、制度の見直しを進め、市民へのPRなどを充実していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	緑の里親ボランティア制度PR (2回)		緑の里親制度普及促進事業 (行政提案型協働推進事業)
	緑の里親ボランティアによる草花の植え付けや除草、清掃活動 (登録者約420名)		(登録者約490名)
事業費	5,000 円	2,000 円	619,000 円
評価	A	B	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・各種イベントでの里親活動のPR及びボランティア研修会を毎年実施。
- ・公園、緑地や街路植栽地、約100箇所においてボランティア登録がなされている。

<市民との協働による前期実績>

- ・3ヶ年における里親ボランティア登録は、個人が8箇所、11人追加、団体登録が4団体(65人)で4箇所追加となり、合計12箇所、76名の追加登録により、最終的に490名となっている。
- ・平成23年度には行政提案型の協働推進事業として、市民活動団体と連携してボランティア講習会及びイベントを各2回実施し、緑の里親制度の普及促進及び拡充に努めた。

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・これまで個人登録を主として個別の活動となり、公園ごとの統一性が図られなかった。
- ・個人登録による活動では継続性がなく、自然消滅する例が多い。
- ・団体による公園ごとの活動とする制度の見直しが必要。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

公園愛護会等への移行を図るための制度の見直しを検討する他、市民活動団体との連携強化による制度の拡充を図る。

<平成21年度>

取組状況

春にはみどりフェアちがさき、秋には市民ふれあいまつりにて里親活動のPRを行ったほか、10月にはみどりの里親ボランティア研修会を開催した。

課題

- ・制度の見直しを行った場合、現行制度からどのように移行させていくか。
- ・制度を拡充した場合、経費を予算化する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

・イベントでの里親活動のPRを行ったほか、10月にはみどりの里親ボランティア研修会を開催した。また、行政提案型協働推進事業に関する庁内調整を図った。
・平成23年1月末現在の「みどりの里親ボランティア」の登録者数は480名となっており、100か所の公園、緑地、街路樹等において草花の植え付けや除草、清掃等の活動を行っていただいている。

課題

- ・制度の見直しを行った場合、現行制度からどのように移行させていくか。
- ・制度を拡充した場合、経費の予算化の可能性について検討する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

・行政提案型協働推進事業として「緑の里親制度普及促進事業」を実施、講習会とイベントを各2回ずつ実施し、制度の拡充を図った。
・現在、「緑の里親ボランティア」の登録者数は490名となっており、100か所の公園、緑地、街路植栽地において草花の植え付けや除草、清掃等の活動を行っていただいている。

課題

- ・公園愛護会制度の導入を検討していく予定だが、現行制度との兼ね合いについて慎重に検討する必要がある。
- ・制度の拡充に伴い、管理経費を予算化する方向での検討が必要となる。

67 里山ボランティア団体の育成

一般施策

担当課 景観みどり課

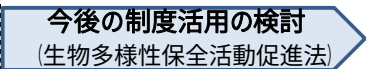
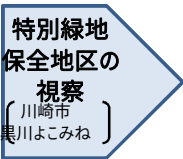
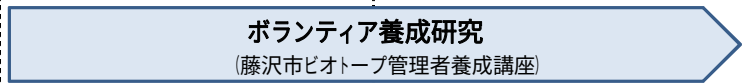
<施策内容>

特別緑地保全地区などの維持管理などに市民や事業者が積極的に参加できるように、里山ボランティア育成講座などを開催し、里山ボランティアの組織化を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	C	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

生物多様性保全活動促進法の説明会及び意見交換会に出席し、自然環境の維持管理について他自治体や環境保全団体の事例や課題を収集した。
藤沢市のビオトープ管理者養成講座に一部参加し、ボランティアの養成の研究を行った。

<市民との協働による前期実績>

環境市民会議しがさきエコワークに協力いただき、川崎市黒川よこみね特別緑地保全地区の維持管理を行っているボランティア団体に対し、組織の体制や活動内容を学ぶため視察を行った。

<施策内容をふまえた前期課題>

維持管理を担っていただいている活動団体等で、会員拡充がなかなか難しい状態である。
また、活動地の利用や管理方法について地域住民等の理解が必要となる。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

自然環境評価調査概要報告における重要な自然環境を有する地区について、既存のボランティア団体の会員拡充などを協力して行う。
自然環境調査員の養成講座等を開催することで、市民が保全活動へ参加してもらえるよう啓発を図る。

<平成21年度>

取組状況

先進事例の調査を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

生物多様性保全活動促進法の説明会に参加し、今後の制度の活用を検討した。

課題

<平成23年度>

取組状況

川崎市黒川よこみね特別緑地保全地区の維持管理を行っているボランティア団体に対し、市民とともに、組織の体制や活動内容を学ぶため視察を行った。

藤沢市のピオトープ管理者養成講座（上級編）に一部参加し、ボランティアの養成の研究を行った。

課題

68 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

神奈川県「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」は、市町村長からの申出などにより、知事が土地所有者などや地域住民の主体的な活動により里地里山の保全などが図られると認められる地域を「里地里山保全等地域」として選定します。その地域内において活動団体と土地所有者などが「里地里山活動協定」を締結し、その協定を神奈川県が認定することにより、神奈川県は活動団体に対し、活動が継続的にできるように支援します。本市では、里地里山の自然環境を保全する活動団体などに対し、申請に向けて支援し、活動団体などと土地所有者の良好な関係のもとに里地里山の保全管理が実施できるように条例の活用に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	—
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

神奈川県が主催する当該条例に関するシンポジウム、活動状況展示会に参加し、条例の活用について検討を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

条例の活用による地域選定のメリットは、当該地の活動に対する県の補助のため、都市公園等の公有地以外における活動団体の主体的な保全活動、活動団体と土地所有者との関係構築が課題となる。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

他自治体の活用状況等を参考に、本市において条例の活用が可能な地域の検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

神奈川県が主催する当該条例に関する研修会等に参加し、条例の活用について検討を行った。

課題

里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に適合する地域は、みどりの基本計画において特別緑地保全地区の指定候補地になっており、当条例を活用する地域を選定するのが困難である。

<平成22年度>

取組状況

神奈川県が主催する当該条例に関するシンポジウム、活動状況展示会に参加し、条例の活用について検討を行った。

課題

里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に適合する地域は、みどりの基本計画において特別緑地保全地区の指定候補地になっており、当条例を活用する地域を選定するのが困難である。

<平成23年度>

取組状況

課題

里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に適合する地域は、みどりの基本計画において特別緑地保全地区の指定候補地になっており、当条例を活用する地域を選定するのが困難である。

69 事業者参加の充実

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

工場や商店などの事業者による工場敷地の緑化や、商店街などでのみどりの創出の取り組みを推進するため、事業者が積極的にみどりの創出事業などに参加できるよう連携を図ります。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会との連携 (工場等の敷地緑化の推進) (工場等敷地緑化の推進) (工場等敷地緑化の推進 会員によるみどりの対話集会発表) 事業所内ビオトープ 調査・周知 (電源開発(株))		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

みどりフェアがさきに茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会が参加し、連携して緑化思想の普及啓発を行った。また、平成23年度には電源開発(株)敷地内ビオトープを調査し、自然環境の状況について同社員30人に周知を行った。このビオトープは、研究所内の見学の一環として総合学習等でも利用されている。

<施策内容をふまえた前期課題>

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会との連携は取れているが、協議会以外の企業や商店街との連携が取れなかった。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

引き続き茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携をし、また他企業や商店街との連携の際は、生け垣の補助事業等と併せて周知することが必要である。

<平成21年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携を図り、工場等の敷地の緑化を推進した。

課題

現状では上記の協議会との連携を図っているが、他の事業者とも連携を図り、緑化を推進する必要がある。

<平成22年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携を図り工場等の敷地の緑化を推進した。

課題

現状では上記の協議会との連携を図っているが、他の事業者とも連携を図り、緑化を推進する必要がある。

<平成23年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携を図り、清水谷・平太夫新田にて保全作業を行った。協議会の会員企業である㈱アルバックには、みどりの対話集会にて田んぼでの取り組みについて発表していただいた。また、電源開発(株)の敷地内において、ビオトープ調査を行い、両生類、トカゲ類、小型鳥類が安定的に生息していることを確認した。結果については、所員約30人に現地説明を行い、事業者の敷地内におけるビオトープの重要性の理解を図った。

課題

現状では、上記の協議会との連携を図っているが、他の事業者とも連携を図り、緑化を推進する必要がある。

担当課 景観みどり課

<施策内容>

工場等緑化推進協議会を中心として地域貢献を目的に里山ランドスケープの保全活動への参加や、茅ヶ崎工場緑化ガイドマップづくりなど、みどりの保全・再生・創出への取り組みを推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	里山保全事業の実施 (清水谷) (清水谷) (清水谷、相模川河畔)		
	機関誌発行		
			会員企業による発表 (みどりの対話集会・(株)アルバック)
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

緑化の先進事業所見学や会員企業の取り組み等をまとめた機関誌を年1回発行し周知を図っている。

<市民との協働による前期実績>

・平成21年度より市内自然環境団体や市と連携して里山保全事業を開始し、平成23年度には清水谷と相模川河畔とで年2回里山保全作業を実施した。
 ・平成23年度のみどりの対話集会にて、事例紹介として(株)アルバックの「田んぼプロジェクト」を発表していただいた。

<施策内容をふまえた前期課題>

里山保全事業の事業調整を市として行っているが、参加企業の拡充が課題となっている。また、みどりの創出について今後協議会と連携して事業化へ向けた検討が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

里山保全事業について、協議会と活動団体の調整をし、継続して行えるよう働きかける。また、清水谷以外の場所での開催も検討する。
 今後、みどりの創出について協議会と連携して事業化へ向けた検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の新規事業として清水谷において里山保全事業を実施し、里山環境の保全に取り組んだ。

課題

現状では協議会として保全事業へ年1回取り組んでいるが、協議会としての活動以外に各企業が自主的に取り組みを行うように誘導していきたい。

<平成22年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の事業として清水谷において里山保全事業を実施し、里山環境の保全に取り組んだ。

課題

現状では協議会として保全事業へ年1回取り組んでいるが、協議会としての活動以外に各企業が自主的に取り組みを行うように誘導していきたい。また、清水谷以外での保全活動も検討する。

<平成23年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の事業として清水谷及び相模川河畔にて里山保全事業を実施し、自然環境の保全に取り組んだ。また、会員事業所見学・研修会を実施した。平成23年度は、ACGセイミケミカル(株)にて行い、事業所の取り組み等を学んだ。

平成24年3月には、機関誌「工場にみどりを」第44号を発行し、各公民館やコミュニティーセンターの窓口を設置し、会の活動や先進事例を周知した。

また、協議会の会員企業である(株)アルバックには、みどりの対話集会にて田んぼでの取り組みについて発表していただいた。

課題

71 緑化事業者評価制度 (SEGES) の活用

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

SEGES (シージェス: 社会・環境貢献緑地評価システム) は、(財) 都市緑化基金が貢献度の高い優れたみどりを評価認定する制度です。この制度の活用により、優良な緑地を積極的に保全・維持・活用する事業者などの取り組みが一般に広く認められ、企業イメージが向上することが期待されます。また、制度の導入により、みどりの保全などに対する事業者などの取り組みへの意欲が高まることが期待されます。本市では、SEGESの活用に向けて、事業者に対し制度の説明や活用に向けたPRを推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と相模川をきれいにする協議会に対し、平成22年からSEGES認定事業所の紹介を2箇所ずつ行った。また、機関誌にて先進事例の周知を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

上記2協議会の会員以外の企業等に周知ができなかった。今後、周知方法等の検討が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

上記2協議会の会員以外の企業への周知方法の検討やHP・広報誌等を有効に活用することが必要である。

<平成21年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の研修会において、SEGESの事例紹介を行い、会員企業へのPRを行った。

課題

各企業が意欲的にSEGESを活用できるよう、SEGESの一般的な認知度を上げる必要がある。

<平成22年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の視察会において、SEGESの認定事業所を2か所見学を行った。

課題

各企業が意欲的にSEGESを活用できるよう、SEGESの一般的な認知度を上げる必要がある。

<平成23年度>

取組状況

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の視察会に対し、SEGESの認定事業所を2か所(株)日立製作所中央研究所、(株)グリーンワイス) 紹介した。

課題

72 学校との連携推進

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

学校緑化の推進や学校を中心として緑化推進活動を普及していくために、みどりの基本計画の周知や緑化推進に関わる情報提供を行うなど、学校との連携を推進します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	学校などへのみどりの基本計画の 情報提供を関係課へ依頼	総合学習におけるみどりの基本計画の周知・自然環境保全啓発 小中学校ビオトープ池・観察池の調査・状況報告 (全15校)	
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

・総合学習や自然観察会にて、みどりの基本計画の説明や自然環境保全の啓発を行った。
・市内小中学校15校について、ビオトープ池・観察池水生生物の調査を実施し、職員に対し結果を説明し、生物多様性保全上校庭に池や草地、樹林地があることの重要性を伝えた。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

学校との相互連携体制の構築が不完全である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

環境教育に対する相談にエキスパート職員が対応できるよう各学校に周知し、学校との連携を図る。

<平成21年度>

取組状況

関係課にみどりの基本計画の周知を行い、学校などへの情報提供を行うよう依頼した。

課題

<平成22年度>

取組状況

- ・総合学習の際に生徒に対しみどりの基本計画の説明を行う等、周知を図った。
- ・松林小学校と連携し、生物多様性に配慮した田んぼの保全活動や観察会を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

- ・総合学習の際に生徒に対しみどりの基本計画の説明を行う等、周知を図った。
- ・松林小学校と連携し、生物多様性に配慮した田んぼの保全活動や観察会を行った。
- ・市内小中学校のビオトープ池・観察池の有無を調査し、池がある学校についてはヒキガエル等水生生物の調査を実施した。調査時には、生物多様性保全上校庭に池や草地、樹林地があることの重要性を伝え、これらの環境を維持していただけるようお願いした。

課題

担当課 景観みどり課

<施策内容>

地域の緑化を推進するために、みどりの基本計画の説明や緑化推進に関わる情報提供を自治会などに対して行います。また、都市緑地法などの法制度の活用に関する情報提供を行うとともに、地域住民のみどり豊かなまちづくりに関わるニーズを把握していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	みどりの基本計画の周知 (広報紙、ホームページ) (閲覧環境の整備、概要版配布)		自然環境と農地の重要性を周知 (行谷地区) 清水谷特別緑地保全地区 指定に伴う地元説明会 (堤地区)
	みどりフェアちがさきへの自治会参加 (緑化推進団体登録2団体)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B	A	B
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・ホームページ等を活用した周知を行った。
- ・関係する説明会において、緑化推進の周知を行った。

<市民との協働による前期実績>

緑化推進団体へ2団体の自治会が継続して登録し、みどりフェアちがさきで連携を図った。

<施策内容をふまえた前期課題>

みどりの基本計画、法制度の活用についての情報提供があまりできなかった。

<担当課による前期評価>

B

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

みどりに対する満足度調査については、平成24年度以降、市政アンケート等を利用して可能な限り把握を試みる。

<平成21年度>

取組状況

広報紙やホームページなどで計画のPRを行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

みどりの基本計画や自然環境評価マップについて、公共施設での閲覧環境の整備や、概要版の配布による周知を図った。

課題

<平成23年度>

取組状況

農業水産課と環境政策課と協力し、行谷地区の農地に関する意向調査説明会を土地所有者（生産者組合）に行う際、DVD「茅ヶ崎の四季と自然」の上映や自然環境評価調査概要報告により、行谷の自然環境と農地の重要性について説明を行った。

課題

74 管理協定締結の推進

一般施策

担当課 景観みどり課

< 施策内容 >

特別緑地保全地区や緑地保全地域内で環境保全活動を実施する活動団体などが土地所有者との良好な関係のもとに里山などの保全管理を実施できるように管理協定の締結を推進します。

< 計画上施策の展開時期 >

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

< 平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		特別緑地保全地区指定後における管理の検討	
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	A	A
A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった			

< 施策内容をふまえた前期実績 >

清水谷の特別緑地保全地区指定を行う中で、指定後の管理について、管理協定を含めた検討を進めた。

< 市民との協働による前期実績 >

< 施策内容をふまえた前期課題 >

協定の事例が全国で1件であるため、地域の状況を鑑み、保全を行っていくうえで管理協定が最適な手法かを考える必要がある。

< 担当課による前期評価 >

B

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

< 中期以降の考え方 >

清水谷については、24年度に保全管理計画を作成する際に活動団体と管理のあり方等の協議を行う。

<平成21年度>

取組状況

課題

<平成22年度>

取組状況

清水谷の特別緑地保全地区指定を推進する中で、指定後の管理について、管理協定を含めた検討を進めた。

課題

<平成23年度>

取組状況

清水谷の特別緑地保全地区指定を行う中で、指定後の管理について、管理協定を含めた検討を進めた。

課題

地域の状況により、管理協定が最適な手法かどうかを考える必要がある。

(16) PR・情報提供の充実 (施策NO.75～82)

75 緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

緑化に関わる基礎的な知識の習得や、樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習などを行う講習会を事業者などと協働して開催し、公園・緑地や民有地などにおける緑化指導員の育成に取り組みます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			剪定等造園技術の実習を 目的とした緑化教室 (年1回)
事業費	0 円	0 円	30,000 円
評価	—	—	A
A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった			

<施策内容をふまえた前期実績>

緑化教室の内容について、23年度に従来のフラワーアレンジメントから、樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習などを目的とした内容に変更し、茅ヶ崎市緑化協会から講師を招き1回開催した。
アンケートを実施し、参加者(30名)のほとんどが講義、実習ともに「大変満足・満足」との回答結果となった。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

定員に対して希望者が多く、全員の参加が出来なかったが、実習のため定員を増やすこと、また、回数を増やすことも難しい状況である。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習などを目的とした緑化教室を、引き続き事業者等と協力し開催する。

<平成21年度>

取組状況

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

・樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習などを目的とした緑化教室を年1回開催した。
・アンケートを実施し、参加者のほとんどが講義、実習ともに「大変満足・満足」との回答結果となった。

課題

定員に対して希望者が多く、全員の参加が出来なかったが、実習のため定員を増やすことが難しい。

76 緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

都市緑地法や都市公園法などの法制度における各種税制優遇などに関する情報について緑地などの土地所有者や開発事業者などにPRするためにパンフレットの作成に取り組みます。それにあわせて、みどりの保全・再生・創出に関わる各種協力を働きかけます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	緑地保全制度についての 情報収集	制度の周知 (特別緑地保全地区、保存樹林等→ちらし まなび講座「茅ヶ崎の自然環境」新規登録 まなび講座「茅ヶ崎の自然環境」1回開催)	特別緑地保全地区における 税制優遇周知
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	C	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

- ・特別緑地保全地区、保存樹林等についてのチラシを作成し、周知を行った。
- ・平成23年度には、ホームページに特別緑地保全地区に係る税制優遇等を紹介するページを整備した。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

税制優遇等の情報だけでなく、市民、事業者への全般的な法制度の周知も必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

緑化ガイドラインも視野に入れ、市民、事業者へわかりやすい情報提供をしていく。

<平成21年度>

取組状況

パンフレットの作成に先立ち、条例の見直しを含めた緑地保全制度について他市町の制度の情報収集を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

・特別緑地保全地区制度や保存樹林制度等をちらしにより周知を行った。
・まなび講座について、「茅ヶ崎市みどりの基本計画について」を継続するとともに、「茅ヶ崎の自然環境」の新規登録を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

・清水谷の土地所有者全員に対して、PRのためのちらしの郵送及び個別訪問をし、税制優遇の周知を図った。また、ホームページに特別緑地保全地区に係る税制優遇等を紹介するページを整備した。
・まなび講座にて「茅ヶ崎の自然環境」について1回開催した。

課題

様々な媒体を活用した制度周知の推進を行う。

77 回遊動線の設定・充実

担当課 景観みどり課

一般施策

<施策内容>

自然とふれあい、歴史をめぐる動線を設定し、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携して利用促進を図るために、市民と協働で本市の優れた地域資源を活用した散策マップの作成に取り組みます。また、回遊動線の要所には、散策マップや本市の優れた地域資源に関わる解説を紹介した案内板の整備を進めます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	—
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

市民と協働して散策マップの作成、回遊動線の設定ができなかったため、案内板の整備に至らなかった。

<担当課による前期評価>

—

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

<平成21年度>
取組状況

--

課題

--

<平成22年度>
取組状況

--

課題

--

<平成23年度>
取組状況

--

課題

--

78 オープンガーデン・ガーデニングコンクール開催

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

オープンガーデンとは、個人の庭などを一定期間、一般に公開するという活動です。みどり豊かなまちづくりを活性化するために、市民の積極的な参加により、オープンガーデンを開催し、ガーデニングコンクールなどもあわせて開催することを目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	先進事例調査		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	C	—	—
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

先進事例を研究したものの、個人宅ということもありオープンガーデンやガーデニングコンクールの開催に至らなかった。

<担当課による前期評価>

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

他の個別施策との優先度を勘案したうえで、開催の検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

先進事例の調査を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

課題

79 みどりのフォトコンテストの開催

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

本市の優れたみどりを発見していくために、市民が主体となり、屋敷林などの民有地や公園・緑地などの公共緑地の景観木や古木、優れたみどりの風景を対象としたみどりのフォトコンテストの開催を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	—
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

景観重要樹木指定のために樹木の写真を募集したものの、みどり、風景としてのフォトコンテスト開催には至らなかった。

<担当課による前期評価>

—

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

市内でフォトコンテストが多数あるため（商工会議所主催茅ヶ崎市後援のデジタルフォトコンテスト等）、他の個別施策との優先度を勘案したうえで、開催の検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

課題

<平成22年度>

取組状況

課題

<平成23年度>

取組状況

課題

担当課 景観みどり課

<施策内容>

本市の名木を把握し、広く市民に周知し、今後の樹木保全に役立てるために、市民からの公募や投票などにより「茅ヶ崎の名木50選集」の編集・発刊を目指します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	—	—	—
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

景観重要樹木指定のために樹木の写真を募集したものの、「茅ヶ崎の名木50選集」の発刊には至らなかった。

<担当課による前期評価>

—

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

<平成21年度>
取組状況

--

課題

--

<平成22年度>
取組状況

--

課題

--

<平成23年度>
取組状況

--

課題

--

81 ホームページの活用

一般施策

担当課 景観みどり課

<施策内容>

生垣補助金制度などの各種支援施策情報や、イベント情報、市民参加の状況などをホームページを活用して広く市民に情報提供していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	記念樹配布事業、グリーンバンク事業、保存樹林・樹木事業、保全生け垣事業、緑のまちづくり基金等の情報発信		
		日めくり茅ヶ崎による市民団体との協働を広報	
			よくある質問へ項目掲載
			特別緑地保全地区紹介
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

緑のまちづくり基金や特別緑地保全地区等、事業や制度の紹介について整理し、情報発信を行った。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

情報の階層がわかりにくいところがあるため、関係課及び秘書広報課と改善に向けた協議が必要である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

情報のわかりやすさについて、秘書広報課と改善に向けた協議を引き続き行っていく。

<平成21年度>

取組状況

記念樹配布事業やグリーンバンクなどの新規事業や保存樹林、保全生け垣などの既存事業の情報発信を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

記念樹配布事業やグリーンバンクなどの新規事業や保存樹林、保全生け垣などの既存事業の情報発信を行った。

また、日めくり茅ヶ崎(市ホームページ)により、イベントの状況や市民団体との協働を積極的に情報提供した。

課題

<平成23年度>

取組状況

・新設されたFAQ(よくある質問)にみどりに関する項目を掲載し、制度についての情報発信の場を増やした。

また、緑のまちづくり基金の寄附者を公表した。

・日めくり茅ヶ崎や市民参加カレンダーにより、イベントの状況や市民団体との協働を積極的に情報提供した。

課題

担当課 環境政策課 景観みどり課 社会教育課

<施策内容>

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史のみどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	身近な生きもの調べ(ちがさきエコワークと協働) (カマキリ調査82件) (タンポポ調査524件) (ツバメ調査91件)		
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	B		
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

各年度の調査結果は次のとおり。
 平成23年度：ツバメの巣調査を行い、91件の報告を受けた。平成22年度：タンポポ調査を行い、524件の報告を受けた。
 平成21年度：カマキリ調査を行い、82件の報告を受けた。

<市民との協働による前期実績>

環境市民会議「ちがさきエコワーク」自然環境部会の協力のもと、「身近な生きもの調べ」講座・調査を行った。また、市民の方から寄せていただいた調査結果を市ホームページや「ちがさき環境フェア」において公表することにより、本市の自然環境の実態について広く周知を行った。

<施策内容をふまえた前期課題>

環境教育や意識啓発の推進に向けて講座内容やPR方法を工夫し、参加者の増加を図っていく必要がある。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

より多くの市民の方に身近な自然環境についてさらに興味・関心を持ってもらうために継続して事業を行ってきたい。また、調査に協力していただいた方々に、景観みどり課で行っている自然環境調査の調査員増加につなげていけるよう、景観みどり課とともに熟考していきたい。

<平成21年度>

取組状況

社叢林調査を市民ボランティアとともに実施した。また、調査結果に基づいた特別展を開催した。

課題

参加を希望する市民ボランティアが参加しやすい環境づくり、事前コーディネート、実施時の対応に、時間と労力を要するため、活動に参加できる市民の人数が限られてしまう。

<平成22年度>

取組状況

環境市民会議ちがさきエコワークと協働で、市民に市内の現在の自然環境の状況を広く知ってもらうために「身近な生きもの調べ」としてタンポポ調査を実施し、524件の報告を受け、取りまとめ結果を市ホームページに公表した。

課題

市役所窓口・各公民館に市民向けのチラシ等を配架したが、参加者の増加に結び付かなかった。

<平成23年度>

取組状況

環境市民会議ちがさきエコワークと協働で、市民に市内の現在の自然環境の状況を広く知ってもらうために「身近な生きもの調べ」としてツバメの巣調査を実施しました。市民の方の協力により91件の報告が寄せられ、ちがさき環境フェア2011や市ホームページで集計結果を公表した。

課題

市役所窓口・各公民館に市民向けのチラシ等を配架したが、参加者の増加に結びつかなかった。

82 市民参加によるみどりの調査の推進

一般施策

担当課 環境政策課 景観みどり課 社会教育課

<施策内容>

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史的みどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組		自然環境評価再調査検討会議の設置、開催 (2回)	自然環境評価再調査の実施 (3回) 自然環境調査体験の実施 (9地区) 自然環境調査体験の実施 (6回)
事業費	0 円	4,805,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部	5,000,000 円 ※自然環境基礎調査費合計額のため、この内の一部
評価	A	A	A
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

自然環境評価マップにおけるコアマップ対象地区を中心に自然環境評価再調査を行えるよう、「茅ヶ崎市自然環境評価再調査検討会議」を平成22年度に設置、開催し、調査の手法等について検討を行うとともに、市民の方が参加する「自然環境調査体験」の機会を設ける準備を行った。

平成23年度には、引き続き会議を開催し、市民等の協力を得てコアマップ対象地区である7地区と汐見台、城之腰で調査を行うとともに、今後における適切な調査区域を見直した。また、「自然環境調査体験」を自然環境上重要な地域で6回行い、調査体験登録者以外の参加も図り、調査や保全活動への参加のきっかけを作った。

<施策内容をふまえた前期課題>

自然環境に携わる人材育成については以前より継続した課題となっており、なかなか新しい参加者が得られない状況である。

<担当課による前期評価>

A

A＝施策に進捗がみられた

B＝施策に一部進捗がみられた

C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

平成23年度の調査結果をデータ化し、とりまとめる。

また、約5年後を目標としている再調査に向けて、自然環境調査員の養成講座等を開催することにより、市民の自然への理解、知識を深める。

<平成21年度>

取組状況

社叢林調査を市民ボランティアとともに実施した。また、調査結果に基づいた特別展を開催した。

課題

参加を希望する市民ボランティアが参加しやすい環境づくり、事前コーディネート、実施時の対応に、時間と労力を要するため、活動に参加できる市民の人数が限られてしまう。

<平成22年度>

取組状況

平成23年度にコア地域を中心とした自然環境評価再調査を行えるよう、「茅ヶ崎市自然環境評価再調査検討会議」を設置し、調査の手法等について検討した。その中で、市民の方が参加する「自然環境調査体験」の機会を設ける準備を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

「茅ヶ崎市自然環境評価再調査検討会議」の中で自然環境評価再調査の調査手法等を検討し、市民等の協力を得てコアマップ対象地区である7地区と汐見台、城之腰で調査を行うとともに、適切な調査区域を見直した。

また、市民の協力を得て行った自然環境評価再調査の中で、「自然環境調査体験」を自然環境上重要な地域で6回行い、調査体験登録者以外の参加も図った。

課題

自然環境に携わる人材育成については、以前より継続した課題となっており、なかなか新しい参加者がいない

82 市民参加によるみどり調査の推進

一般施策

担当課 環境政策課 景観みどり課 社会教育課

<施策内容>

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史のみどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	社叢林調査 (市民と) (特別展開催) (文化資料館調査研究報告20)		動植物の標本資料の調査・研究、整理 (市民と) 長谷 (旧女子美跡) の動植物の分布調査 (市民と)
事業費	0 円	0 円	0 円
評価	A	A	A
	A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

<市民との協働による前期実績>

- ・現存の植生や分布状況を記録保存すること、社会教育を通じた市民の自然へのまなびの促進を目的に、市民との協働により、市内の神社や長谷といったフィールドの調査を行い、調査研究報告20に報告を行うことで記録保存することができた。(調査回数全13回、調査参加者延べ182名)
- ・文化資料館で収蔵している自然史資料(標本等)を市民と協働で作成、整理し、保存を行うことができた。

<施策内容をふまえた前期課題>

- ・資料館で行っている、自然史に関する博物資料を活用した社会教育活動に参加する市民へのまなびの機会の継続的な提供、また学んだことをワークショップ、自然観察会、展示会等を通じて市民に還元する事業のより一層の促進が必要である。
- ・参加する市民の固定化。

<担当課による前期評価>

A

A = 施策に進捗がみられた B = 施策に一部進捗がみられた C = 施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

- ・公共施設整備再編計画に基づく、新たな文化資料館の整備計画を第2次実施計画で行っていく中で、市民と協働で行う、自然史に関する博物館活動、社会教育活動の検討を行う。

<平成21年度>

取組状況

社叢林調査を市民ボランティアとともに実施した。また、調査結果に基づいた特別展を開催した。

課題

参加を希望する市民ボランティアが参加しやすい環境づくり、事前コーディネート、実施時の対応に、時間と労力を要するため、活動に参加できる市民の人数が限られてしまう。

<平成22年度>

取組状況

平成19年より、文化資料館の活動に参加している市民と協力し、市内の神社(対象神社40社)の叢林の調査を行い、完了した。調査結果を整理、精査し、「文化資料館調査研究報告20」に報告を行った。また、調査において採集した標本資料及びすでに文化資料館で収蔵・保管している、動植物の標本資料の調査・研究、整理作業を市民と協力して推進する。

課題

- ・自然に興味関心を喚起し、動植物に関する知識を有する市民の継続的な育成を、文化資料館の社会教育活動で行っていく必要がある。
- ・市民が多様な形で活動にかかわれる工夫が求められている。学習会の開催、観察会の開催、一般参加型の調査の実施といった、個人の興味関心に応じた事業実施の検討が必要である。
- ・活動に参加する世代も大きく60歳以上に偏っているため、子育て世代などへの活動の周知から始める必要がある。

<平成23年度>

取組状況

- ・調査において採集した標本資料及びすでに文化資料館で収蔵・保管している、動植物の標本資料の調査・研究、整理作業を市民と協力して推進する。
- ・市民ボランティアと協働で、長谷(旧女子美術)の動植物の分布調査を行った。

課題

- ・自然への興味関心を喚起し、動植物に関する知識を有し、市と協働で活動する市民を継続的に育成していくことを可能とする、文化資料館の社会教育活動で行っていく必要がある。
- ・市民が多様な形で活動にかかわれる工夫が求められている。学習会の開催、観察会の開催、一般参加型の調査の実施といった、個人の興味関心に応じた事業実施の検討が必要である。
- ・活動に参加する世代も大きく60歳以上に偏っているため、子育て世代などへの活動の周知から始める必要がある。

(17) 資金の充実 (施策NO.83～84)

83 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実

担当課 景観みどり課

優先施策

<施策内容>

本市では、「恵まれた自然と調和したうおいのあるまちづくり」を目標として茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を設置しています。市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するためには、基金の充実が不可欠です。そこで、基金の目標額（緑地の取得等を含む）を20億円に設定し、目標の達成に向けた基金の充実施策として下記（（仮称）思い出ベンチ事業、ネーミングライツの導入、駐車場料金の有料化の検討、みどり債の債権発行や環境目的税の調査・研究）の事業を調査、研究するとともに、基金を使用する優先度やルールについても検討します。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組	松浪緑地の取得 (960.4㎡)		
	イベント等における寄附の呼びかけ		
	自動販売機の売上げからの寄附拡充 (茅ヶ崎市屋内温水プール、浜須賀・殿山プールを追加)		
			茅ヶ崎公園野球場を追加
			基金の使用に係るルール検討
事業費	411,070,000 円 (取り崩し額162,000,000 円)	423,989,000 円	427,452,000 円
	※基金残高	※基金残高	※基金残高
評価	B	A	B
	A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

平成21年度には、基金を使用し松浪緑地960.4㎡の取得を行った。
各種イベントにおける寄附の呼びかけや、自動販売機の売上げの一部を寄附してもらう取り組みの拡充を行い、平成23年度末現在の基金残高は、427,451,815円(23年度積立額3,463,322円)となっている。
基金の使用に係るルールを検討し、清水谷の買い取りについて今後の額のシミュレーション等を行ったが、前期中に内容を詰めるには至らなかった。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の土地の買入申し出等に対応するため、基金積立額を増やす充実施策を展開する必要がある。
また、取得する用地の優先度やプロセスを定めた基金運用のガイドラインの作成を行う必要がある。

<担当課による前期評価>

B

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

前期展開時期の取り組みを継続するとともに、引き続き基金を充実する新たな施策を検討する。また、基金運用のガイドラインの作成を目指す。

<平成21年度>

取組状況

各種イベントにおける寄附の呼びかけや、自動販売機の売り上げの一部を寄附してもらい取り組みの拡充を行った。

課題

<平成22年度>

取組状況

各種イベントにおける寄附の呼びかけや、自動販売機の売り上げの一部を寄附してもらい取り組みの拡充を行った。
また、ネーミングライツについて、他市事例を調査・研究し、本市への導入の検討を行った。

課題

<平成23年度>

取組状況

各種イベントにおける寄附の呼びかけや、自動販売機の売り上げの一部を寄附してもらい取り組みの拡充を行った。平成23年度末現在の基金残高は、427,451,815円(23年度積立額3,463,322円)。
基金の使用に係るルールを検討し、清水谷の買い取りについて今後の額のシミュレーション等を行ったが、内容を詰められなかった。

課題

担当課 景観みどり課

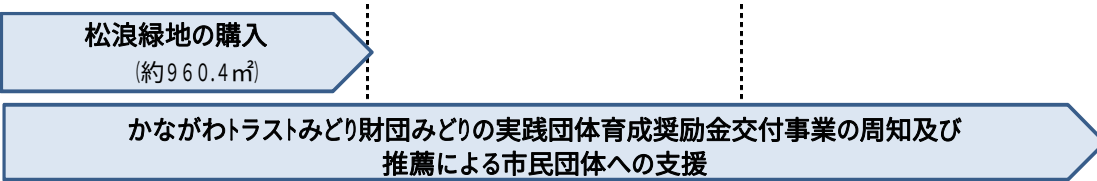
<施策内容>

市民や企業から寄付を募って緑地などを買い取り、豊かな自然を将来に引き継いでいく「ナショナル・トラスト」を推進するNPO団体などの育成に向けて支援していきます。

<計画上施策の展開時期>

継続 (既に実施されている事業)	前期 (平成21年度～平成23年度)	中期 (平成24年度～平成26年度)	後期 (平成27年度～平成30年度)
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<平成21年度～平成23年度までの取組、実績事業費、担当課評価>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取組			
事業費	162,000,000 円	0 円	0 円
評価	-	-	-
	A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった		

<施策内容をふまえた前期実績>

(財) かながわトラストみどり財団によるみどりの実践団体育成奨励金の周知及び推薦を行い、市民団体等の支援を行った。
 (実績:平成21年度萩桜会へ15,000円、平成22年度赤羽根フラワーロードへ15,000円、平成22年度赤羽根フラワーロードへ15,000円)
 ※年次報告は未記載。前期実績評価にて再度検証した結果を記載。

<市民との協働による前期実績>

<施策内容をふまえた前期課題>

前期では、(財)トラストみどり財団の支援事業以外の内容の施策を検討する必要がある。

<担当課による前期評価>

C

A=施策に進捗がみられた B=施策に一部進捗がみられた C=施策が進捗しなかった

<中期以降の考え方>

中期以降も(財) かながわトラストみどり財団の活動を広く周知・支援するとともに、他の支援施策の検討を行う。

<平成21年度>
取組状況

課題

<平成22年度>
取組状況

課題

<平成23年度>
取組状況

課題

3 緑地面積の経年比較（基本計画資料-8 緑地の保全、整備等総括表 23 年度末時点）

本項での緑地面積とは、基本計画におけるP. 137の「資料-8 緑地の保全、整備等総括表」を構成している基幹公園、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、法や条例による緑地を示しています。

基本計画の策定時には、平成20年時点の面積が算出されているため、前期展開時期最終年度の平成24年3月末時点と経年比較を行った結果、**640.74ha（17.92％）**が市域における表中の緑地面積の合計となり、それぞれの緑地種別の面積は次のとおりとなっています。

表 8 緑地の保全、整備等総括表

緑 地 種 別				(平成20年4月1日)								現況値 (平成24年3月31日現在)								10年後 (平成30年)									
				市街化区域整備量				市街化調整区域整備量				都市計画区域整備量				市街化区域整備量				市街化調整区域整備量				都市計画区域整備量					
				力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)
施設緑地	住区基幹公園	街区公園	136	12.02	0.54	4	2.05	2.03	140	14.07	0.61	139	12.41	0.55	4	2.35	2.28	143	14.76	0.63	169	13.74	0.60	5	2.18	2.07	174	15.92	0.66
		近隣公園	3	3.25	0.15	1	2.23	2.21	4	5.48	0.24	3	3.24	0.14	1	2.23	2.16	4	5.47	0.23	4	4.65	0.20	1	2.23	2.12	5	6.88	0.29
		地区公園	2	9.56	0.43	1	4.36	4.31	3	13.92	0.60	2	9.56	0.42	1	4.36	4.22	3	13.92	0.59	2	9.56	0.42	1	5.99	5.70	3	15.55	0.65
		計	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	144	25.21	1.12	6	8.94	8.66	150	34.15	1.45	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60
	都市基幹公園	総合公園																											
		運動公園																											
		計	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	基幹公園 計		141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	144	25.21	1.12	6	8.94	8.66	150	34.15	1.45	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60
	特 殊 公 園	風致公園																											
		動植物公園	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01
		歴史公園																											
		墓 園																											
	その他																												
	広場公園																												
	広域公園					1	19.77	19.56	1	19.77	0.86				1	27.90	27.03	1	27.90	1.18				2	166.70	158.51	2	166.70	6.93
	緩衝緑地																												
	都市林																							1	2.14	2.03	1	2.14	0.09
	都市緑地		10	1.58	0.07				10	1.58	0.07	11	1.68	0.07	1	0.03	0.03	12	1.71	0.07	11	1.68	0.07	2	0.75	0.71	13	2.43	0.10
	緑 道																												
	都市公園 計		152	26.68	1.21	7	28.41	28.11	159	55.09	2.38	156	27.16	1.20	8	36.87	35.73	164	64.03	2.71	187	29.90	1.30	12	179.99	171.14	199	209.89	8.73
青少年広場		24	2.90	0.13	4	2.36	2.34	28	5.26	0.23	18	2.26	0.10	4	2.36	2.29	22	4.62	0.20	24	2.90	0.13	4	2.36	2.24	28	5.26	0.22	
未公告公園		4	0.67	0.03	2	0.64	0.63	6	1.31	0.06	6	0.61	0.03	2	0.64	0.62	8	1.25	0.05	1	0.05	0.00				1	0.05	0.00	
未公告緑地		2	0.11	0.00	2	0.75	0.74	4	0.86	0.04	2	0.01	0.00	2	0.75	0.73	4	0.76	0.03	1	0.006	0.00				1	0.006	0.00	
その他 (市民の森など)		1	0.29	0.01	1	1.59	1.57	2	1.88	0.08	1	0.29	0.01	1	1.59	1.54	2	1.88	0.08	1	0.29	0.01				1	0.29	0.01	
運動場・グラウンド		1	0.55	0.02	2	3.44	3.40	3	3.99	0.17	1	0.55	0.02	3	5.25	5.09	4	5.80	0.25	1	0.55	0.02	2	4.56	4.34	3	5.11	0.21	
家庭菜園		11	1.50	0.07	4	0.42	0.42	15	1.92	0.08	8	1.08	0.05	4	0.36	0.35	12	1.44	0.06										
その他 (公共公益施設)		32	9.91	0.45	6	7.19	7.11	38	17.10	0.74	33	9.98	0.44	8	9.97	9.66	41	19.95	0.85	32	9.91	0.43	5	2.59	2.46	37	12.50	0.52	
公共施設緑地 計		75	15.93	0.72	21	16.39	16.22	96	32.32	1.40	69	14.78	0.66	24	20.92	20.27	93	35.70	1.51	60	13.71	0.60	11	9.51	9.04	71	23.22	0.97	
都市公園等の公共施設緑地		227	42.61	1.93	28	44.80	44.33	255	87.41	3.78	225	41.94	1.86	32	57.79	56.00	257	99.73	4.23	247	43.61	1.90	23	189.50	180.18	270	233.11	9.70	
施設緑地	市民緑地																			9	0.95	0.04				9	0.95	0.04	
	市民農園		3	0.21	0.01	7	0.44	0.44	10	0.65	0.03	6	0.49	0.02	21	1.61	1.56	27	2.10	0.09	14	1.71	0.07	11	0.86	0.82	25	2.57	0.11
	社寺境内地		54	12.55	0.57	17	5.47	5.41	71	18.02	0.78	54	12.55	0.56	17	5.47	5.30	71	18.02	0.76	54	12.55	0.55	17	5.47	5.20	71	18.02	0.75
	ゴルフ場		1	22.60	1.02	3	157.60	155.93	4	180.20	7.80	1	22.60	1.00	3	157.60	152.71	4	180.20	7.64	1	22.60	0.98	3	157.60	149.85	4	180.20	7.50
	民間施設緑地 計		58	35.36	1.60	27	163.51	161.78	85	198.87	8.61	61	35.64	1.58	41	164.68	159.57	102	200.32	8.49	78	37.81	1.64	31	163.93	155.87	109	201.74	8.39
施設緑地 計		285	77.97		55	208.31		340	286.28	12.39	286	77.58		73	222.47		359	300.05	12.72	325	81.42		54	353.43		379	434.85	18.09	
地域制緑地	特別緑地保全地区										0	0.00	0.00	1	4.90	4.75	1	4.90	0.21				5	38.40	36.51	5	38.40	1.60	
	風致地区																												
	自然環境保全地域		(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.62	3	8.50	0.37	(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.46	3	8.50	0.36	(1)	0.80	0.03	1	2.00	1.90	1	2.80	0.12
	生産緑地地区		447	64.70	2.93				447	64.70	2.80	433	62.60	2.78				433	62.60	2.65	447	64.70	2.81	0	0.00	0.00	447	64.70	2.69
	農用地区域					3	84.84	83.94	3	84.84	3.67				3	84.84	82.21	3	84.84	3.60	0	0.00	0.00	3	84.84	80.67	3	84.84	3.53
	保安林区域			14.35	0.65		38.62	38.21		52.97	2.29		14.35	0.64		36.82	35.68		51.17	2.17		14.35	0.62		19.82	18.85		34.17	1.42
	その他の地域制緑地		—	31.70	1.43	—	118.40	117.15	—	150.10	6.50	—	32.46	1.44	—	118.43	114.76	—	150.89	6.40	—	31.70	1.38	—	118.40	112.58	—	150.10	6.24
	法による地域制緑地計		447	111.55	5.05	6	249.56	246.92	453	361.11	15.63	433	110.21	4.89	7	252.69	244.85	440	362.90	15.38	447	111.55	4.85	9	263.46	250.51	456	375.01	15.60
	保存樹林		34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.15	32	3.32	0.15				32	3.32	0.14	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.14
	条例等によるもの		34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.15	32	3.32	0.15				32	3.32	0.14	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.14
小 計			114.97	5.20		249.56	246.92		364.53	15.78		113.53	5.03		252.69	244.85		366.22	15.52		114.97	5.00		263.46	250.51		378.43	15.74	
地域制緑地間の重複		—	0.00		—	24.60		—	24.60	1.06	—	0.00		—	24.60		—	24.60	1.04	—	0.00		—	24.60		—	24.60	1.02	
地域制緑地 計			114.97	5.20		224.96	246.92		339.93	14.71		113.53	5.03		228.09	244.85		341.62	14.48		114.97	5.00		238.86	250.51		353.83	14.72	
施設緑地・地域制緑地の重複		1	0.80		1	0.13		2	0.93	0.04	1	0.80		1	0.13		2	0.93	0.04	1	0.80		1	0.13		2	0.93	0.04	

(1) 人口

住民1人当たりの緑地面積を算出する基礎となる人口について、平成20年には231,031人であったのに対し、平成24年3月には235,903人と、約5,000人弱増加しています。

平成17年の調査結果である総人口228,420人と市街化調整区域の人口9,993人の比率をもとに、市街化区域と市街化調整区域の人口を算出しています。また、基本計画策定時に「茅ヶ崎市の人口について」（平成19年7月）をもとに、平成32年段階の推定人口を用い平成30年の人口を算出しているため、公表している最新の推計値とは異なります。

表 9 人口の推移

	平成7年	平成20年	平成24年3月	平成30年(目標年次)
市街化区域 (人)	202,858	220,924	225,583	229,884
市街化調整区域 (人)	9,963	10,107	10,320	10,517
都市計画区域(合計)(人)	212,821	231,031	※ 235,903	240,401

※緑地面積は平成24年3月31日時点のため、人口は最も近い時期である「茅ヶ崎市の人口と世帯(4月1日現在)」を示しています。

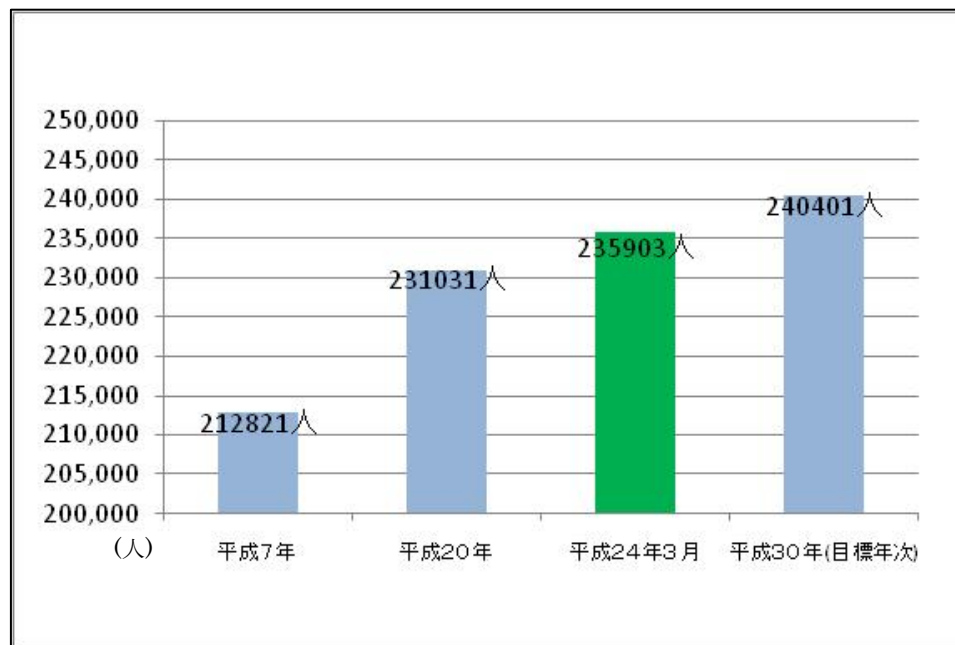


図 3 人口の推移

(2) 施設緑地の面積

施設緑地の面積は、都市公園（住区基幹公園、広域公園等）、公共施設緑地（青少年広場、家庭菜園、その他公共公益施設等）、民間施設緑地（市民農園、ゴルフ場等）の合計となります。

平成30年目標434.85haへ向けての推移について、平成20年には286.28haであったのに対し、平成24年3月には300.05haと、約14ha増加しています。

増加した主な緑地としては、住区基幹公園や広域公園（約8ha）、運動場・グラウンド（約1.8ha）、市民農園（約1.5ha）などがあげられます。

減少した主な緑地としては、青少年広場（約0.7ha）、家庭菜園（約0.5ha）などがあげられます。

表 10 施設緑地の面積の推移

	平成7年	平成20年	平成24年3月	平成30年(目標年次)
市街化区域	100.15ha	77.97ha	77.58ha	81.42ha
面積率	4.53%	3.52%	3.51%	3.68%
市街化調整区域	176.52ha	208.31ha	222.47ha	353.43ha
面積率	7.98%	9.41%	10.05%	15.97%
都市計画区域(合計)	276.67ha	286.28ha	300.05ha	434.85ha
面積率	12.5%	12.94%	13.57%	19.65%

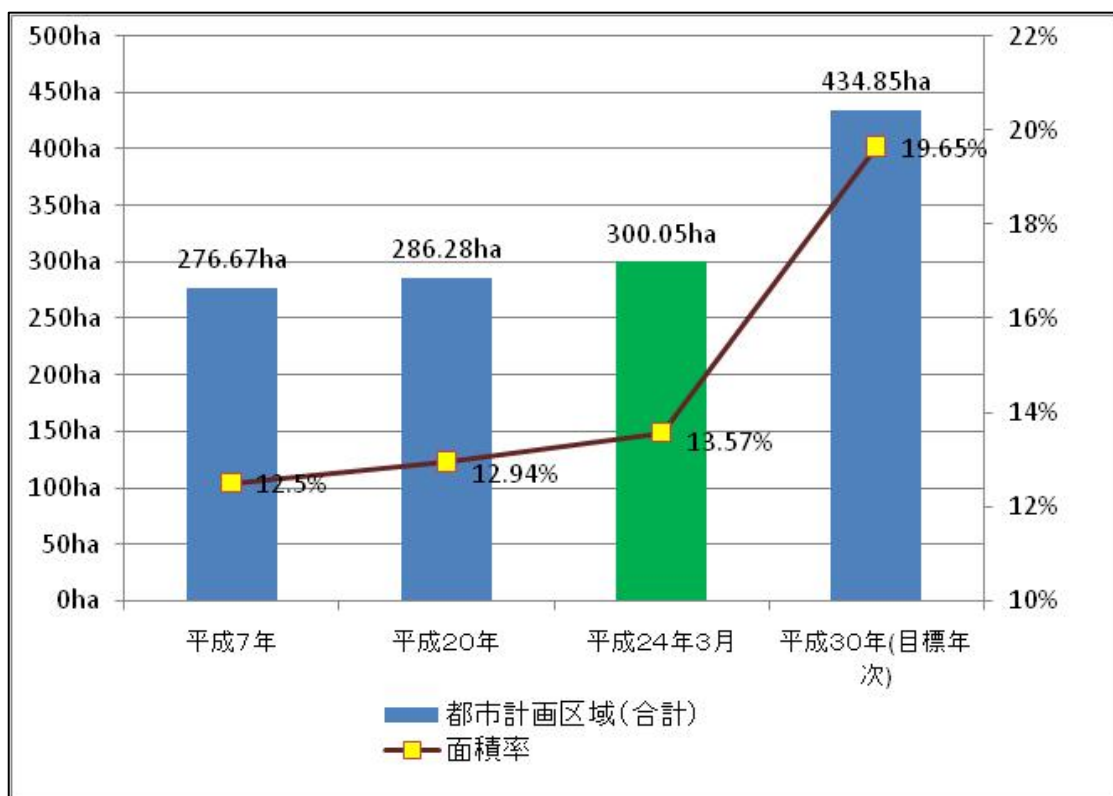


図 4 施設緑地の面積の推移

(3) 地域制緑地の面積

地域制緑地の面積は、法による地域制緑地（特別緑地保全地区、自然環境保全地区等）、条例等による緑地（保存樹林）の合計となります。

平成30年目標353.83haへ向けての推移について、平成20年には339.93haであったのに対し、平成24年3月には341.62haと、約2ha増加しています。

増加した主な緑地としては、清水谷特別緑地保全地区（4.9ha）などがあげられます。

減少した主な緑地としては、生産緑地地区（2.1ha）、保安林区域（1.8ha）などがあげられます。

表 11 地域制緑地の面積の推移

	平成7年	平成20年	平成24年3月	平成30年(目標年次)
市街化区域	97.2ha	114.97ha	113.53ha	114.97ha
面積率	4.39%	5.2%	5.13%	5.2%
市街化調整区域	279.5ha	224.96ha	228.09ha	238.86ha
面積率	12.63%	10.17%	10.31%	10.79%
都市計画区域(合計)	376.7ha	339.93ha	341.62ha	353.83ha
面積率	17.02%	15.36%	15.44%	15.99%

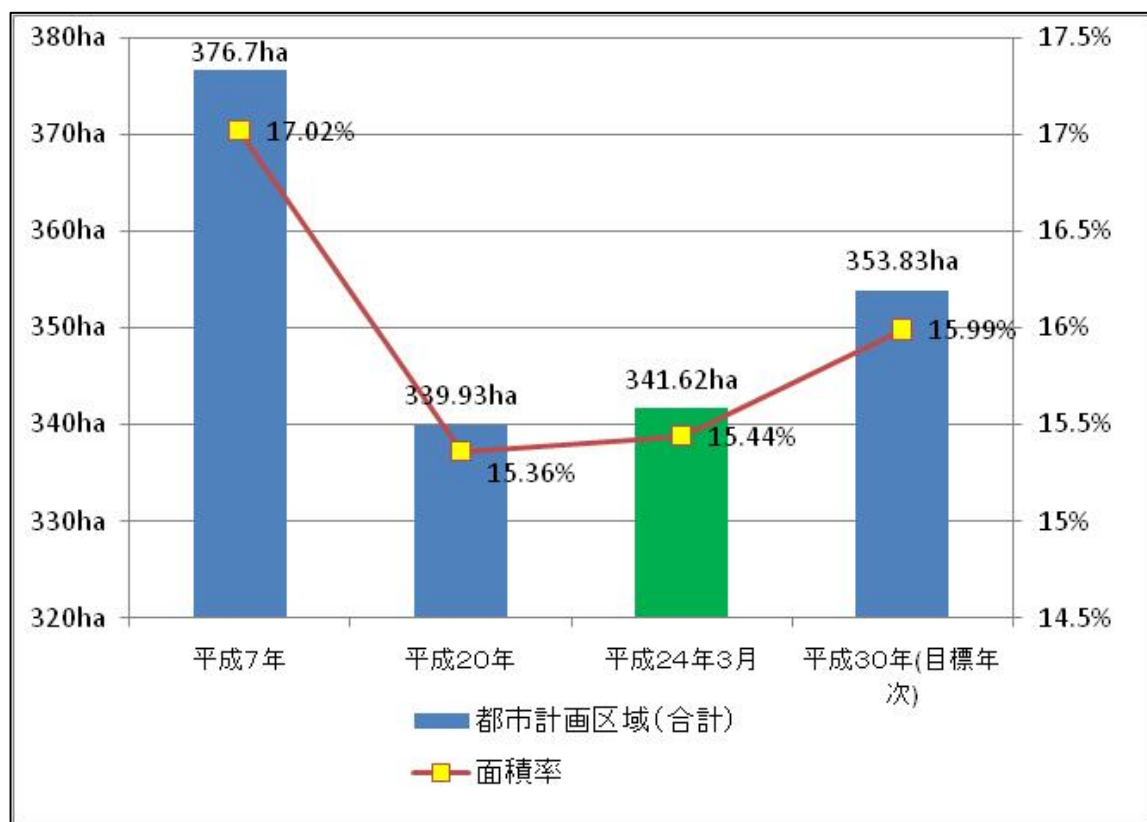


図 5 地域制緑地の面積の推移

(4) 都市公園等の面積（住民１人当たり面積）

都市公園等の住民１人当たりの面積は、都市公園（住区基幹公園、広域公園等）、公共施設緑地（青少年広場、家庭菜園、その他公共公益施設等）の合計を人口で除した値となります。

都市公園の住民１人当たりの面積は、平成３０年目標８．７３㎡/人へ向けての推移について、平成２０年には２．３８㎡/人であったのに対し、平成２４年３月には２．７１㎡/人と、約０．３㎡/人増加しています。増加した主な要因としては、３箇所の街区公園（約０．７ha）、広域公園である県立茅ヶ崎里山公園の開園面積の増加（約８ha）、都市緑地２箇所（約０．１３ha）の増加などがあげられます。

都市公園等の住民１人当たりの面積は、平成３０年目標９．７㎡/人へ向けての推移について、平成２０年には３．７８㎡/人であったのに対し、平成２４年３月には４．２３㎡/人と、約０．４㎡/人増加しています。

都市公園以外について、増加した主な要因としては、運動場・グラウンドである堤スポーツ広場（約１．８ha）、その他公共公益施設である樹木センター(堤)や汐見台小学校の緑地等（合計約３ha）があげられます。減少した主な要因としては、青少年広場（約０．６ha）、家庭菜園（約０．５ha）があげられます。

表 12 都市公園等の面積(住民１人当たり面積)の推移

	平成7年4月	平成20年4月	平成24年3月	平成30年(目標年次)
都市公園の市民一人当たり面積	1.34㎡/人	2.38㎡/人	2.71㎡/人	8.73㎡/人
都市公園等の公共施設緑地の市民一人当たり面積	2.78㎡/人	3.78㎡/人	4.23㎡/人	9.7㎡/人

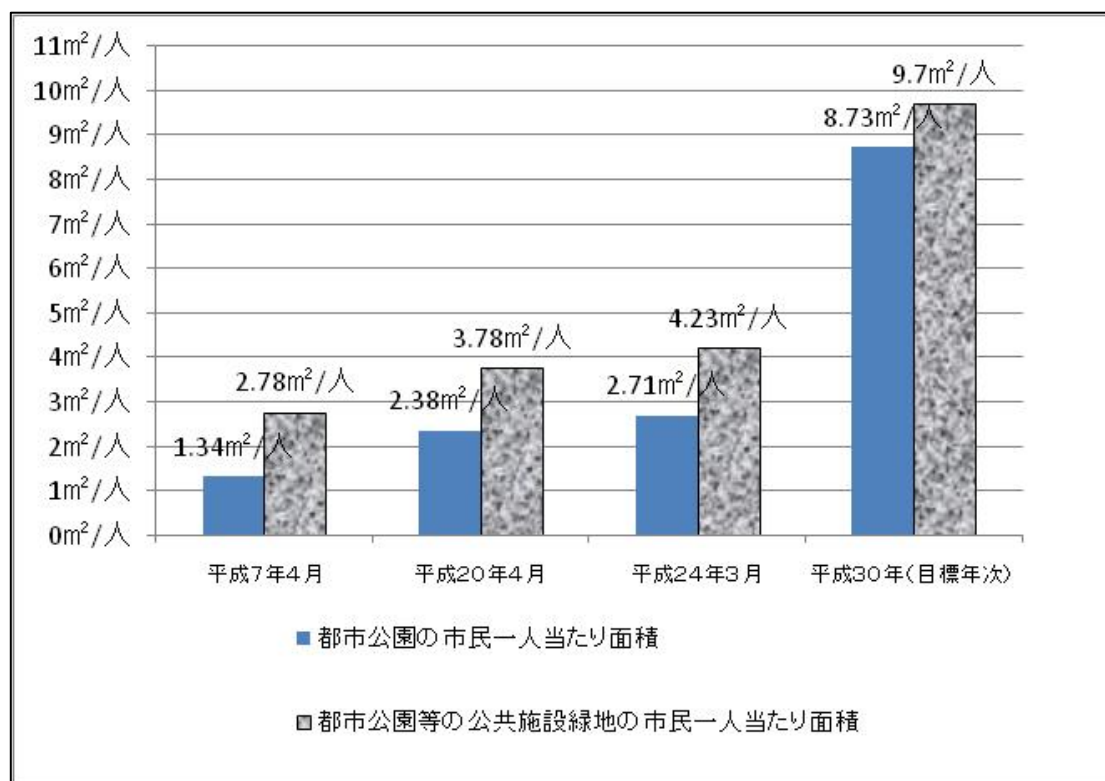


図 6 都市公園等の面積(住民１人当たり面積)の推移

(5) 緑地の確保目標量への面積推移

基本計画では、緑地の確保目標量（基本計画P.42）を設定しています。平成30年の目標787.75haへ向けての、都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積の推移について、平成20年には625.28haであったのに対し、平成24年3月には640.74haと、約15ha増加しています。

主な増減要因については、(1)～(4)で示しているとおりです。

表 13 緑地の確保目標量への面積推移

	平成7年4月	平成20年4月	平成24年3月	平成30年(目標年次)
市街化区域面積(2,213ha)における緑地面積	196.55ha	192.14ha	190.31ha	195.59ha
(割合)	8.88%	8.68%	8.6%	8.84%
都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積	652.44ha	625.28ha	640.74ha	787.75ha
(割合)	18.24%	17.49%	17.92%	22.03%



図 7 緑地の確保目標量への面積推移

4 市民 CS 調査（満足度アンケート）

基本計画の策定を行うにあたり、平成18年度に実施した「ちがさきのまちづくりを考えるアンケート」の市民のみどりに対する要望と意識を参考としています。そのうちの5項目「まちづくりで大切にしてほしいこと」、「公園・緑地のあり方について」、「良好な住環境の形成に向けて求められる取り組み」、「農地のあり方について」、「美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み」、また、以前にも市政アンケートにより把握した自然環境を有する地区の認知度及び優先的に保全すべき場所について、市民アンケート調査を実施し、みどりに対する市民の要望と意識の経年比較を行っています。更に、基本計画の個別施策に関連する、市が行っている11項目のみどりに関する取り組みの認知度についても同時に把握しています。

表 14 アンケートの概要

	ちがさきのまちづくりを 考えるアンケート	茅ヶ崎市政アンケート (平成22年度)	茅ヶ崎市景観・みどり・広報 施策に関するアンケート
対象者	市内在住の満20歳以上の市民	市内に居住する満20歳以上の男女個人	茅ヶ崎市内に居住する満20歳以上の男女
標本数	3,000人	3,000人	1,500人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳による単純無作為抽出法	住民基本台帳による単純無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送調査法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成18年9月9日(土)～10月1日(日)	平成22年9月17日(金)～10月4日(月)	平成24年5月11日(金)～5月31日(木)
発送数	3,000票	3,000件	1,500件
有効回収数	1,636票	2,139件	896件
回収率	54.5% (有効回収率)	71.3%	59.7%
本文中の 呼び方	平成18年アンケート	平成22年アンケート	平成24年アンケート



図 8 茅ヶ崎市の地区

(1) みどりに対する要望と意識

①まちづくりで大切にしてほしいこと

○今後の茅ヶ崎市のまちづくりで、どのようなことを特に大切にしてほしいと思いますか。(2つまで○)

1. 田んぼや畑・里山などの緑と共生するまちづくり
2. 環境にやさしいまちづくり
3. 快適でくらしやすいまちづくり
4. 安全・安心なまちづくり
5. いろいろな機能が集まった便利なまちづくり
6. 人や物が交流し、賑わいと活気のあるまちづくり
7. 歴史や文化など地域の個性を活かしたまちづくり
8. 市民参加でつくるまちづくり
9. だれもが移動しやすいまちづくり
10. 働く場、働く機会が充実したまちづくり
11. 海や川などの水と共生するまちづくり
12. その他 ()

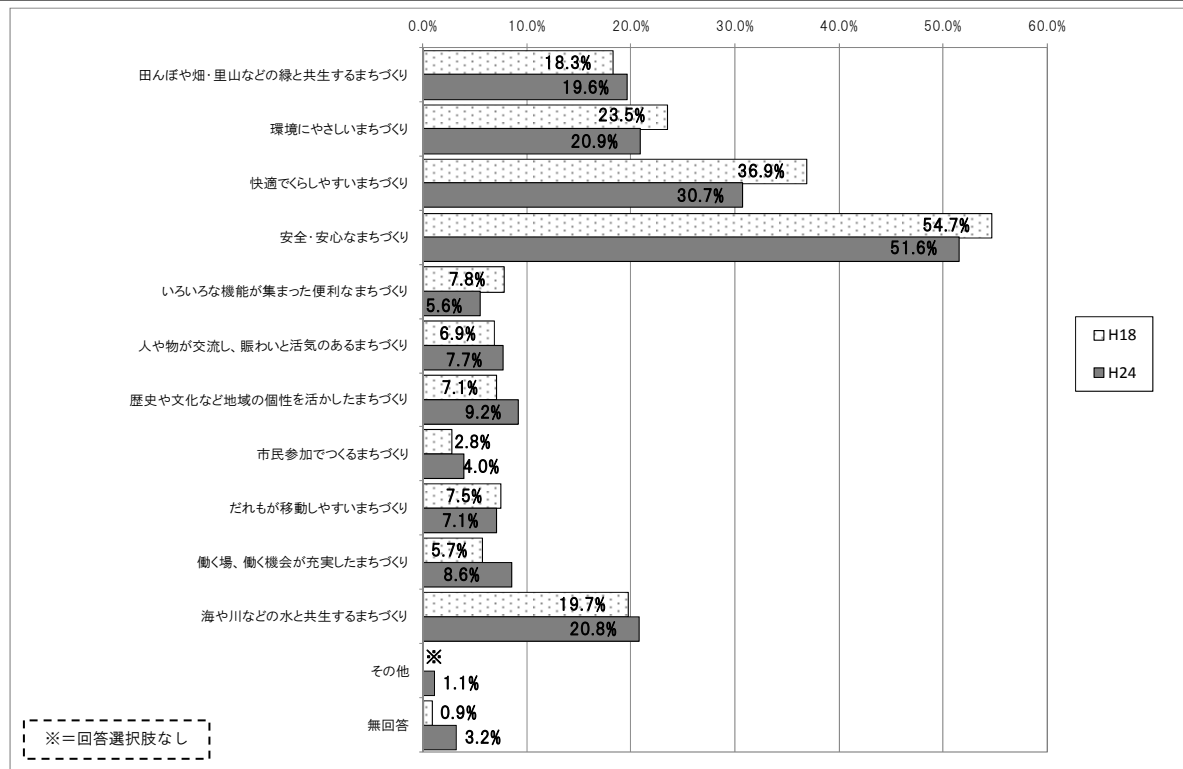


図 9 まちづくりで大切にしてほしいこと (経年比較)

平成24年アンケートでは、「安全・安心なまちづくり」が51.6%でもっとも多く、次いで「快適でくらしやすいまちづくり」が30.7%、「環境にやさしいまちづくり」が20.9%となっている。

平成18年アンケートにおいても、「安全・安心なまちづくり」が54.7%でもっとも多く、次いで「快適でくらしやすいまちづくり」が36.9%、「環境にやさしいまちづくり」が23.5%と平成24年アンケートと上位3項目は同じ傾向を示しているが、割合は減少している。しかし、「田んぼや畑・里山などの緑と共生するまちづくり」、「海や川などの水と共生するまちづくり」は増えている。

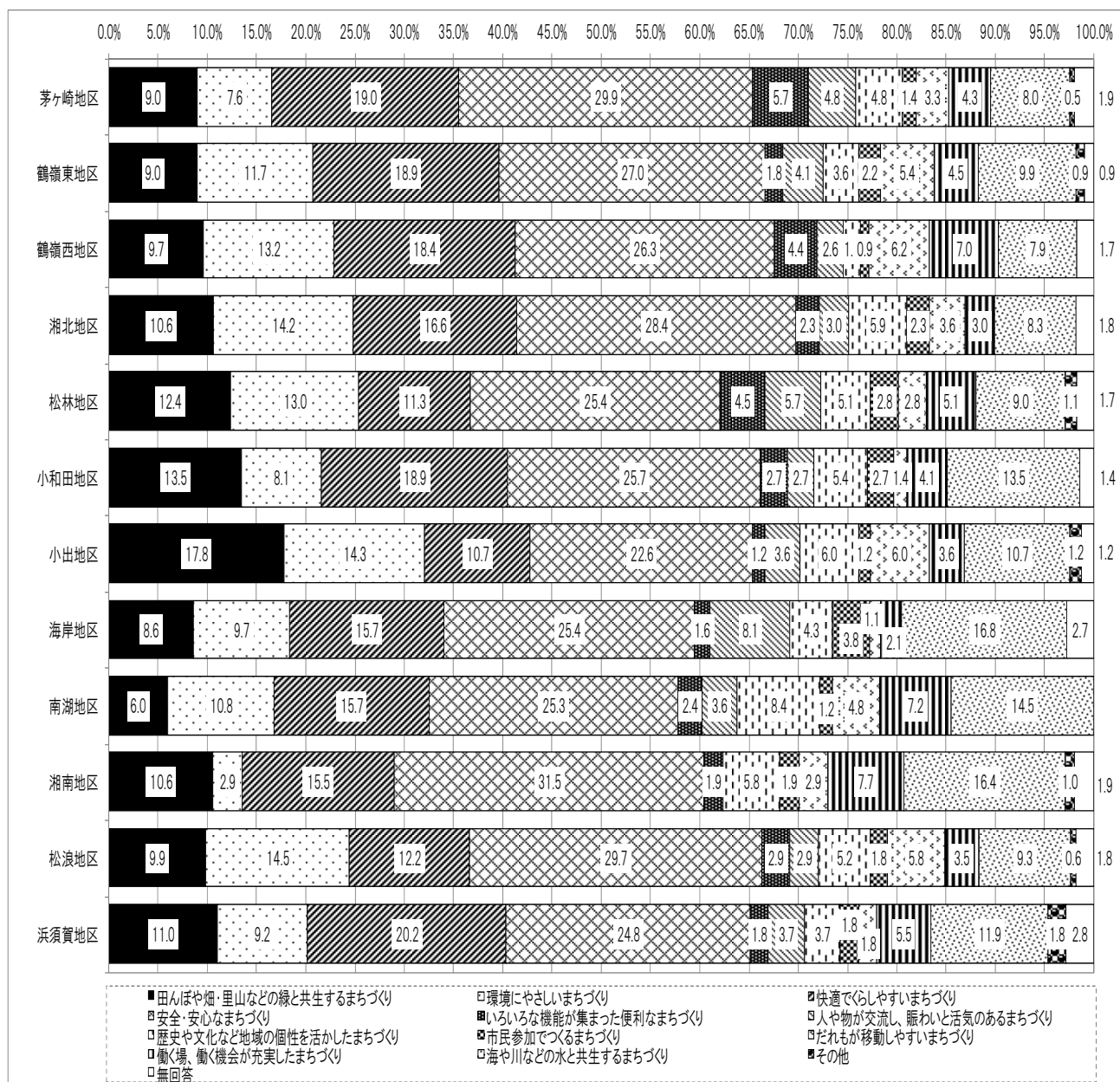


図 10 まちづくりで大切にしてほしいこと（地域別）

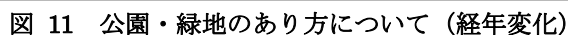
平成24年アンケートの回答を地域別にみると、「安全・安心なまちづくり」では湘南地区が31.5%でもっとも多く、次いで茅ヶ崎地区29.9%、松浪地区29.7%となっている。

特に、「田んぼや畑・里山などの緑と共生するまちづくり」では小出地区が17.8%でもっとも多く、次いで小和田地区13.5%、松林地区12.4%となっている。これらの地区には、北部丘陵のみどり、田んぼや畑等があるが、近年地区内で減少傾向であることから、意識の高まりが考えられる。

また、「環境にやさしいまちづくり」では、松浪地区は14.5%でもっとも多く、次いで小出地区14.3%、湘北地区14.2%となっている。

「海や川などの水と共生するまちづくり」では、海岸地区16.8%、湘南地区16.4%、南湖地区14.5%で海岸に近い地区においてまちづくりで大切にしてほしいと感じている。

○今後のまちづくりにおける「公園・緑地やみどりのあり方」について、どのような点が重要だと思いますか。（2つまで○）



特に「市民によるみどりの保全・創出活動の推進」の減少が大きく、緑の基本計画を遂行するにあたって、市民の活動・協力が懸念される。

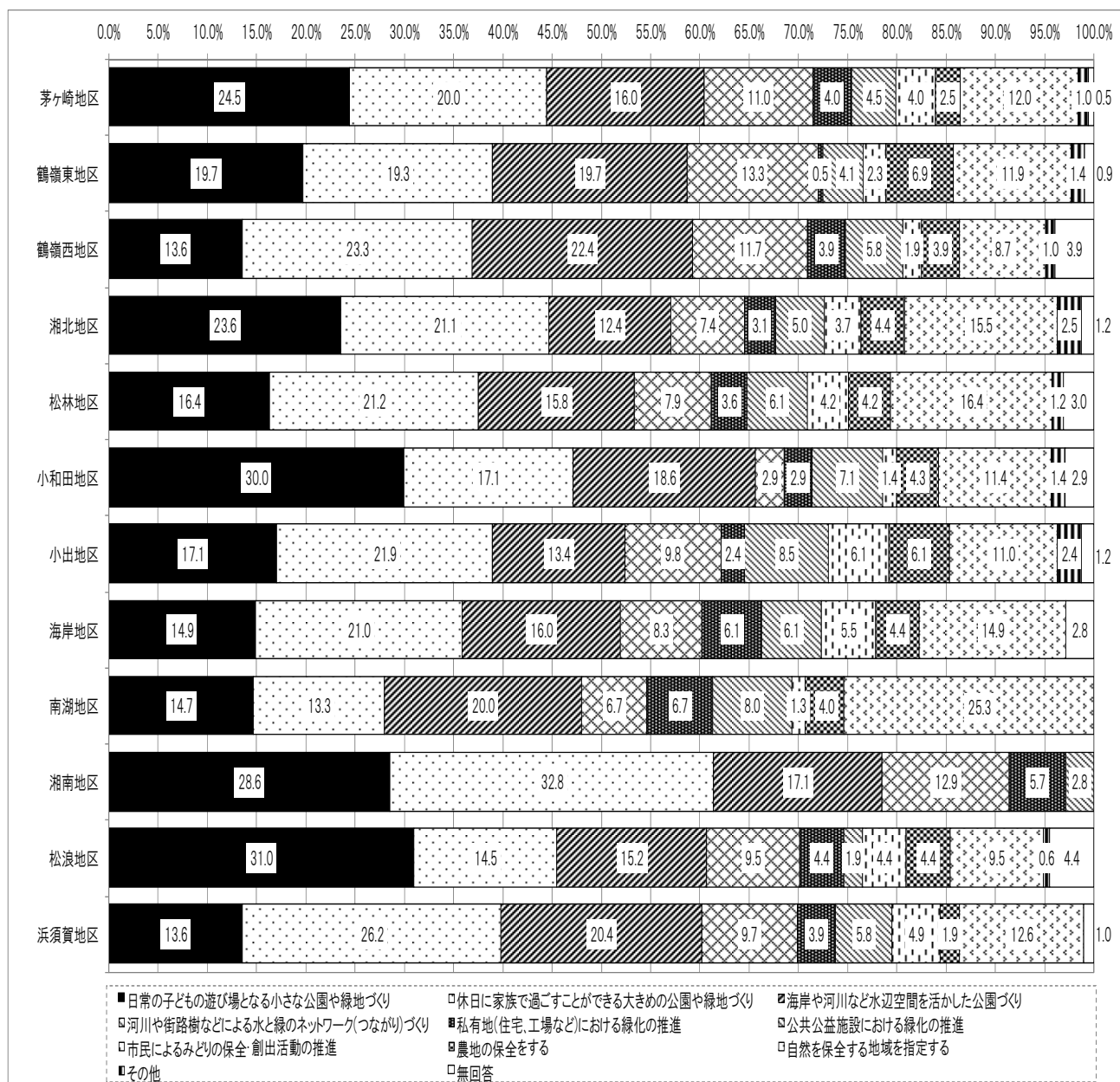


図 12 公園・緑地のあり方について（地域別）

平成24年アンケートの回答を地域別にみると、「日常の子どもの遊び場となる小さな公園や緑地づくり」では、松浪地区が31.0%でもっとも多く、次いで小和田地区30.0%、湘南地区28.6%となっており、比較的公園が少ない地区での回答が多くなっている。

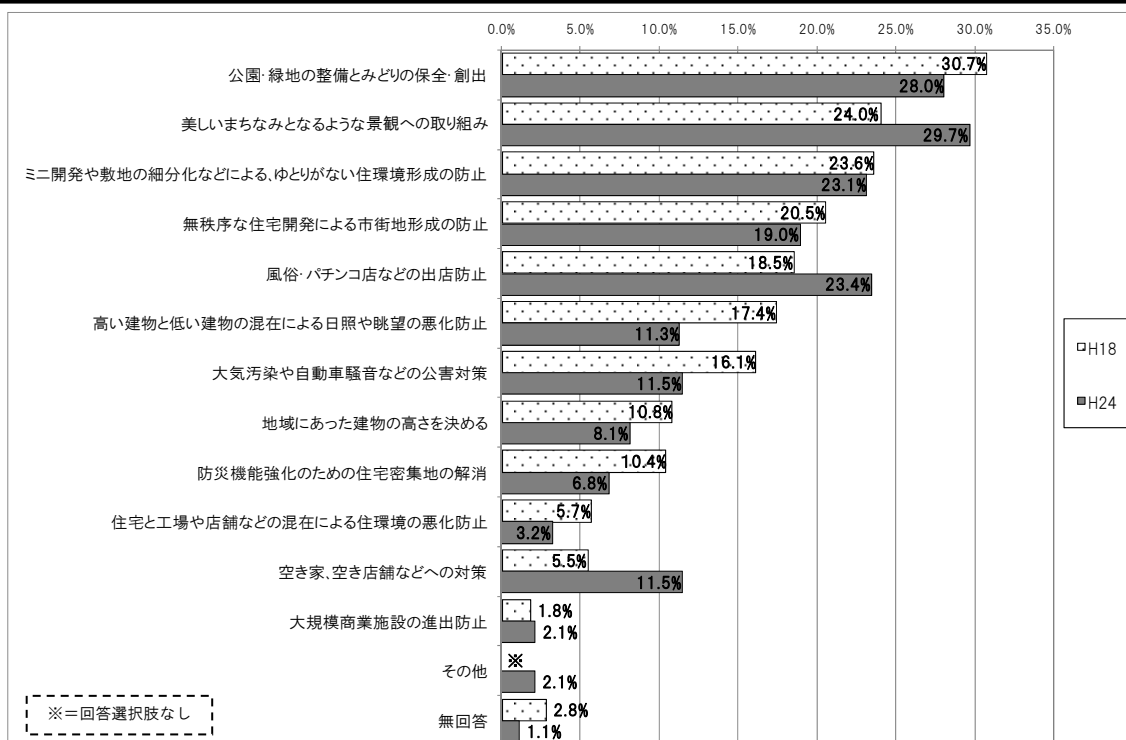
「休日に家族で過ごすことができる大きめの公園や緑地づくり」では、湘南地区が32.8%でもっとも多く、次いで浜須賀地区26.2%、鶴嶺西地区23.3%となっている。理由としては、茅ヶ崎里山公園や中央公園などの大きめの公園から比較的距離がある地区で重要性が感じられていることが考えられる。

「海岸や河川など水辺空間を活かした公園づくり」では、鶴嶺西地区が22.4%でもっとも多く、次いで浜須賀地区20.4%、南湖地区20.0%となっており、海岸や河川に接している地区の回答が多くなっている。

特に「自然を保全する地域を指定する」では南湖地区が25.3%となっており、より重要だと感じている。

○あなたが住まいの地域（小・中学校区程度）を良好な住環境としていくためには、どのような取り組みが重要だと思いますか。（2つまで○）

1. 公園・緑地の整備とみどりの保全・創出
2. 美しいまちなみとなるような景観への取り組み
3. ミニ開発や敷地の細分化などによる、ゆとりがない住環境形成の防止
4. 無秩序な住宅開発による市街地形成の防止
5. 風俗・パチンコ店などの出店防止
6. 高い建物と低い建物の混在による日照や眺望の悪化防止
7. 大気汚染や自動車騒音などの公害対策
8. 地域にあった建物の高さを決める
9. 防災機能強化のための住宅密集地の解消
10. 住宅と工場や店舗などの混在による住環境の悪化防止
11. 空き家、空き店舗などへの対策
12. 大規模商業施設の進出防止
13. その他（



平成24年アンケートでは、「美しいまちなみとなるような景観への取り組み」が29.7%でもっとも多く、次いで「公園・緑地の整備とみどりの保全・創出」が28.0%、「風俗・パチンコ店などの出店防止」が23.4%となっている。

231

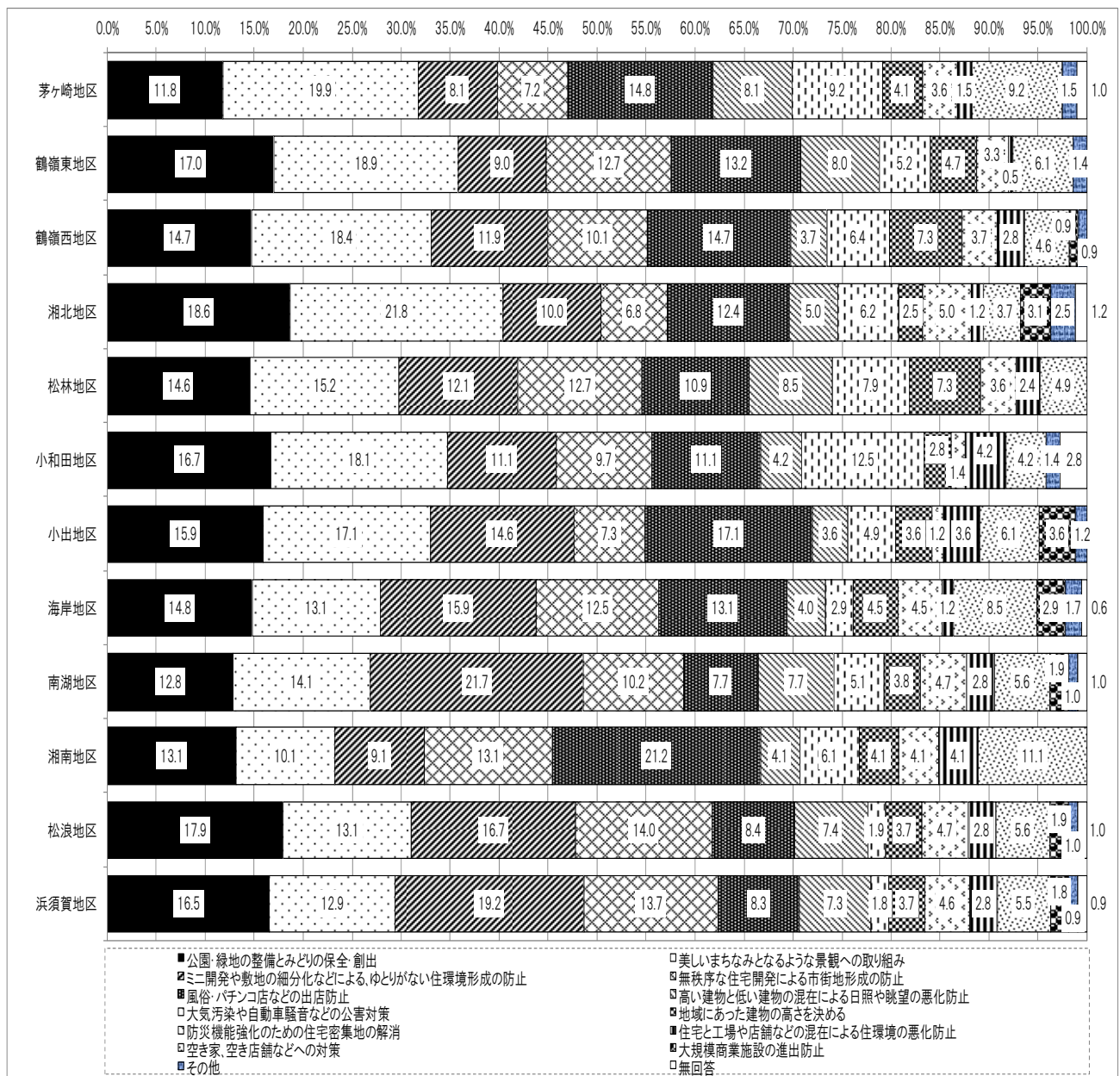


図 14 良好な住環境形成に向けて求められる取り組み（地域別）

平成24年アンケートの回答を地域別にみると、「美しいまちなみとなるような景観への取り組み」では、湘北地区が21.8%でもっとも多く、次いで鶴嶺東地区18.9%、鶴嶺西地区18.4%となっている。

また、「公園・緑地の整備とみどりの保全・創出」では、湘北地区が18.6%でもっとも多く、次いで松浪地区17.9%、鶴嶺東地区17.0%となっている。

「風俗・パチンコ店などの出店防止」では、湘南地区が21.2%でもっとも多く、小出地区17.1%、茅ヶ崎地区14.8%となっている。

「空き家、空き店舗などへの対策」では湘南地区、「大気汚染や自動車騒音などの公害対策」では小和田地区が10%を超えている。

特に、「ミニ開発や敷地の細分化などによる、ゆとりがない住環境形成の防止」では南湖地区が21.7%でもっとも多く、次いで松浪地区14.0%、浜須賀地区13.7%となっており、海沿いの住宅地においてゆとりがない住環境が形成されていると感じられていることが考えられる。

④農地のあり方

○今後の農地のあり方（農地を守ること・農地を他の用途（住宅地など）に変えること）についてどのように思いますか。（1つだけに○）

1. 今ある農地を守った方がよい
2. 場合によっては農地を変えてもよい
3. 農家の方の自主性に任せた方がよい
4. 農地は守らなくてよい
5. わからない

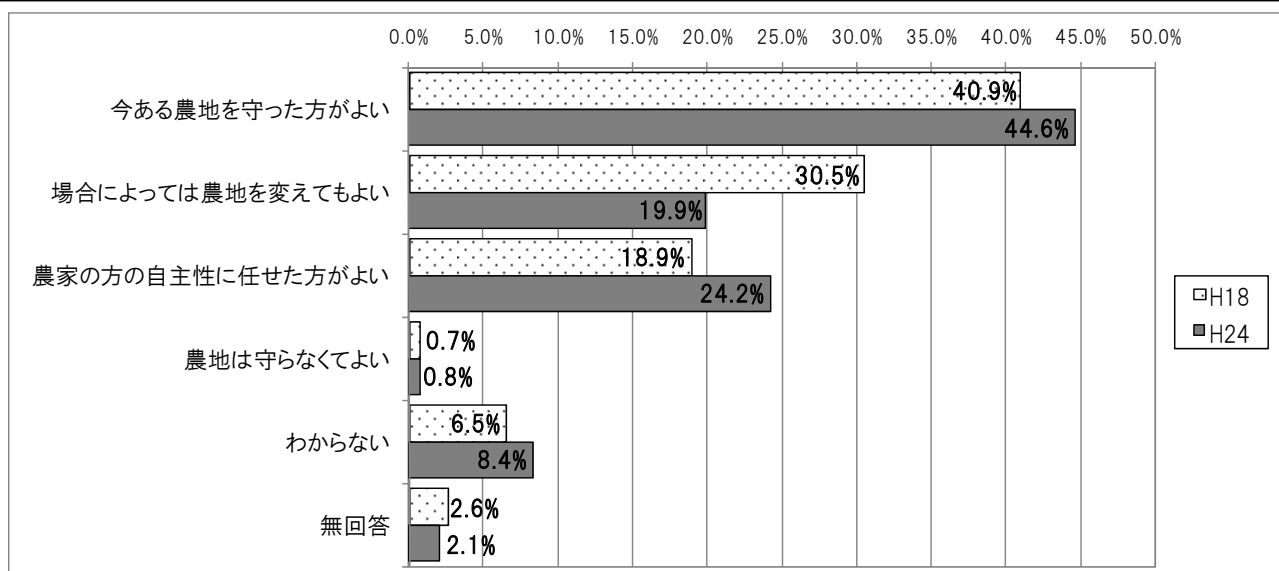


図 15 農地のあり方（経年変化）

平成24年アンケートでは、「今ある農地を守った方がよい」が44.6%でもっとも多く、次いで「農家の自主性に任せた方がよい」が24.2%、「場合によっては農地を変えた方がよい」が19.9%となっている。

平成18年アンケートでは、「今ある農地を守った方がよい」が40.9%でもっとも多く、次いで「場合によっては農地を変えてもよい」が30.5%、「農家の自主性に任せた方がよい」が18.9%となっており、平成24年アンケートと比較すると「今ある農地を守った方がよい」が増え、かつ、「場合によっては農地を変えてもよい」が減っていることから、農地を保全する機運が高まっている一方、農家の意向を尊重する傾向がみられる。

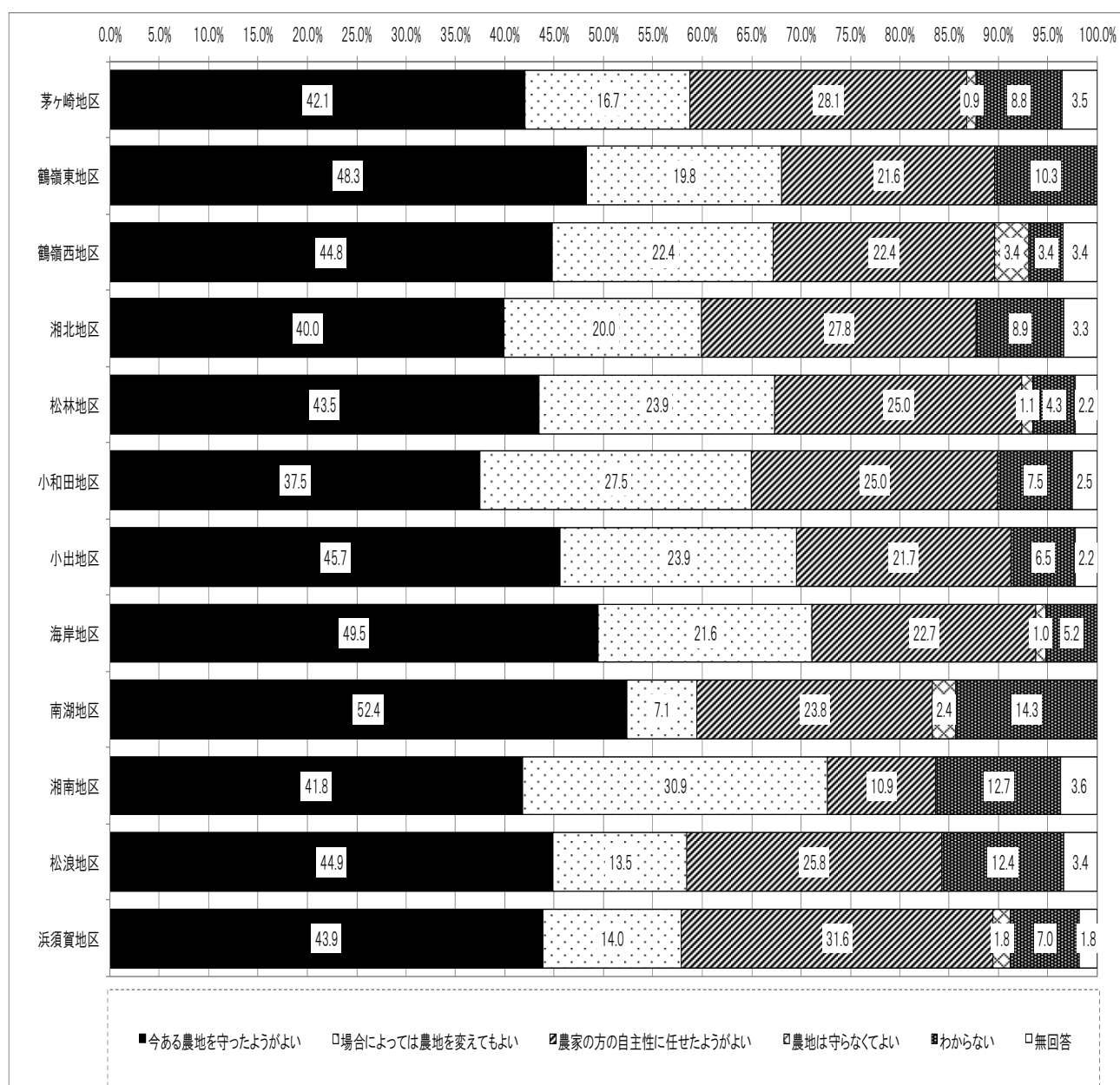


図 16 農地のあり方（地域別）

平成24年アンケートの回答を地域別にみると、「今ある農地を守った方がよい」では、南湖地区が52.4%でもっとも多く、次いで海岸地区49.5%、鶴嶺東地区48.3%となっている。

「場合によっては農地を変えてもよい」では湘南地区が30.9%でもっとも多く、次いで小和田地区27.5%、松林地区・小出地区それぞれ23.9%となっている。

「農家の方の自主性に任せた方がよい」では、浜須賀地区が31.6%でもっとも多く、次いで茅ヶ崎地区28.1%、湘北地区27.8%となっている。

特に「場合によっては農地を変えてもよい」の南湖地区7.1%、「農家の方の自主性に任せた方がよい」の湘南地区10.9%は他地区より低くなっている。

⑤美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み

○今後のまちづくりにおける「美しいまち並み景観の維持・創出」について、どのような点が重要だと思いますか。（2つまで○）

1. 山や丘陵、水辺などの自然景観を残す
2. 田畑など、農地を保全し、田園的風景を守っていく
3. 私有地のみどりの保護や生垣などの身近なみどりを増やす
4. 古いまち並みなど特色のある地域・建物を指定し、保全・再生していく
5. シンボリックな建物などを建てて、新しい景観づくりをする
6. 富士山などの象徴的な眺望景観を保全する
7. 建物の大きさや外観の色などを統一し、美しいまち並みをつくる
8. 屋外広告物を規制して、道路沿いの景観をきれいにする
9. 電柱をなくし、街路樹の整備など、道路をきれいにする
10. 海岸景観を保全する
11. その他（ ）

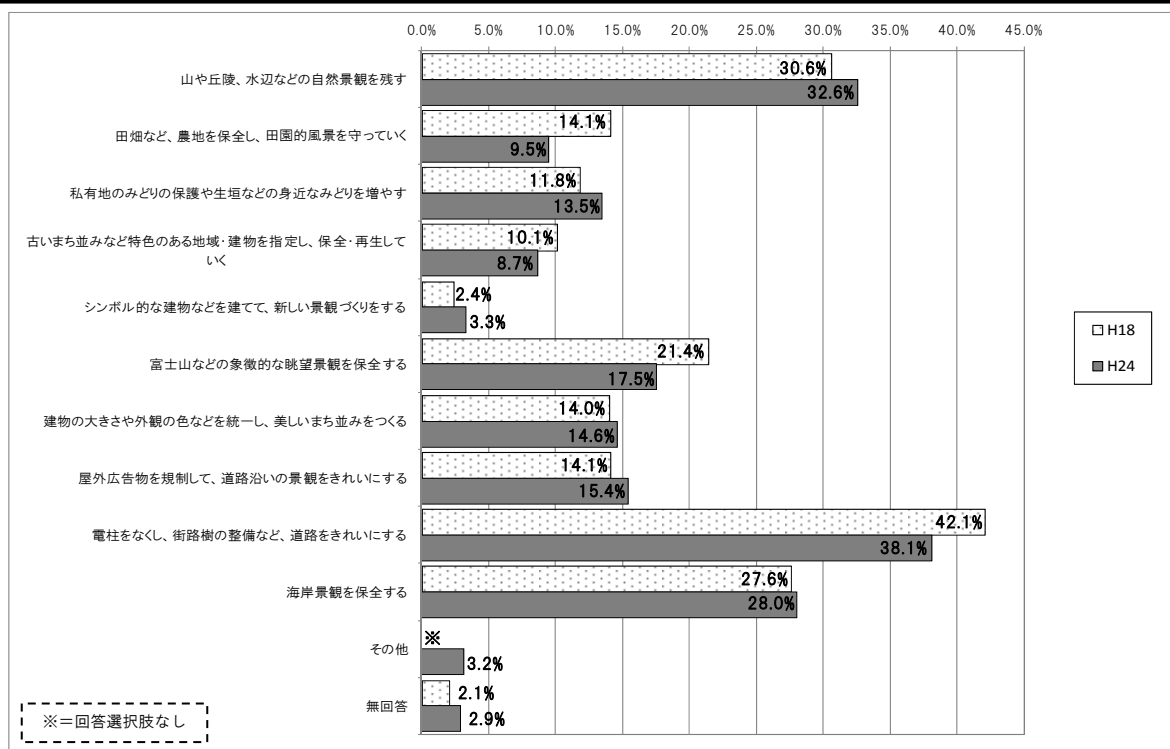


図 17 美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み（経年変化）

平成24年アンケートでは、「電柱をなくし、街路樹の整備など、道路をきれいにする」が38.1%でもっとも多く、次いで「山や丘陵、水辺などの自然環境を残す」が32.6%、「海岸景観を保全する」が28.0%となっている。

平成18年アンケートでは、「電柱をなくし、街路樹の整備など、道路をきれいにする」が42.1%でもっとも多く、次いで「山や丘陵、水辺などの自然環境を残す」が30.6%、「海岸景観を保全する」が27.6%となっており、平成24年アンケートと比較すると上位3項目は同じ傾向を示している。特に、「山や丘陵、水辺などの自然環境を増やす」、「私有地のみどりの保護や生け垣などの身近なみどりを増やす」が増えているものの、「田畑など、農地を保全し、田園的風景を守っていく」「富士山などの象徴的な眺望景観を保全する」、「電柱をなくし、街路樹の整備など、道路をきれいにする」は減少している。

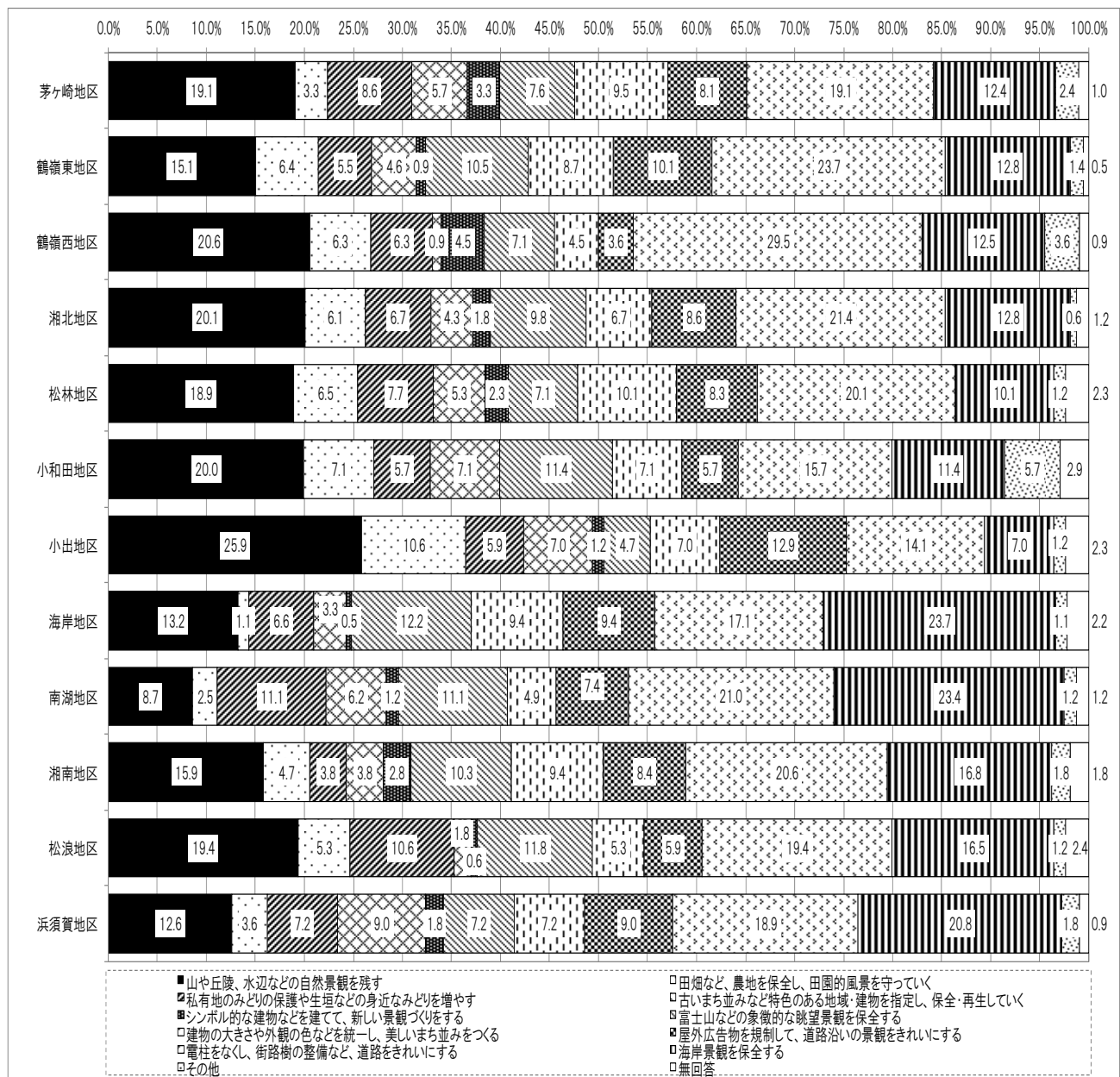


図 18 美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み（地域別）

平成24年アンケートの回答を地域別にみると、「山や丘陵、水辺などの自然景観を残す」では小出地区が25.9%でもっとも多く、次いで鶴嶺西地区20.6%、湘北地区20.1%となっている。

「田畑など、農地を保全し、田園的風景を守っていく」では、小出地区が10.6%でもっとも多く、次いで小和田地区7.1%、松林地区6.5%となっており、田畑などが比較的多い地域の回答が多くなっている。

また、「私有地のみどりの保護や生垣などの身近なみどりを増やす」では、南湖地区11.1%でもっとも多く、次いで松浪地区10.6%、茅ヶ崎地区8.6%となっており、住宅の多い地区で重要と考えられている。

特に、「山や丘陵、水辺などの自然景観を残す」では、南湖地区8.7%であり、他地区よりも低くなっている。「海岸景観を保全する」では、海岸地区が23.7%、南湖地区23.4%、浜須賀地区20.8%で海岸に面している地区の回答が多くなっている。

(2) 自然環境を有する地区の認知度、優先的に保全すべき場所

○次の7地区は重要な自然環境を有する地区（別添のチラシ参照）として評価されています。
それぞれの地区の自然の豊かさについて、どの程度知っていますか。（それぞれの地域で1つだけに○）

やなぎやと 柳 谷 (県立茅ヶ崎里山公園周辺)	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない
なめがやと 行 谷 (文教大学西側の地域)	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない
しみずやと 清水谷（駒寄川の源流、特別 緑地保全地区）	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない
ながやと 長 谷 (通称：女子美跡地周辺)	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない
あかばねじゅうさんず 赤羽根十三図（湘南カントリー クラブ東側）	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない
へいだゆうしんでん 平太夫新田 (相模川河川敷)	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない
やなぎしま 柳 島 (市域の南西端地域)	重要な自然環境 1. を有することを 知っている	2. 名前は聞いた ことがある	3. 知らない

平成18年3月に作成した「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」では、重要な自然環境を有する地区として上記7地区が評価されている。

7地区における認知度は、ケーブルテレビや広報紙による周知を行ったこともあり、全体的に増えている。

特に、清水谷の「重要な自然環境を有することを知っている」が増えたのは、平成23年3月に特別緑地保全地区に指定したことによる周知が考えられる。

①柳谷（県立茅ヶ崎里山公園周辺）

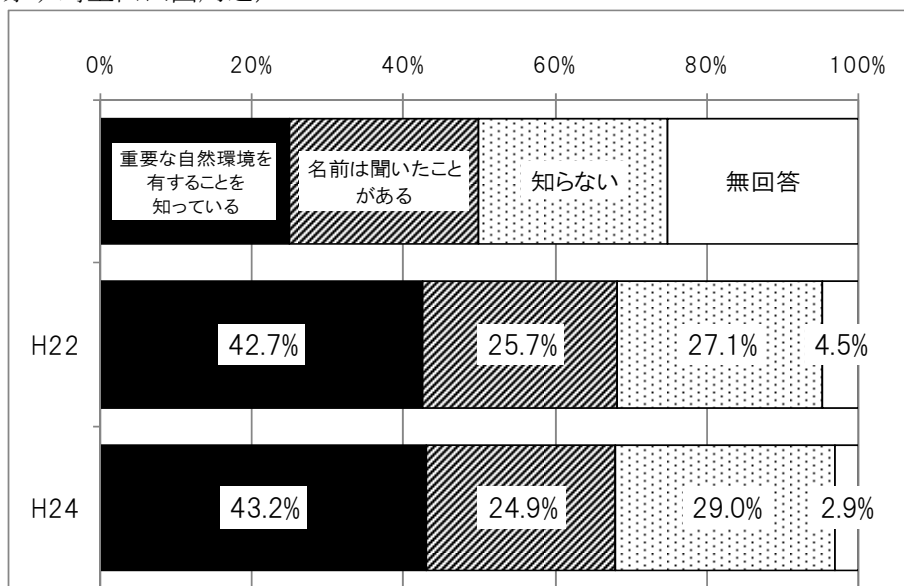


図 19 認知度の経年変化（柳谷）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が42.7%となっている。

平成22年アンケートと比較すると「重要な自然環境を有することを知っている」、「知らない」が増えているが、認知度は横ばいとなっている。

特に、7地区の中ではもっとも「重要な自然環境を有することを知っている」が高く、その理由としては、県立茅ヶ崎里山公園の利用によるものと考えられる。

②行谷（文教大学西側の地域）

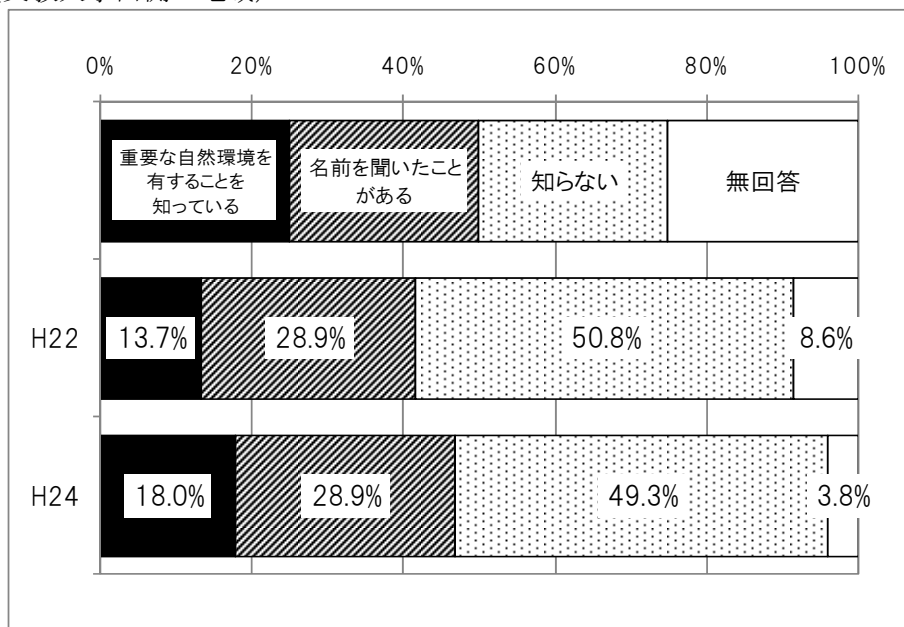


図 20 認知度の経年変化（行谷）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が18.0%となっている。しかし、「知らない」も49.3%と多くなっている。

平成22年アンケートと比較すると「重要な自然環境を有することを知っている」、「名前は聞いたことがある」とともに増えており、認知度も少し上がっている。

③清水谷（駒寄川の源流、特別緑地保全地区）

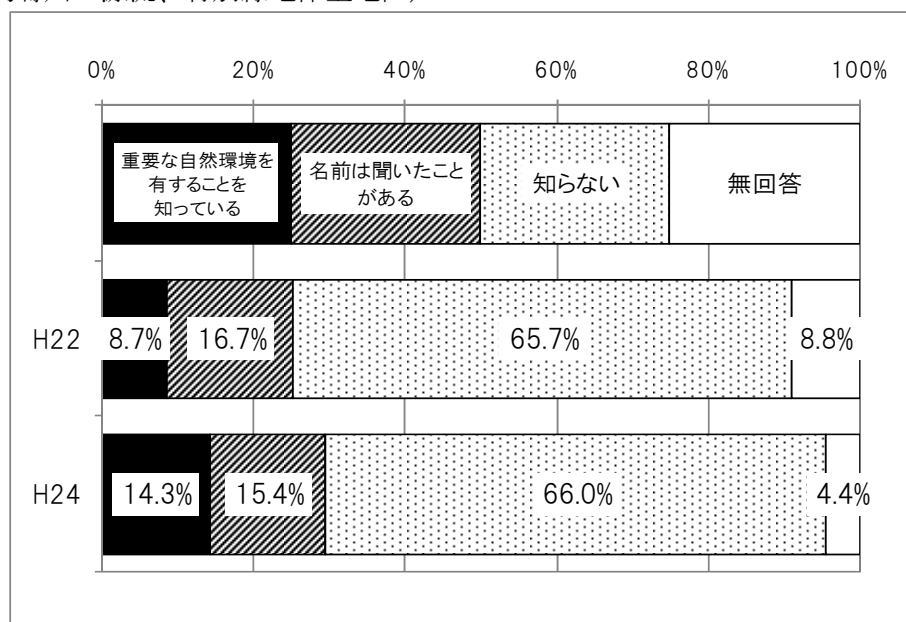


図 21 認知度の経年変化（清水谷）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が14.3%となっている。しかし、「知らない」も66.0%と多くなっている。

平成22年アンケートと比較すると「重要な自然環境を有することを知っている」、「知らない」が増えており、認知度も少し上がっている。理由としては、清水谷特別緑地保全地区指定に係る様々な周知が考えられる。

④長谷（通称：女子美跡地）

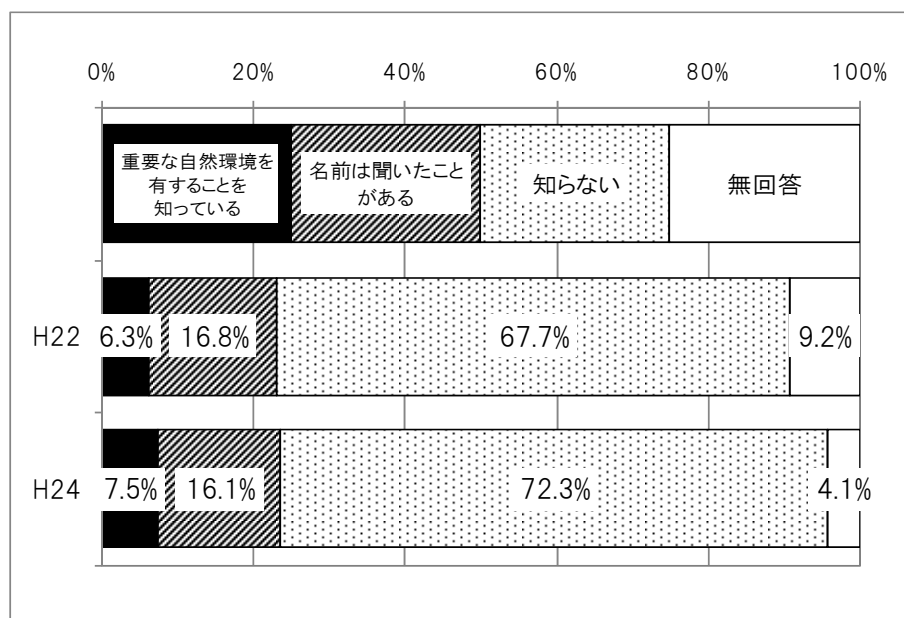


図 22 認知度の経年変化（長谷）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が7.5%となっている。しかし、「知らない」も72.3%と多くなっている。

平成22年アンケートと比較すると「重要な自然環境を有することを知っている」、「知らない」が増えており、認知度も若干上がっている。

⑤赤羽根十三図（湘南カントリークラブ東側）

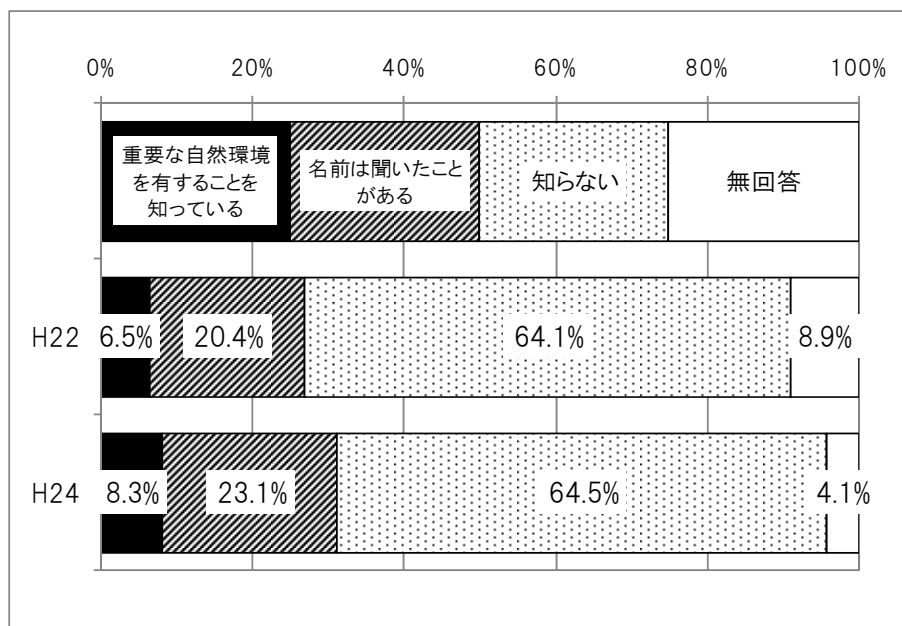


図 23 認知度の経年変化（赤羽根十三図）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が8.3%となっている。しかし、「知らない」も64.5%と多くなっている。

平成22年アンケートと比較すると、「重要な自然環境を有することを知っている」、「知らない」が増えており、認知度も少し上がっている。

⑥平太夫新田（相模川河川敷）

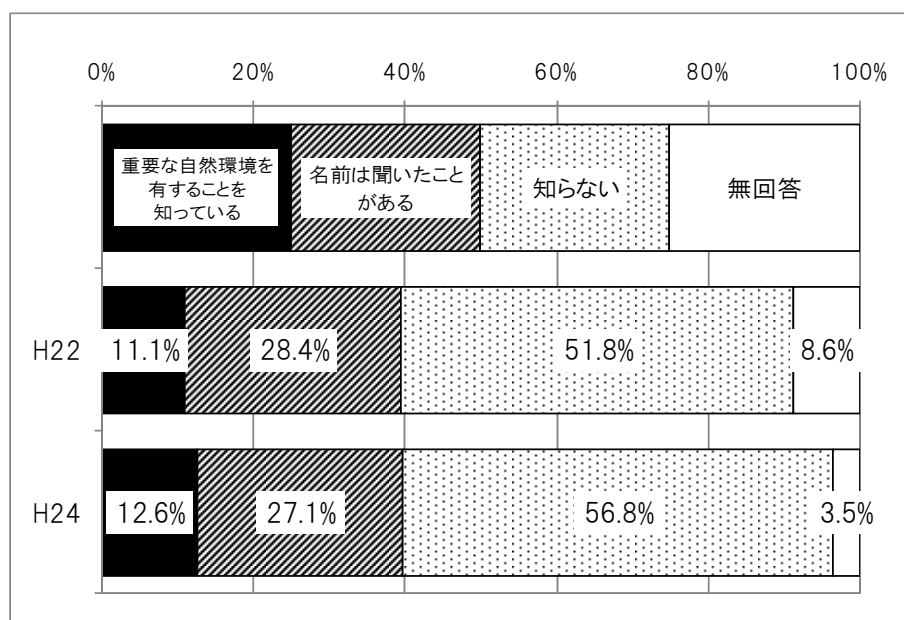


図 24 認知度の経年変化（平太夫新田）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が12.6%となっている。しかし、「知らない」も56.8%と多くなっている。

平成22年アンケートと比較すると「重要な自然環境を有することを知っている」、「知らない」が増えており、認知度も若干上がっている。

⑦柳島（市域の南西端地域）

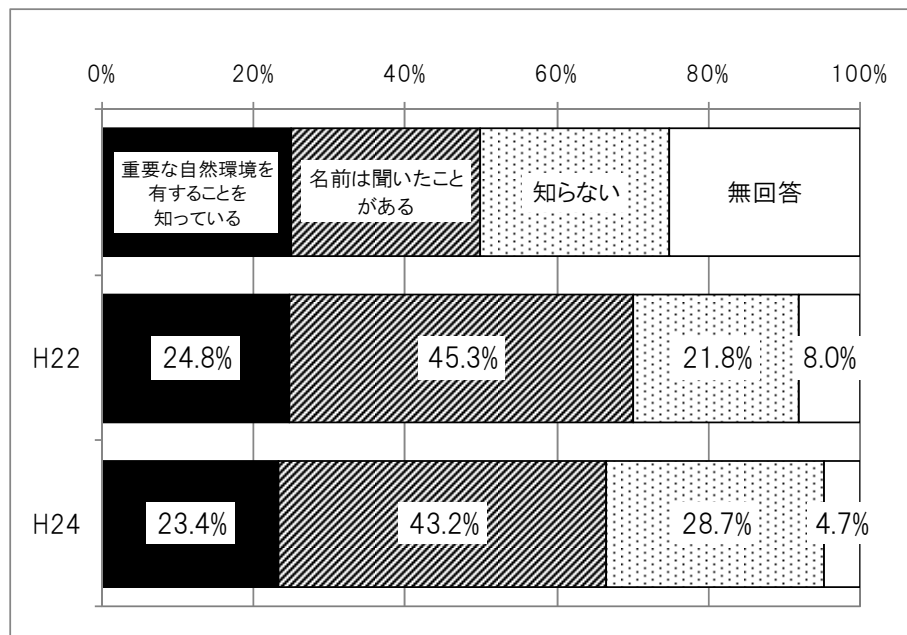


図 25 認知度の経年変化（柳島）

平成24年アンケートでは、「重要な自然環境を有することを知っている」が23.4%となっている。また、「名前を聞いたことがある」が43.2%となっている。

平成22年アンケートと比較すると「知らない」が増えており、認知度も少し下がっている。

⑧市内の自然環境の視点から優先的に保全すべき場所

○市内において自然環境の視点から優先的に保全すべき場所はどこだと思いますか。（２つまで○）

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 市街地に残るみどり | 2. 海岸沿いのみどり |
| 3. 希少な動植物がいる場所 | 4. 北部丘陵のみどり |
| 5. 河川沿いのみどり | 6. 農地 |
| 7. その他（ | ） |

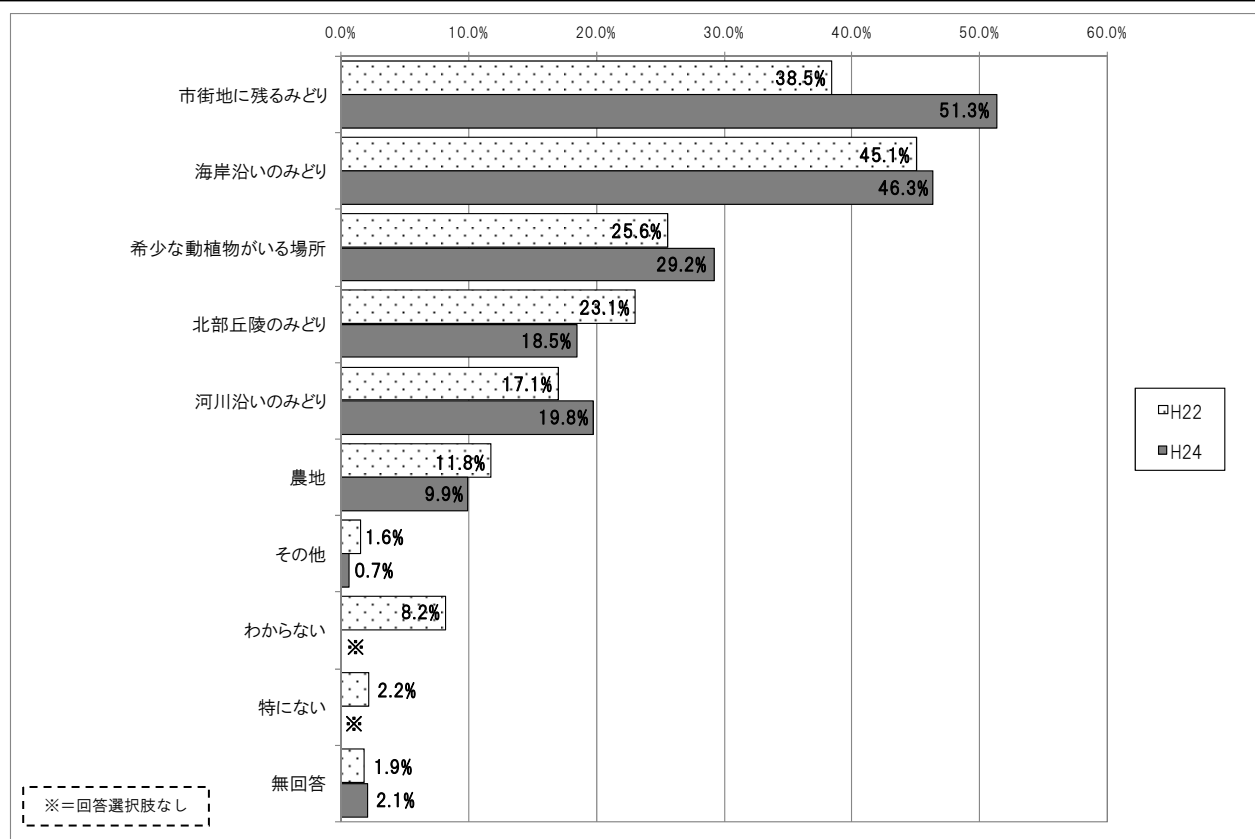


図 26 市内の自然環境の視点から優先的に保全すべき場所（経年変化）

平成24年アンケートでは、「市街地に残るみどり」が51.3%でもっとも多く、次いで「海岸沿いのみどり」が46.3%、「希少な動植物がいる場所」が29.2%となっている。

平成22年アンケートでは、「海岸沿いのみどり」が45.1%でもっとも多く、次いで「市街地に残るみどり」が38.5%、「希少な動植物がいる場所」が25.6%となっており、平成24年アンケートと比較すると「海岸沿いのみどり」よりも「市街地に残るみどり」が上回っている。（1）②公園・緑地のあり方の「日常の子どもの遊び場となる小さな公園や緑地づくり」が増えていることとの関連性も考えられる。しかし、「河川沿いのみどり」が増えた一方、「北部丘陵のみどり」、「農地」が減少している。

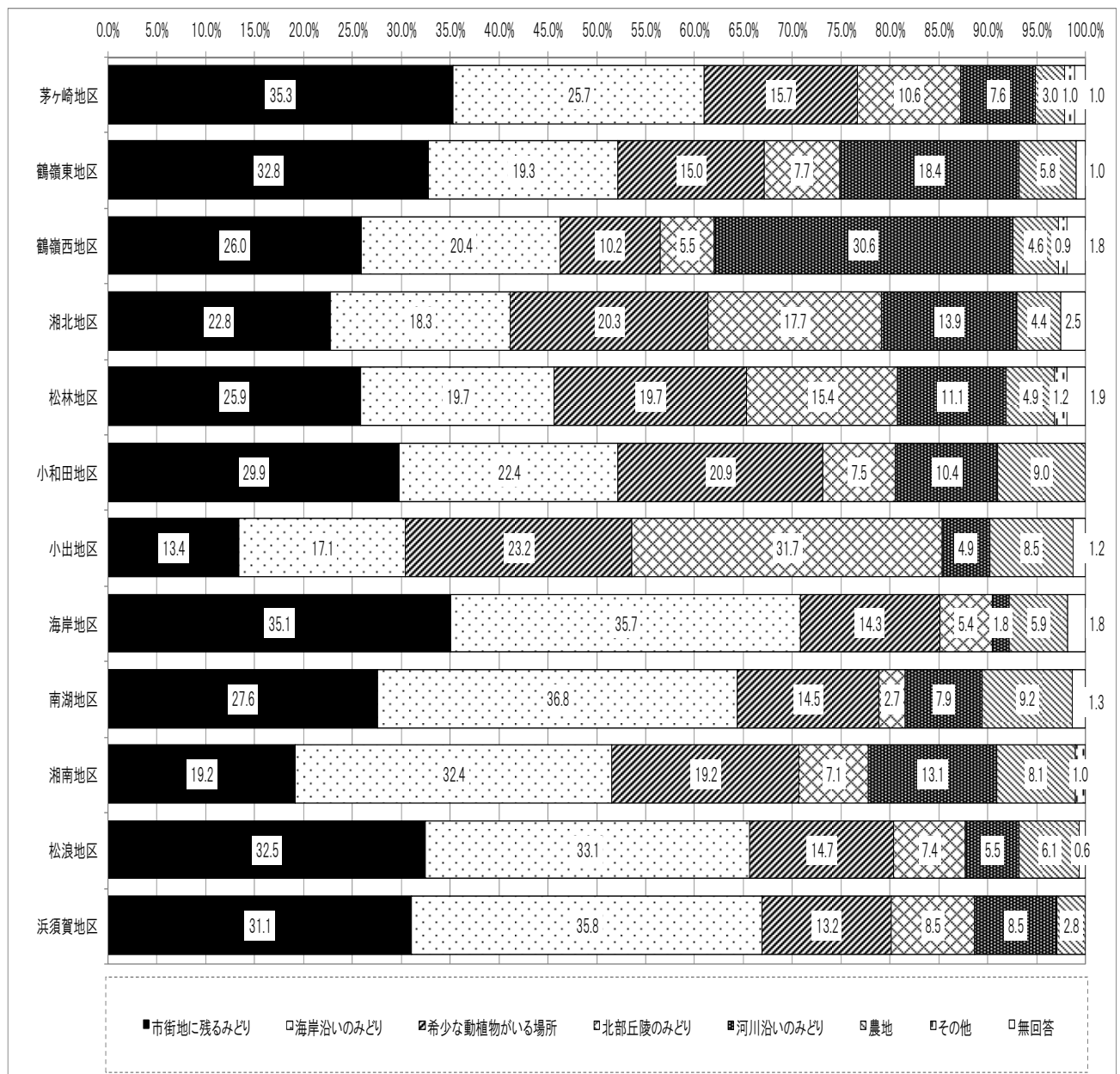


図 27 市内の自然環境の支店から優先的に保全すべき場所（地域別）

平成24年アンケートの回答を地域別にみると、「市街地に残るみどり」では茅ヶ崎地区が35.2%でもっとも多く、次いで海岸地区35.1%、鶴嶺東地区32.8%、「海岸沿いのみどり」では、南湖地区が36.8%でもっとも多く、次いで浜須賀地区35.8%、海岸地区35.7%となっており、市街地や海岸沿いにある地区での回答が多くなっている。

また、「希少な動植物がいる場所」では、小出地区31.7%でもっとも多く、次いで湘北地区17.7%、松林地区15.4%となっている。「河川沿いのみどり」では、鶴嶺西地区が30.6%でもっとも多く、次いで鶴嶺東地区18.4%、湘北地区13.9%となっており、地区に河川が隣接する地区で回答が多くなっている。

特に、「北部丘陵のみどり」では、小出地区31.7%でもっとも多く、次いで湘北地区17.7%、松林地区15.4%となっており、該当する小出地区では特に優先的に保全すべきと感じている。

(3) みどりに関する取り組みの認知度

〇市が行っている次のみどりに関する取り組みについてどの程度知っていますか。
(それぞれの取り組みについて1つだけに〇)

耕作放棄地解消ボランティア制度 (耕作されなくなった農地を地権者とボランティアで市民農園等へと生まれ変わらせる制度)	利用したこと 1. があり、知っ ている	利用したこと 2. はないが、知っ ている	3. 知らない
援農ボランティア制度 (人手不足を感じている農家で農作業の手伝いをする制度)	利用したこと 1. があり、知っ ている	利用したこと 2. はないが、知っ ている	3. 知らない
家庭菜園事業 (家庭菜園の貸し出し、市民農園の開設補助)	利用したこと 1. があり、知っ ている	利用したこと 2. はないが、知っ ている	3. 知らない
生け垣補助金制度 (生け垣の適正な管理及び保護育成に対する助成、生け垣の築造に対する工事費の一部助成)	助成を受けた 1. ことがあり、 知っている	助成を受けた 2. ことはないが、 知っている	3. 知らない
生産緑地 (良好な市街化区域内農地等の保全のため、税法上の特例がある地区の指定)	指定を受けた 1. ことがあり、 知っている	指定を受けた 2. ことはないが、 知っている	3. 知らない
保存樹林・樹木制度 (樹林地・樹木の所有者に対する維持管理費の一部助成)	助成を受けた 1. ことがあり、 知っている	助成を受けた 2. ことはないが、 知っている	3. 知らない
遊水機能土地保全補助金 (遊水機能を有する水田等の所有者に対する維持管理費の一部助成)	助成を受けた 1. ことがあり、 知っている	助成を受けた 2. ことはないが、 知っている	3. 知らない
記念樹配布事業 (市内に家屋を新築した方に記念樹を配布する事業)	配布を受けた 1. ことがあり、 知っている	配布を受けた 2. ことはないが、 知っている	3. 知らない
グリーンバンク制度 (樹木を譲りたい人と引き取りたい人を市が結びつける制度)	利用したこと 1. があり、知っ ている	利用したこと 2. はないが、知っ ている	3. 知らない
みどりの里親制度 (公園や緑地などで草花の植付けを行う市民ボランティアの登録制度)	登録したこと 1. があり、知っ ている	登録したこと 2. はないが、知っ ている	3. 知らない
緑のまちづくり基金 (貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金への寄付)	寄付したこと 1. があり、知っ ている	寄付したこと 2. はないが、知っ ている	3. 知らない

みどりに関する取り組みは、基本計画の施策の方針、個別施策にも関連するものであり、認知度について今回初めて調査を行った。

制度や補助等の対象者が限られるものは、全体的に特に認知度が低くなっているが、その中で「家庭菜園事業」が63.7%と高くなっている。しかし、制度を「知らない」という回答が多いため、今後も継続的な広報活動が必要である。

①耕作放棄地解消ボランティア制度

(耕作されなくなった農地を地権者とボランティアで市民農園等へと生まれ変わらせる制度)

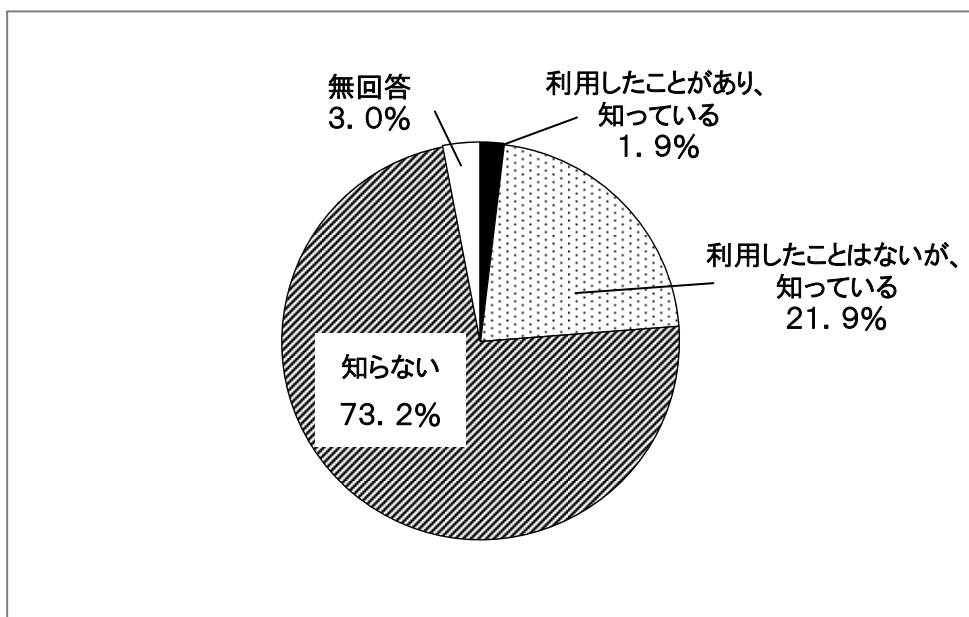


図 28 耕作放棄地解消ボランティア制度の認知度

「利用したことがあり、知っている」と「利用したことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は23.8%であり、「知らない」は73.2%となっている。

②援農ボランティア制度

(人手不足を感じている農家で農作業の手伝いをする制度)

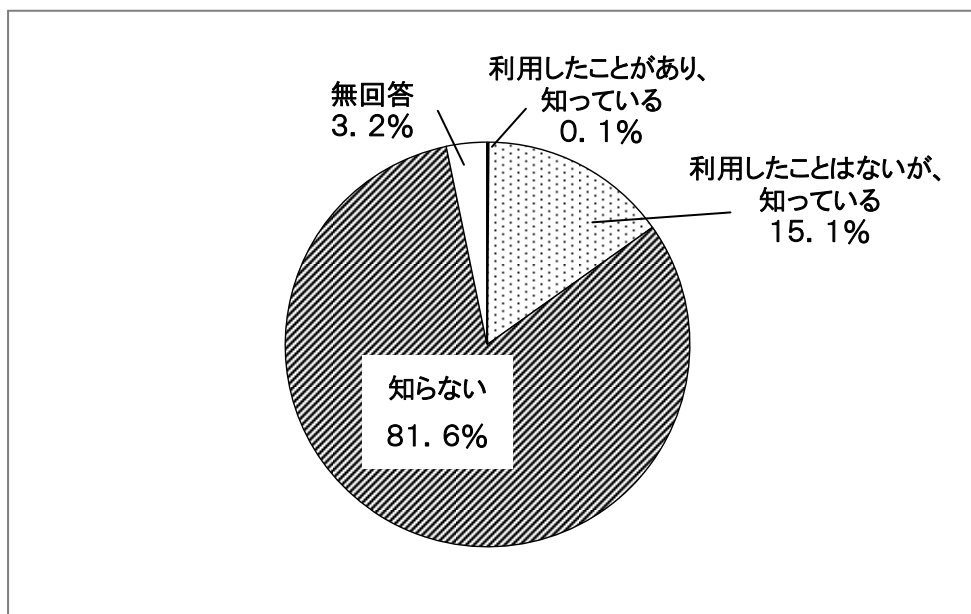


図 29 援農ボランティア制度の認知度

「利用したことがあり、知っている」と「利用したことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は16.2%であり、「知らない」は81.6%となっている。

ちなみに援農ボランティア登録者は、平成21年度から平成23年度の3年間で増加傾向となっている。

③家庭菜園事業

(家庭菜園の貸し出し、市民農園の開設補助)

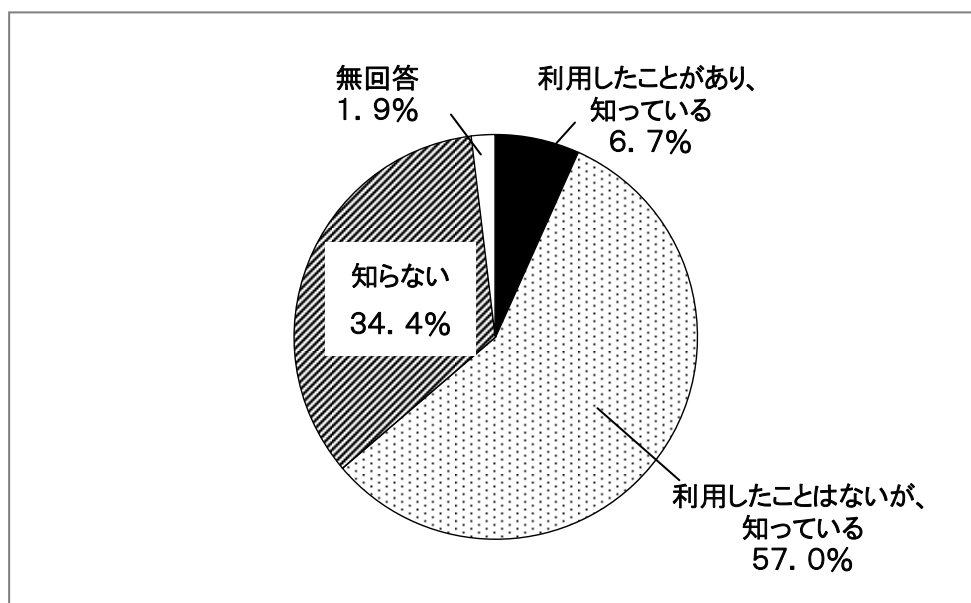


図 30 家庭菜園事業の認知度

「利用したことがあり、知っている」と「利用したことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は63.7%であり、「知らない」は34.4%となっている。

また、みどりに関する取り組みの中で、一番認知度が高くなっている。

④生け垣補助金制度

(生け垣の適正な管理及び保護育成に対する助成、生け垣の築造に対する工事費の一部助成)

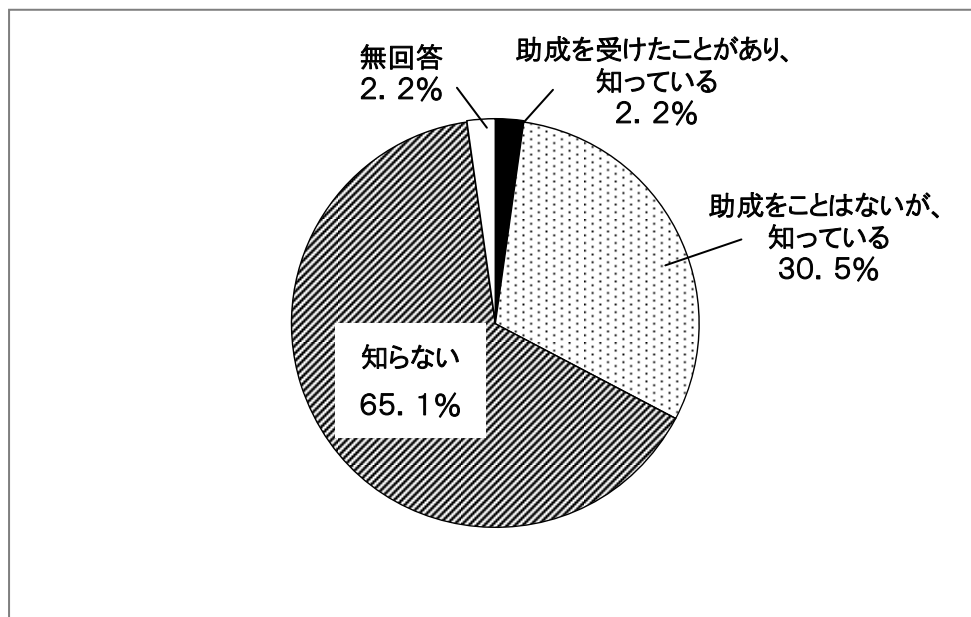


図 31 生け垣補助金制度の認知度

「助成を受けたことがあり、知っている」と「助成を受けたことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は32.7%であり、「知らない」は65.1%となっている。

⑤生産緑地

(良好な市街化区域内農地等の保全のため、税法上の特例がある地区の指定)

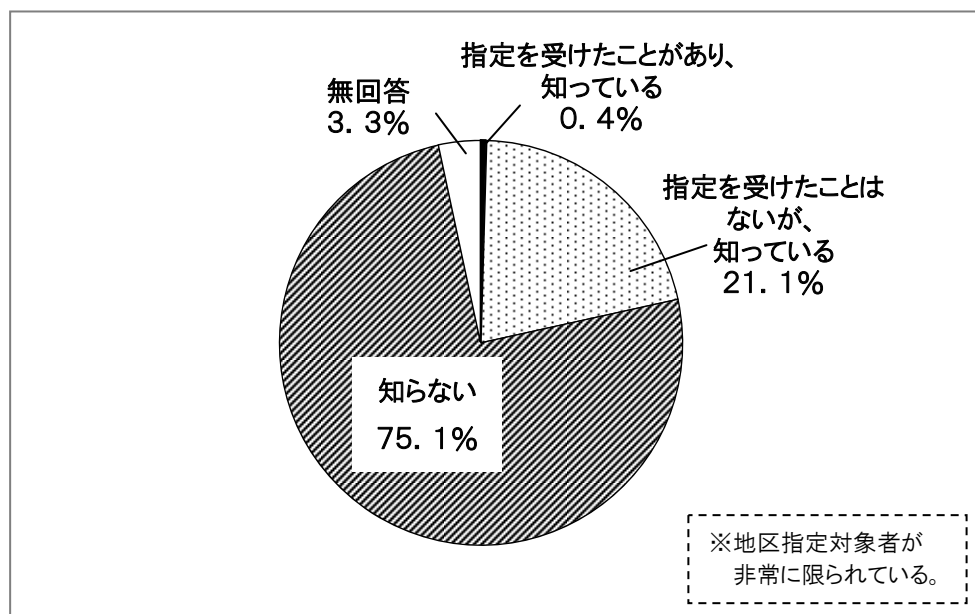


図 32 生産緑地の認知度

「指定を受けたことがあり、知っている」と「指定を受けたことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は21.5%であり、「知らない」は75.1%となっている。

⑥保存樹林・樹木制度

(樹林地・樹木の所有者に対する維持管理費の一部助成)

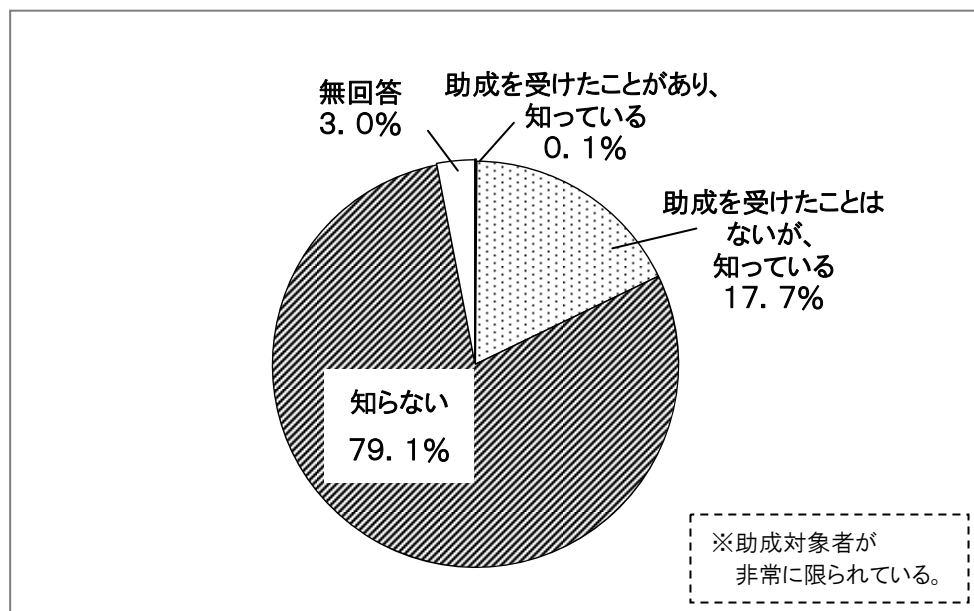


図 33 保存樹林・樹木制度の認知度

「助成を受けたことがあり、知っている」と「助成を受けたことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は17.8%であり、「知らない」は79.1%となっている。また、対象地には保存樹林・樹木であることが分かるよう標柱があるため、助成制度を知らなくとも存在を知っている方は「知らない」に含まれていることも考えられる。

⑦遊水機能土地保全補助金

(遊水機能を有する水田等の所有者に対する維持管理費の一部助成)

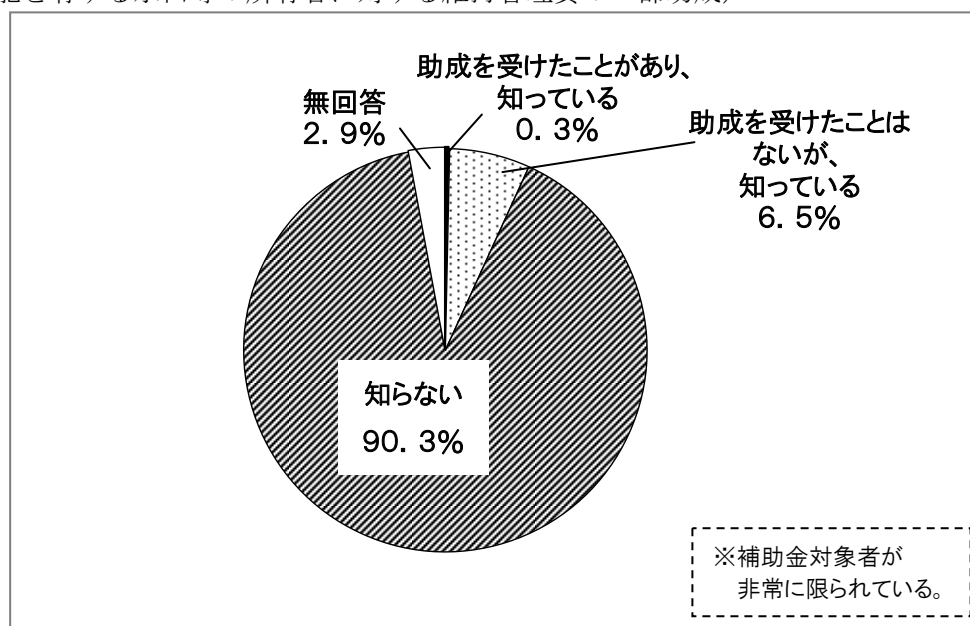


図 34 遊水機能土地保全制度補助金の認知度

「助成を受けたことがあり、知っている」と「助成を受けたことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は6.8%であり、「知らない」は90.3%となっている。認知度が低い理由として、補助金対象者が非常に限られていることが考えられる。

⑧記念樹配布事業

(市内に家屋を新築した方に記念樹を配布する事業)

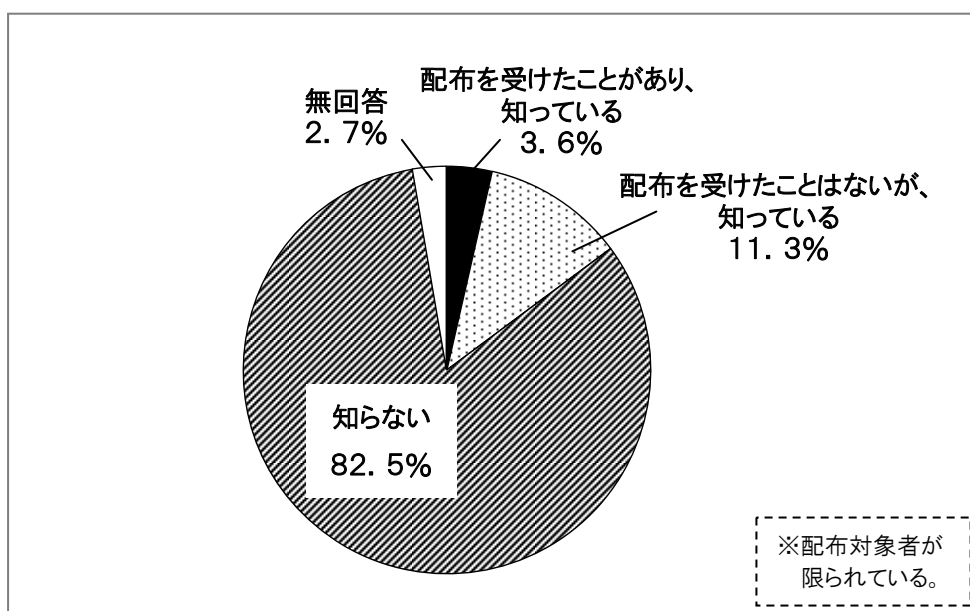


図 35 記念樹配布事業の認知度

「配布を受けたことがあり、知っている」と「配布を受けたことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は14.9%であり、「知らない」は82.5%となっている。

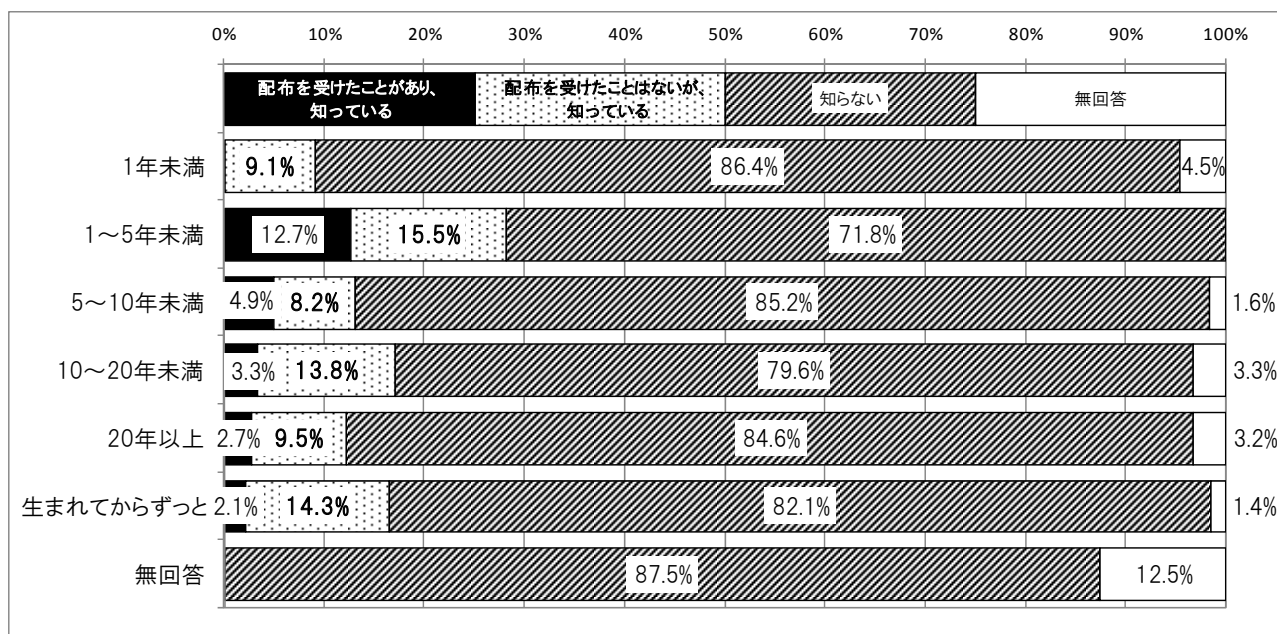


図 36 記念樹配布の認知度（居住年数別）

居住年数別でみると、「配布を受けたことがあり、知っている」は1～5年未満が12.7%でもっとも多く、居住年数が増えるほど減少している。理由としては、市外からの転居により家屋を新築する方が多く制度を利用していることが考えられる。

また、「配布を受けたことはないが、知っている」は各居住年数で10%前後の認知度がある。

⑨グリーンバンク制度

（樹木を譲りたい人と引き取りたい人を市が結びつける制度）

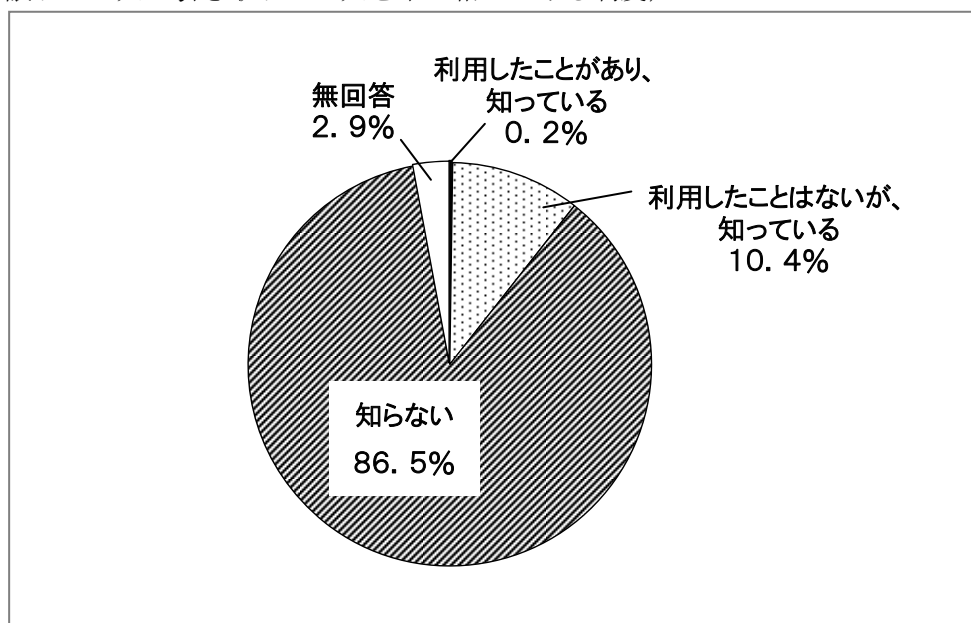


図 37 グリーンバンク制度の認知度

「利用したことがあり、知っている」と「利用したことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は10.6%であり、「知らない」は86.5%となっている。

⑩緑の里親制度

(公園や緑地などで草花の植付けを行う市民ボランティアの登録制度)

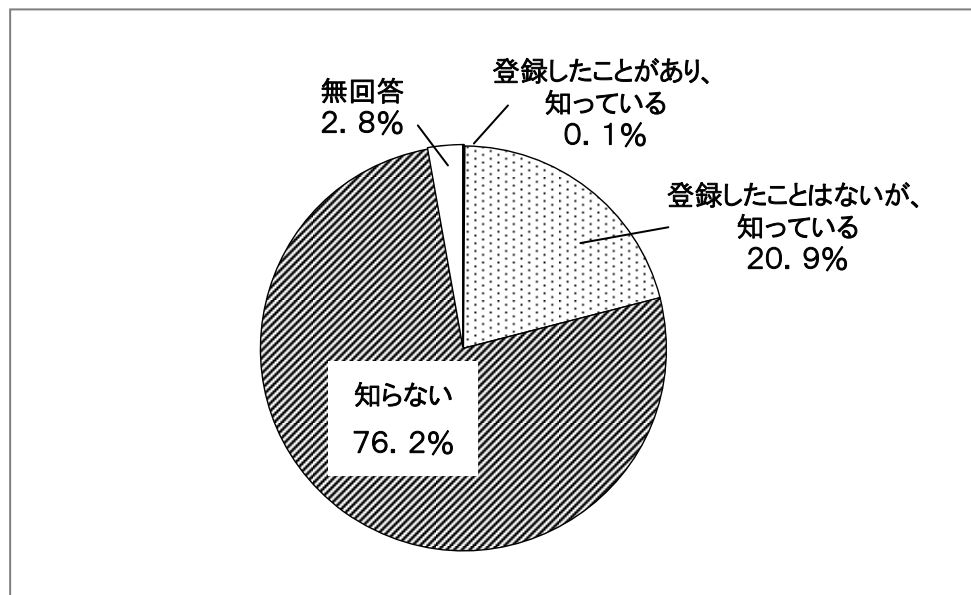


図 38 緑の里親制度の認知度

「登録したことがあり、知っている」と「登録したことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は21.0%であり、「知らない」は76.2%となっている。

制度の認知度に対して制度登録者の割合は非常に少ないため、今後、登録者の増加の可能性も考えられる。

⑪緑のまちづくり基金

(貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金への寄付)

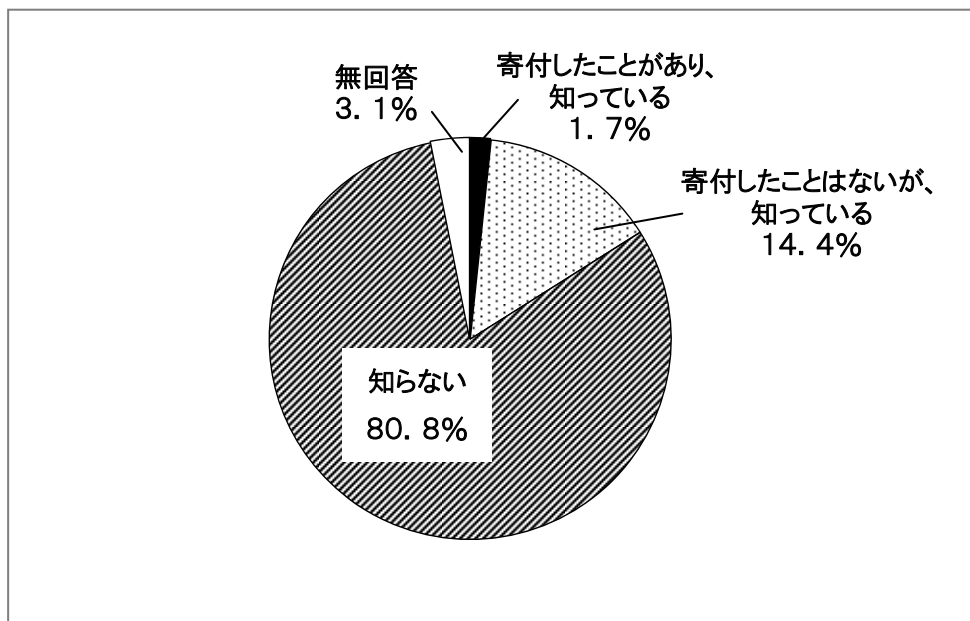


図 39 緑のまちづくり基金の認知度

「寄付したことがあり、知っている」と「寄付したことはないが、知っている」を合わせた「知っている」は16.1%であり、「知らない」は80.8%となっている。

5 茅ヶ崎市みどり審議会による答申

茅ヶ崎市みどりの基本計画前期（H21～H23）の進捗状況について、個別施策を構成している施策の方針 17 項目（中項目）の視点（特に重点施策）、総括から評価・検証を行いました。

表 15 みどり審議会による評価結果一覧

施策の方針		施策数	個別施策 NO	評価
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	15	NO. 1～15	B
	地区のみどりの保全	2	NO. 16～17	C
	農地の保全	5	NO. 18～22	B
みどりの再生	公園・緑地の再生	1	NO. 23	B
	河川のみどりの再生	4	NO. 24～27	B
	海岸のみどりの再生	1	NO. 28	B
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	3	NO. 29～31	C
	学校緑化の推進	2	NO. 32～33	B
	道路緑化の推進	3	NO. 34～36	B
	公園・緑地の整備	6	NO. 37～42	B
	河川のみどりネットワークの推進	5	NO. 43～47	B
	地区の緑化推進	5	NO. 48～52	B
	民有地緑化の推進	11	NO. 53～63	C
施策の推進	基本計画の推進	1	NO. 64	C
	協力体制の構築	10	NO. 65～74	B
	PR・情報提供の充実	8	NO. 75～82	C
	資金の充実	2	NO. 83～84	C
総括				B

評価の内容

A＝施策に進捗がみられた B＝施策に一部進捗がみられた C＝施策が進捗しなかった

(1)地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO.1～15）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	地域制緑地などによるみどりの保全		
個別施策	NO.1～NO.15		
優先施策	1.特別緑地保全地区指定の推進、2.市民緑地制度の推進、3.茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、4.(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
1	特別緑地保全地区指定の推進	A（景観みどり課）	13
2	市民緑地制度の推進	B（景観みどり課）	15
3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	A（景観みどり課）	17
4	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	B（環境政策課） B（景観みどり課）	19
5	緑地保全地域指定の推進	－（景観みどり課）	23
6	景観重要樹木指定の推進	A（景観みどり課）	25
7	風致地区指定に向けた取り組み	C（都市計画課・景観みどり課）	27
8	緑地協定締結の推進	－（景観みどり課）	29
9	生産緑地の継続	A（都市計画課）	31
10	自然環境保全地域の継続	A（景観みどり課）	33
11	農業振興地域・農用地区域の継続	A（農業水産課）	35
12	保安林の継続	A（広域事業政策課） B（景観みどり課）	37
13	保存樹林・樹木の指定・支援の充実	A（景観みどり課）	39
14	景観法に基づく届出による景観誘導	A（景観みどり課）	43
15	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全	A（景観みどり課）	45
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定が、「清水谷」になされたことは高く評価できる。(NO.1 ①) ○特別緑地保全地区については、計画では、清水谷を含め5地区の指定を行うこととしており、計画期間中の指定工程表を早急に策定することが望まれる。(NO.1 ②) ○特別緑地保全地区については、土地所有者からの買取申し出への対応が必要となるが、その買取り財源について、清水谷も含め予算措置計画を早急に策定することが望まれる。(NO.1 ③) ○市民緑地制度については、他市に関する情報収集、要綱案の検討が事務的に進められているが、市民緑地制度を如何なる目的で、どう活用していくか、基本的考え方を明確にしておくことが望まれる。(NO.2) ○本条例については、見直すべき課題の整理、他市の事例の比較検討が事務的に行われているが、市のみどり施策の核となるみどりの基本計画、それをサポート推進するみどり審議会の位置づけは不可欠であり、改正すべき課題を整理し、本審議会で議論するなど、条例改正につなげる作業を早急に進めることが望まれる。(NO.3)		

	○（仮称）生物多様性遺産制度については、如何なる形にするのか具体的な検討を進めることが望まれる。（NO.4） 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○生産緑地については、指定解除申し出があった場合に対応すべく、市街地における貴重なオープンスペース機能、緑地機能に着目した活用策を検討しておくことが必要である。（NO.9）
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった

(2)地区のみどりの保全（施策 NO.16～17）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	地区のみどりの保全		
個別施策	NO.16～NO.17		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
16	保全配慮地区指定によるみどりの保全	B（景観みどり課）	47
17	伐採樹木届出制度の創設	－（景観みどり課）	49
審議会からの意見	【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○保全配慮地区での開発行為に際しては、樹木の保全や緑化について協議を行ったことは評価できる。（NO.16 ①） ○毎年の課題として挙げられているように指定と協議だけでは緑地の保全に結びつかなかったことから、成果があったとは認められず、施策内容である邸園文化のある街並みづくりは達成されていない。（NO.16 ②） ○「伐採樹木届出制度」については、平成 21 年度から指摘されているが、制度化を急ぐ必要がある。（NO.17）		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(3)農地の保全（施策 NO.18～22）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		農地の保全	
個別施策		NO.18～NO.22	
優先施策		18.(仮称)水田保全対策事業の推進	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
18	(仮称)水田保全対策事業の推進	A（農業水産課・学務課） A（下水道河川建設課）	51
19	食育・地産地消の推進	A（農業水産課） A（学務課）	55
20	複合的営農支援の継続	A（農業水産課）	59
21	市民農園の推進	B（農業水産課）	61
22	観光農園の推進	B（農業水産課）	63
審議会からの 意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○水田の確保と保全のための活用事業としての学校給食への茅ヶ崎産米の提供、災害備蓄用レトルトパックの購入、レンゲソウの種子支給は順調に継続されており、一定の成果を挙げていると評価できる。(NO.18 ①) ○遊水機能の担保を目的とした補助については、徐々に対象件数と面積を増やしており、一定の面積の土地の確保が達成されていると考えることができる。しかしそれが保全対象として求められる面積のどの程度に相当するのかわからないため、達成度は判断することができない。(NO.18 ②) ○課題に挙げられているように、事業の周知徹底を図り、補助と活用対象を増やす必要がある。(NO.18 ③) 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○茅ヶ崎カリーへの茅ヶ崎産野菜の提供は継続的に全校対象に行われており、子どもたちへの地元食材の普及手段として評価でき、継続するべきである。量の調達の限界は、定常的な課題であることから、対応策の検討が必要である。(NO.19 ①) ○大学との連携による「茅ヶ崎弁当」の開発なども話題性があり、人材も含めた地産地消事業となっており評価できる。(NO.19 ②) ○援農ボランティアの登録及び受入れ農家数については、順調に増えており実績を挙げていると言える。一方で、継続に関する課題も出てきており、今後に向けた調査分析が必要である。(NO.20) ○市民農園については、制度に関する認知度向上の取り組みが遅れており、普及措置を図ることが必要である。(NO.21) ○観光農園については、軒数に限りがあることから、定常的な広報は現状維持とし、イベント等で効果的に周知をすることが望ましい。(NO.22) ○現在は市民農園、観光農園、地産地消の取り組みなどが個々に行われているが、農家・市民・学校、その他一般に対して制度や事業、実績等を知らせる広報活動が必		

	要である。(NO.19～22) ○利用者である市民や子どもたちの反響等から事業の成果を把握することも必要である。(NO.19～22)
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた ☒ B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった

(4)公園・緑地の再生（施策 NO.23）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		公園・緑地の再生	
個別施策		NO.23	
優先施策		23.公園再生（公園リニューアル）の推進	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
23	公園再生（公園リニューアル）の推進	B（公園緑地課）	65
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○老朽化した遊具の更新が約7割完了したことは、利用者の安全面から評価できる。（NO.23 ①） ○公園緑地の管理については、自治会、地元住民との連携が進んでいることは評価できる。（NO.23 ②） ○公園緑地の新設・再生にあたって、魅力度アップに資するため、利用者である市民の公園緑地に対するニーズを定期的に把握するアンケート調査（3年毎とか5年毎とか）の実施を期待する。（NO.23 ③）		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(5)河川のみどりの再生（施策 NO.24～27）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		河川のみどりの再生	
個別施策		NO.24～NO.27	
優先施策		24.千ノ川整備事業の推進	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
24	千ノ川整備事業の推進	A（下水道河川建設課）	67
25	移植林の育成管理の推進	A（景観みどり課）	69
26	多自然型護岸の整備	A（広域事業政策課） B（下水道河川建設課）	71
27	河川沿い緑化の推進	A（広域事業政策課） B（景観みどり課） A（下水道河川建設課）	75
審議会からの 意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○千ノ川整備事業については、茅ヶ崎市におけるみどりのネットワークの構築においても重要な施策である。そのため、千ノ川について、いかにして線的緑地を創出していくかの検討が望まれる。（NO.24 ①） ○今後は、用地取得のための財源確保が必要であるという課題に対し、どのような対策を講じるのかを検討する必要がある。（NO.24 ②） 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○萩園における移植林の維持管理については、住民との協議が進み、保全活動を行う主体の立ち上げ、支援に至ったことは評価できる。実体ある保全管理のための支援を引き続き行うことが望まれる。活動団体の疲弊を招かないよう、活動団体外との連携を支援することが望まれる。（NO.25） ○小出川沿いの緑化については、河川管理者（県）への多自然型護岸整備の要望とあわせて、周辺環境への配慮、生物多様性への配慮を行いつつ、河川のみどりのネットワーク形成を図ることが必要である。（NO.27）		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(6)海岸のみどりの再生（施策 NO.28）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		海岸のみどりの再生	
個別施策		NO.28	
優先施策		該当なし	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
28	海岸性植生保全・再生の推進	B（農業水産課）	81
審議会からの意見	【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○海浜植生の保護・修復については、飛砂に関する調査を実施し、それに基づく飛砂防止対策をはじめとした海浜植生の管理・育成・修復に取り組んでいることは評価できる。(NO.28 ①) ○養浜事業の展開によって、帰化植物（シナダレスズメガヤ、マメグンバイナズナ等）が増えていることについては、注意が必要である。(NO.28 ②) ○貴重な海浜植生をはじめ、白砂青松の海浜部は、市にとって貴重な財産である。古来より湘南として、我が国有数の保養地とイメージされた地であり、今日でも市外から訪れる人も多い。 この重要な海浜部を現代的なニーズも踏まえながら、如何にして、より魅力ある海浜エリアとしていくか、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」の実施等によって、「茅ヶ崎市総合計画」が掲げる将来の都市像「海と太陽とみどりの中で、ひとが輝き、まちが輝く湘南・茅ヶ崎」の具現化を念頭に置いた取り組みを望みたい。(NO.28 ③)		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(7)公共施設緑化・整備の推進（施策 NO.29～31）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		公共施設緑化・整備の推進	
個別施策		NO.29～NO.31	
優先施策		29.(仮称)小出第二小学校用地の活用	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
29	(仮称)小出第二小学校用地の活用	B(企画経営課、景観みどり課、教育政策課、青少年課)	83
30	公共施設緑化推進指針の作成	－(景観みどり課)	85
31	公共施設(新築・改築)緑化の推進	A(景観みどり課)	87
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○(仮称)小出第二小学校用地の活用については、いくつかの検討会議が開催され、幅広い議論が交わされた中で、周辺の貴重な自然環境に配慮しつつ有効な活用を図るとされたことは評価できるが、柳島キャンプ場の整備状況を見守った結果、進捗は見られなかった。今後は、市の自然情報や自然体験の拠点として、柳島キャンプ場や里山公園など他施設との連携を考慮して機能を検討し、計画を進めることが望まれる。(NO.29) 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○公共施設緑化推進指針については、作成に至らなかった。その理由として挙げられている公共施設に関する諸計画及び景観計画との整合、検証は必要なプロセスであるが、内容が開示されていないため判断できない。次期は、その検討を踏まえて緑化指針を策定するか否かの方針を決める必要がある。(NO.30) ○具体的な施設の緑化として、緑のカーテンや高砂コミュニティセンターの新築に際して、緑化を行ったことは評価できる。緑のカーテンについては、一時的な緑化であるが、運動としての意味があり、今後も継続していくことが望ましい。(NO.31)		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(8)学校緑化の推進（施策 NO.32～33）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		学校緑化の推進	
個別施策		NO.32～NO.33	
優先施策		該当なし	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
32	学校ビオトープの推進	B（景観みどり課・教育施設課）	89
33	学校緑化の推進	A（景観みどり課・教育施設課）	91
審議会からの意見		【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○学校ビオトープ、学校緑化とも一部の学校ではあるが実績があったことは評価できる。（NO.32） ○学校緑化については、市内におけるみどりの拠点として重要である。市内のみどりのネットワークに位置付けることを踏まえて支援を続けるべきである。（NO.33①） ○緑化実施直後から、学校では継続的な管理運営の課題に直面している。これらの人材面及び経費面の課題について、どう対処するかを検討する必要がある。（NO.33②）	
前期実績に対する評価		A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった	

(9)道路緑化の推進（施策 NO.34～36）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		道路緑化の推進	
個別施策		NO.34～NO.36	
優先施策		該当なし	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
34	街路樹緑化の推進	A（広域事業政策課） A（道路建設課） A（公園緑地課）	93
35	街路樹リニューアルの推進	B（公園緑地課）	99
36	ポケットパークの整備	A（広域事業政策課） B（道路建設課） A（公園緑地課）	101
審議会からの 意見	【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○街路樹緑化の推進については、街路整備に伴う新規街路樹植栽や良質な街路樹管理に向けて、国・県・市・住民が連携をとり対応していることは評価できる。 （NO.34 ①） ○街路樹緑化については、公園緑地や自然緑地等の拠点緑地をネットワーク化する線的緑地として、また、鳥・昆虫等のエコロジカルネットワーク形成の役割を有する重要な緑地である。地域にふさわしい樹種の植栽によって、街並みと一体になって、茅ヶ崎らしさを具現化する緑地ともなる。 街路樹をはじめ道路緑化の重要性に鑑みて、全市的な「道路－緑化プラン－」を策定し、樹種・植栽法・管理水準等を定め、質の高い道路緑化の創出を期待する。そのために、プランの作成・具現化の中心となる主管課を定め、国道・県道にも市側の考え方を伝え、協調して進めるとともに住民との連携も含めた体制づくりが必要である。（NO.34 ②） ○「道路－緑化プラン－」策定に際しては、既存街路樹のリニューアルの必要性についての検討が望まれる。（NO.34③） ○道路残地については、地元と調整、ポケットパークとしての整備が前向きに取り組まれていることは評価できる。（NO.36 ①） ○さがみ縦貫道高架下や残地の活用については、景観みどり課は関係課と協議し、早急にみどりのあるべき姿を示し、その有効利用を図る必要がある。 （NO.36 ②）		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(10)公園・緑地の整備（施策 NO.37～42）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		公園・緑地の整備	
個別施策		NO.37～NO.42	
優先施策		37.市民の森の再整備、38.(仮称)柳島スポーツ公園の整備、39.身近な公園の整備(借地公園含む)、40.湘南海岸公園の整備促進	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
37	市民の森の再整備	A（公園緑地課）	107
38	(仮称)柳島スポーツ公園の整備	A（スポーツ健康課） A（都市計画課） A（公園緑地課）	109
39	身近な公園の整備(借地公園含む)	A（公園緑地課）	115
40	湘南海岸公園の整備促進	B（公園緑地課）	117
41	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	A（広域事業政策課）	119
42	ビオトープの創出の推進	A（景観みどり課）	121
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○市民の森については、市民活動団体と協働して、定例的にワーキングを実施するとともに、維持管理作業にも取り組んでいることは評価できる。また、用地の公有化率も56.1％に達したことも評価できる。(NO.37 ①) ○市民の森の再整備については、計画をまとめあげるとともに、都市公園としての整備事業を進める等の事業手法を明確にし、必要な財源確保の具体化を図る必要がある。(NO.37 ②) ○（仮称）柳島スポーツ公園の整備については、都市計画法に基づく諸手続きを終え、事業化が進んでいることは評価できる。事業手法としてPFI方式が導入されるとしているが、内容の明確化が必要である。(NO.38) ○都市公園の整備については、みどりの基本計画において、基準年である平成20年2.38㎡／人から1,548,000㎡を整備し、目標年の平成30年に8.73㎡／人とすることを目指している。そのためには、市域の適正な公園配置を構築するための「公園整備プラン」を策定するとともに、財源の裏付けある事業計画を早期に樹立する必要がある。身近な公園の整備もこの中に含まれる。(NO.39) 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○生態系ネットワークを如何に形成するかの基本的な考え方を明確にすることが必要である。(NO.42)		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(11)河川のみどりネットワークの推進（施策 NO.43～47）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		河川のみどりネットワークの推進	
個別施策		NO.43～NO.47	
優先施策		43.千ノ川整備事業の推進【再掲】	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
43	千ノ川整備事業の推進	A（下水道河川建設課）	123
44	親水護岸の整備	－（下水道河川建設課）	125
45	散策路(管理用通路)の整備	B（下水道河川建設課）	127
46	河川沿い緑化の推進	A（広域事業政策課） B（景観みどり課） A（下水道河川建設課）	129
47	下水道暗渠上部緑化の推進	B（下水道河川建設課）	135
審議会からの 意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○千ノ川整備事業については、茅ヶ崎市におけるみどりのネットワークの構築においても重要な施策である。そのため、千ノ川について、いかにして線的緑地を創出していくかの検討が望まれる。(NO.43 ①) ○今後は、用地取得のための財政確保が必要であるという課題に対し、どのような対策を講じるのかを検討する必要がある。(NO.43 ②) 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○梅田橋下流右岸の親水護岸の整備は完了したが、安全性への不安が市民から出るなど、開放できない状態になっている。親水護岸の計画立案に際しての調査や、必要性を再検討する必要があると思われる。(NO.44) ○小出川沿いの緑化については、河川管理者（県）への多自然型護岸整備の要望とあわせて、周辺環境への配慮、生物多様性への配慮を行いつつ、河川のみどりのネットワーク形成を図ることが必要である。(NO.46)		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(12)地区の緑化推進（施策 NO.48～52）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		地区の緑化推進	
個別施策		NO.48～NO.52	
優先施策		48.緑化重点地区指定による緑化の推進	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
48	緑化重点地区指定による緑化の推進	B（景観みどり課）	137
49	香川駅周辺緑化の推進	B（拠点整備課）	139
50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	A（拠点整備課）	141
51	浜見平地区における緑化の推進	A（拠点整備課） A（景観みどり課）	143
52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	A（景観みどり課）	147
審議会からの 意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○緑化重点地区の緑化の推進については、みどりの基本計画の施策の具現化を図るための展開にあたって、景観みどり課は、関連事業間の調整や行政、事業者、市民の協働を進める中心的役割を果たし、市内の緑化の先進的モデル地区としての整備を積極的に進める必要がある。（NO.48） 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○香川駅周辺緑化の推進については、まちづくり検討会を立ち上げ、積極的な検討が始まったことは評価できる。（NO.49） ○辻堂駅西口周辺整備事業の進捗に対応し、みどりを創出する取り組みが望まれる。（NO.50） ○浜見平地区における緑化の推進については、「浜見平まちづくり計画」等に基づき着実に緑化が進められていることは評価できる。（NO.51）		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(13)民有地緑化の推進（施策 NO.53～63）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	民有地緑化の推進		
個別施策	NO.53～NO.63		
優先施策	53.緑化地域制度の導入、54.茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
53	緑化地域制度の導入	－（景観みどり課）	149
54	茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	B（景観みどり課）	151
55	駐車場緑化の基準づくり	A（景観みどり課）	153
56	ランドスケープコードガイドラインの作成	B（景観みどり課）	155
57	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	B（景観みどり課）	157
58	緑化施設整備計画認定制度の活用	C（景観みどり課）	159
59	記念樹配布事業の実施	A（景観みどり課）	161
60	グリーンバンク制度の創設	A（景観みどり課）	163
61	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定	A（都市計画課）	165
62	生垣補助金制度による生垣緑化の支援	A（景観みどり課）	167
63	社寺などのみどりの保全	A（景観みどり課） A（社会教育課）	169
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○緑化地域制度については、後期に実施することとなっているが、制度の検討や枠組みについて着手を始めるべきである。（NO.53） ○本条例の見直しについては、他市町村の事例研究は進めているが、どのような点が茅ヶ崎市における改正のポイントになるのかが示されておらず、素案づくりが進んでいない。緑化対象・緑化率・緑化基準なども含めて検討し、条例化に向けて進める必要がある。（NO.54） 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○民有地緑化については、制度ができていても実績に結び付いていない傾向がある。ニーズや広報の適切さ等を市民へのヒアリングなどから把握する必要がある。民有地の緑化は多様な状態の緑が含まれるが、方針の一本化と多様な応用を組み合わせる進めることが望ましい。 駐車場緑化の基準づくり（No.55）とランドスケープコードガイドライン（No.56）は民有地の緑化に関する基準とガイドラインとして関連があることから、一本化し、内容を本審議会で議論するべきである。（施策の方針全体） ○ランドスケープコードガイドラインという表現は、一般的でなく、市民に意図が伝わりづらい。まちなみ景観条例を志向した景観コードなのか、緑化ガイドラインなのか、概念規定を再検討する必要がある。（NO.56） ○緑化施設整備計画認定制度については、特例措置が今後発生する可能性があるのか		

	どうかを予測して、今後の計画への組み込みを検討する必要がある。(NO.58) ○記念樹の配布については、配布需要が少ないままにとどまっているが、アンケート等により市民の記念樹へのニーズや適切な広報のタイミングなどを再検討する必要がある。(NO.59) ○接道緑化に関する様々な手法を検討し、展開できることが望ましい。(施策の方針全体) ○社寺のみどりについては、調査が進み記録が公開されていることは評価できる。社寺のみどりは、市内におけるみどりの拠点であり、「ジーンバンク」※の役割を果たすことから、保全と市民への広報等の活用を進めることが望ましい。(NO.63) ※ジーンバンク：遺伝子資源を保存するための施設
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた ☒ C 進捗しなかった

(14)基本計画の推進（施策 NO.64）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		基本計画の推進	
個別施策		NO.64	
優先施策		64.茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【再掲】	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	A（景観みどり課）	173
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○本条例については、見直すべき課題の整理、他市の条例の比較検討が事務的に行われているが、市のみどり施策の核となる「みどりの基本計画」、それをサポートし推進する「みどり審議会」の位置づけは不可欠であり、改正すべき課題を整理し、本審議会で議論するなど、条例改正につなげる作業を早急に進めることが望まれる。(NO.64)		
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった		

(15)協力体制の構築（施策 NO.65～74）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	協力体制の構築		
個別施策	NO.65～NO.74		
優先施策	65.(仮称)みどり審議会の設置・運営、66.みどりの里親制度の充実・普及		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	A（景観みどり課）	175
66	みどりの里親制度の充実・普及	A（公園緑地課）	177
67	里親ボランティア団体の育成	B（景観みどり課）	179
68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用	B（景観みどり課）	181
69	事業者参加の充実	A（景観みどり課）	183
70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	A（景観みどり課）	185
71	緑化事業者評価制度(SEGES)の活用	A（景観みどり課）	187
72	学校との連携推進	A（景観みどり課）	189
73	自治会などとの連携推進	B（景観みどり課）	191
74	管理協定締結の推進	B（景観みどり課）	193
審議会からの意見	【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○審議会の位置づけや役割が曖昧である。報告の承認機関となっており、他課が管轄するみどり関連事業に関して、事前にあるべき審議事項の相談がないことが多い。他の審議会と連携を図り、みどりに関する審議機関として活用してほしい。（NO.65） ○里親制度については、地道ではあるが里親の増加が図られており、市民のみどりとの関わりの機会づくりに結び付いていると言える。平成23年度の課題に「公園愛護会制度」の導入がうたわれているが、この制度と「みどりの里親制度」との関わりを具体的にすることが必要がある。（NO.66） 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○里親ボランティア団体の育成については、環境基本計画の目標にある組織につなげていけるようにすることが望まれる。（NO.67） ○平成23年度の年次報告にあるように、工場や事業者が緑化に取り組みやすいよう、表彰や先進例の広報などの工夫をする必要がある。電源開発のビオトープづくりの事例も他の事業体でも応用できるように周知するとよい。緑化事業者評価制度（SEGES）に関連させて、茅ヶ崎市独自の制度をつくってもよいのではないかと考える。No.69～71は関連施策として補完する関係である。（NO.69～71） ○学校との連携については、学校自体が市のみどりのネットワークの拠点になりうることや、市の広域避難所として防災上の拠点になることから緑化推進の必要性が高い。定常的に緑化に関する普及啓発ができるよう、モデル校制度や授業への組み込みなどを図ることが望まれる。校庭緑化やビオトープの優良事例なども紹介して		

	いく必要がある。(NO.72) ○住民に対する緑化推進の啓発を進めることは重要であるが、緑化推進が日常生活とどのように関わるのかという観点からの広報の工夫が必要である。学校や事業者に対する広報にも通じることとして、広報のあり方について研究する必要がある。(NO.73) ○特別緑地保全地区にあっては、持続的な管理活動と順応的管理が可能となるような体系、体制及びロードマップの作成が必要である。(NO.74)
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった

(16)PR・情報提供の充実（施策 NO.75～82）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		P R ・ 情報提供の充実	
個別施策		N O . 7 5 ～ N O . 8 2	
優先施策		該当なし	
【参考】市による内部施策評価			
N O	個別施策	評価	ページ
75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	B（景観みどり課）	1 9 5
76	緑地保全優遇施策の P R ・ 協力の働きかけ	A（景観みどり課）	1 9 7
77	回遊動線の設定・充実	－（景観みどり課）	1 9 9
78	オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	－（景観みどり課）	2 0 1
79	みどりのフォトコンテストの開催	－（景観みどり課）	2 0 3
80	茅ヶ崎の名木 5 0 選集の発刊	－（景観みどり課）	2 0 5
81	ホームページの活用	A（景観みどり課）	2 0 7
82	市民参加によるみどりの調査の推進	B（環境政策課） A（景観みどり課） A（社会教育課）	2 0 9
審議会からの意見		【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○緑化技術講習会や緑化指導員の育成については、年 1 回だけで終わるのではなく、そこから指導員育成に結び付けていく方策を検討する必要がある。今後、育成したい人材をイメージして講座受講生を募集することが必要である。（N O . 7 5） ○コンクールや写真コンテストなどは、必ずしも応募件数が維持されるとは限らないため、運営側の継続意思とともに、作品の表彰制度や活用目的やコンセプトを持ち、運動として実施することが必要である。また、産業振興課や公民館、民間写真会社などと連携して行うべきである。（N O . 7 8 ～ 8 0） ○みどりに関するアンケート等については、市民の認知度が低い。とすると調査のための情報収集への協力で終わってしまいがちであるが、学校教育や生涯学習の観点からの位置づけを行うことが必要である。学校や市民、事業者を巻き込んで実施し、みどりや自然環境に関心を持つ主体を意識的に拡大するためにも活用するべきである。（N O . 8 2）	
前期実績に対する評価		A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった	

(17)資金の充実（施策 NO.83～84）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針		資金の充実	
個別施策		NO.83～NO.84	
優先施策		83.茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	B（景観みどり課）	215
84	ナショナル・トラスト活動の推進	C（景観みどり課）	217
審議会からの意見		【優先施策の前期実績・課題に関する意見】 ○財源不足が課題となって、実施が困難となる事業が多いことから、緑のまちづくり基金の推進は、今後のみどり政策において重要である。基金に関する広報や、他課の事業やイベント等を活用した寄付の募集などに力を入れる必要がある。（NO.83 ①） ○基金の運用ルールについては、基金の創設時に行うべき基本的要件である。策定を急ぎ、寄付者に基金の用途や意義を伝える活動を行う必要がある。（NO.83 ②） 【一般施策の前期実績・課題に関する意見】 ○ナショナル・トラストの概念を理解している市民は少ない。茅ヶ崎市におけるナショナル・トラストはどのような考え方や方針をもつのか、土地を取得するとどうなるのかという基本的な概要を早急に検討し、決めなければならない。また、ナショナル・トラストを市独自の考え方で進めるのであれば、市条例による法的担保を持たせ、管理主体となる組織を定めることが必要である。それらの整備には時間を要することから後期事業であっても、早期から着手することが望ましい。（NO.84）	
前期実績に対する評価		A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった	

みどり審議会による施策方針の評価	
総括	
審議会からの意見	○「みどりの基本計画」は、本市のみどりの特性を生かしつつ、各種施策の協働によって、環境保全、レクリエーション、防災、景観の四つのみどりの系統を総合化して、みどりのネットワークを構築し、市民にとって快適な都市を形成することを目指している。 そのためには、全庁的に展開されている各種施策に係わる者が、「みどりの基本計画」を良く理解し、如何なる智恵、工夫にとって“みどり”を保全・創出していくかという意識を共有化し、連携、実行していくことが大切である。 そこで、景観みどり課は、「みどりの基本計画」の庁内への浸透を図る努力を引き続き進めるとともに、率先して全庁のみどり財源の確保、横断的な施策の連携、推進にあたっての推進役、コーディネーター役、サポーター役を果たしていくべきであり、実行力ある体制、組織の強化・充実を図ることもあわせて必要であるとする。行政が確固たる取り組みを示すことが、市民・事業者の協働を得る強い拠り所となる。 ○一方、「みどりの基本計画」は、行政だけでなく、市民・事業者が一体となって取り組む計画であることに鑑み、計画の普及・啓蒙による認知度の向上を図ることはもちろん、茅ヶ崎市の将来都市像である「自然と人がふれあう心豊かな快適都市」達成に、身近なみどりが大きな役割を有することの理解、認識を得るための一層の努力が必要である。 ○「みどりの基本計画」の達成は、景観みどり課が責任を持っているとの自覚・覚悟をより強く意識して、中期以降の施策に取り組まれることを期待する。 ○みどりの拠点となる公園緑地の整備については、平成20年（基準年）総面積55.09ha（2.38㎡/人）を平成30年（目標年）総面積209.89ha（8.73㎡/人）の目標値が示されている。 現状では、市民一人あたりの公園面積も全国平均から大きく遅れをとっている状況である。計画目標年である平成30年に一人あたり公園面積8.73㎡を達成するためには、「公園整備プラン」と「財源の裏付けある事業計画」からなる具体的な「公園整備工程表」を策定することが急務である。
前期実績に対する評価	A 進捗がみられた B 一部進捗がみられた C 進捗しなかった

茅ヶ崎市みどりの基本計画前期（H21～H23）報告書

平成25（2013）年1月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 都市部景観みどり課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111 携帯サイト

FAX 0467-57-8377 QRコード

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

